

如上人の筆に成る蓮如上人の畫像、並びに實如、證如兩上人の畫像が安置してある。法要には中宗會（四月十一日より十四日まで）圓如上人祥忌（九月三十日）報恩講（十月十三日、十四日）等があり、門末門徒の緇素群をなして參詣する。また崇敬門末は、山科西宗寺、東野眞光寺、小山安樂寺、同明教寺、相辻法敬寺等にして、講社には京都山科講、近江二十五日講、伊勢山科講、攝津山科講、大阪元組花講等がある。その境内は四千七百四十五坪五勺ありて、當院の西北一丁ばかりのところに蓮如上人の墓があり、また當院の東南方數町の松林中に、本願寺九代實如上人、十代證如上人の墓がある。

西宗寺

當寺は放鷲山と號し、眞宗本派本願寺の末寺にして大字西野の地に在る。本尊は阿彌陀如來であり、蓮如上人の筆に成る宗祖見眞大師の畫像、及び蓮如上人自作の木像を安置してある。本願寺第八世蓮如上人山科本願寺創建の際、當寺の祖先海老名遠江守五郎左衛門尉信忠深く上人に歸依し、所領の地及び其の屋敷を寄附し、其の弟子となり、淨乘と號した。文明十二年御影堂の建立が成り、同年十一月十八日大津近松の親鸞上人の眞影を迎へ、七晝夜の法事を營んだ。而して同十三年上人は本願寺の一部たる南殿を淨乘に與へて寺となさしめ、西宗寺と稱し、淨乘之が開基となつた。又當寺を放鷲山と號するは、蓮如上人遷化の前病褥を此に移し、鷲を放ちしに由ると云はれて居り、即ち上人往生の舊蹟は當寺である。時に淨乘の子祐信は常に上人の病褥に侍して用命を承はりしにより、上人自畫の影像を與へられた、これを蓮如上人形見の御影と云ふ。其後天文元年八月二十四日六角定頼、日蓮宗徒と共に來り攻め、本願寺を焼くや、祐信は正尊と共に親鸞上人の眞影を作合の一間東の地に埋め、夜半に至りて百貫孫右衛門を伴ひ、之れを掘出し、祐信は之を奉じて宇治田原に逃れ、證如上人の後を追つて大阪に至つた。證如上人は非常に喜び、祐信に

祖像を包んだ打敷を與へたと云ふことである。

寺實には祐信房手記繪傳、放鷲御影、蓮如上人六十四歳自作木像、蓮如上人筆山科建立の勸章一通、山科本願寺おたましの御影等がある。

境内は千九十一坪ある。

眞光寺

當寺は大字東野の中央部に在る。宗旨は眞宗にして本派西本願寺の末寺であり、その創立は足利時代の長享元年にして、僧祖常の開基に係る。境内は二百五十坪を有する。

明教寺

當寺は眞宗にして、本派本願寺派に屬し、大字小山の地に在り、山號を露山と云ふ。文明元年小山の郷士中川喜平治なる者、本願寺の第七代存如上人に歸依し、其の弟子となり、玄入と號し、當寺を創建した。其の子玄鎮父玄入の遺言に因つて本願寺の中興蓮如上人に歸依した。當時上人六字の名號を書して玄鎮に與へたが、之れを眞宗歸の名號と稱し、當寺の重寶として今に傳へてゐる。境内は二百十七坪ある。

安樂寺

當寺は眞宗にして、本派本願寺派に屬し、大字小山の地に在り、山號を白露山と號した。慶長元年三月の創建に係り、僧教春の開基するところにして、境内は百十坪ある。

法敬寺

當寺は大字相辻の西北の地にあり、本派本願寺の末寺にして、寺格は餘間である。明應四年の創立に係り、本願寺

の第八世蓮如上人の弟子法敬坊の開基するところである。境内は二百二十二坪を有する。

第二項 大谷本願寺派寺院

山科大谷派別院

山科別院は、眞宗大谷派（東本願寺派）の別院にして大字竹鼻にあり俗に東御坊と云ひ、長福寺と稱す。文明中本願寺第八世蓮如上人此の地に一寺を建立し、松林山本願寺と號し、本願寺の本山と爲し、一時宗風盛んなりしが、天文中六角定頼、日蓮宗徒と共に來攻し、遂にその焼くところとなり、爲めに證如上人は寺を大阪の石山の地に移した。其の後久しく廢墟となつてゐたが、享保十七年東本願寺の第十七世眞如上人に至り、再興を企て、京都の本山寺内に在る長福寺を移し、元文二年三月落慶の式を擧げ、移徒供養の法を修した。天明七年第十九世乘如上人堂宇を再建した。寺域は四千四百五十餘坪ある。

本堂は南面して居り、桁行十二間、梁行十一間にして、本尊阿彌陀如來を安置し、左右に今上陛下並に明治天皇の御尊牌を安んじ、東脇壇には宗祖眞大師、西脇壇には嚴如上人の像を安置し、別に東の間厨子に蓮如上人の自作に係る一尺六寸の坐像を安置してある。其の他の建物には、客殿（百三十三坪）、庫裡（百五十五坪）、鐘樓（十六坪）、茶所（八十三坪餘）、書院二棟（九十二坪）、座敷（十坪半）、玄關（二十八坪半）、鼓樓（六坪餘）、四脚門（十六坪）等がある。毎年春秋兩度の彼岸には宗祖忌を修し、遠近の緇素群を爲つて參詣する。

後庭の小丘に一茶亭がある。もと蓮如上人幽棲の南殿、泉水山の舊亭を移したものでして、これに修補を加へ陽秋亭と名づけ、山階宮晃親王の一遍額を掲げた。亭中の眺望は實に絶佳である。南殿の舊跡は別院の東四町ばかりのところになり、方六十二間にして、外構は二町に餘り、其の中に小丘があり、傳へて上人在世中の所謂泉水山の故址なりと云ふ。

西念寺

當寺は大字勸修寺の地に在り、眞宗大谷派本願寺の末寺にして、寺格は飛檐である。天正十五年の創建にして、僧道德の開基に係る。道德俗姓は中村氏にして、宮道彌益の遠裔と云はれてゐる。彌益は宇治郡の大領にして、醍醐天皇の外祖父に當り、眞言宗山階派本山勸修寺とは最も深い縁由がある。道德文明の頃本願寺の第八世蓮如上人に歸依し、その信任を得て、上人自作の木像を與へられ、それを本尊阿彌陀佛の傍らに安置した。境内は二百二十六坪を有する。

其の法系は次の如くである。

初代道德——二代明了——三代順西——四代順清——五代清閑——六代玄誓——七代受圓——八代受玄——

九代寂惠——十代源理——十一代圓純——十二代圓成——十三代圓明——十四代圓威——十五代圓亮

圓光寺

當寺は大字四宮の地に在り、眞宗東本願寺派に屬し、山號を楊柳山と云ひ、本尊阿彌陀如來は安阿彌の作と云はれて居る。永正十二年十一月の創建にして、開基は僧道閑である。道閑は俗名を富田源吾吉定と云ひ、兄源六吉直と共に出雲より山科に移り、本願寺の中興蓮如上人に歸依し、六字の名號を授けられ、道場を創建した。之れを當寺の起源となす。堂宇、庫裡、鐘樓等皆備はり、境内は二百三十四坪を有する。

光照寺

當寺は眞宗にして、大谷派本願寺末に屬し、大字音羽の地に在り、寺格は内陣である。泉水山と號し、元祿七年八

月の創建に係り、道願坊祐悦の開基である。本尊は阿彌陀佛にして境内は五百五十坪ある。蓮如上人の南殿舊跡と稱する地は、光照寺の南に當る泉水山にして、小丘池跡は今尙ほ風致に富んで居る。

萬因寺

當寺は石谷山と號し、大字川田の北方に在る。宗旨は眞宗にして大谷派東本願寺の末寺である。その開創は遠く清和天皇の貞觀元年三月僧祐源の開基するところと傳へられる。其の後久しく衰頽に歸せしを徳川時代の正保四年に至つて僧祐念之れを再興した。境内は百四十四坪を有する。

光久寺

當寺は花園山と號し、大字厨子奥なる瀨谷道の傍に在る。宗旨は眞宗にして大谷派東本願寺の末寺であり、その創立は足利時代の永正五年にして徳田淨空なるものの開基である。寺傳に、花園の山號は淨空が本願寺の中興蓮如上人に屢々庭前の花を贈りしより、上人これを賞して與へたものであると傳へられる。境内は三百九十三坪を有する。

西雲寺

當寺は白龍山と號し、大字東野の中央部に在る。宗旨は眞宗にして大谷派東本願寺の末寺であり。その創立は戰國時代の天文十三年にして、僧常雲の開基に係る。境内は三百三十五坪を有する。

第五節 禪宗寺院

第一項 曹洞宗寺院

岩屋寺

當寺は神遊山と號し、大字西野山の南方にあり、曹洞宗天寧寺末に屬し、寺格は平僧である。その創立の年代並び

に開基の僧名等は、舊記を逸したるにより一切知ることを得ない。中古久しく荒廢に歸したりしを明暦元年に至つて再興せられ、後ち本尊に智證大師の作と傳へられる不動明王を安置せられた。嘗て赤穂の遺臣大石良雄の念持佛であつたと云はれてゐる。その後また衰頽に赴きしを、嘉永年間に至り、時の尼僧、京都町奉行にして、淺野長矩の縁戚に當る淺野長祚の助力を得て、堂宇を修營した。寺内に淺野長矩の畫像、赤穂四十七義士の位牌、並びに大石良雄の遺品數種、赤穂城の勤番簿、義士の一人大高源吾が母に送りし遺言狀、及び七印度佛の觀世音等が保存せられてある。本堂の左方に毘沙門堂があつて、本尊の左右に義士の木像が安置されてある。當寺は地勢高爽にして、風景の佳なるものあるのみでなく、義士を敬慕するものは來つて遺品を觀覽し、此の像に參拜するものが多い。當寺の住職は尼僧にして、境内は四百十二坪を有する。

明治三十二年に大石義士會が組織せられて、義士追悼二百年祭が當寺に於て執行され、同時に四十七士の木像堂を移轉の上改築し、尙ほ境域を擴張して一大庭園と爲した。從來は參詣者極めて稀であつたが、二百年祭執行後は、義士の忠勇義烈なる精神に憧憬して、各地よりの參拜者著るしく増加し、小學校、中等學校等の團體、青年團、在郷軍人會等の各種團體の參詣者年々累加し、毎年十二月十四日の義士討入の記念日には、萬餘の參拜者を見るの盛況を呈するに至つた。されば岩屋寺に於いては義士に關する記念物を陳列して一般の觀覽に供し、或は繪端書、由來記等の小冊子を販賣して參詣者の便宜を與へ又宇治郡教育會に於ても若干の義士追悼の費を支出し、山科町青年團をして案内或は湯茶饗應等の斡旋の勞をとらしめてゐる。

福壽院

當寺は天寧山と號し、大字北花山の西南にある。宗旨は曹洞宗にして、伊勢國多氣郡江馬村の昌徳寺末である。そ

の創立の年代並に開基の僧名等は舊記を失ふを以て詳かでない。徳川時代の明和年中に至つて梅叟和尚が之れを中興して、本尊に釋迦如來の像を安置した。近時かの有名なる字大宅の大宅寺が廢寺となつたので當寺に合併した。境内は三百三坪を有する。

永興寺

當寺は曹洞宗にして、近年村上素道の建立するところである。素道は篤學の僧にして、蓮月尼全集以下數多の著書がある。

第二項 臨濟宗寺院

華山寺

當寺は獅子窟華山寺と號し、大字北花山の元慶寺の北隣に在り、宗旨は臨濟宗にして妙心寺の末寺である、貞觀十一年に清和天皇の勅願を以て建立せられた大伽藍にして、天台、眞言兩宗の僧侶が修行したところであつた。而して其の開基は舊記を逸せしを以て詳かでない。天曆二年九月祝融の災に罹り、堂塔、伽藍、舊記等殆んど烏有に歸したが、村上天皇の勅によつて之れを再興した。後ち屢々兵亂に遭遇し、衰頹その極に達し、徳川時代の萬治元年に至つて、妙心寺の塔頭聖澤院の八世愚堂和尚が之れを中興し、今の宗旨に改めた。然れども昔の面影は毫も存せず、今は舊地の一隅に僅かに一堂宇を存するのみである。境内は三百七十五坪を有する。

當寺には青山子爵家の祖先である舊丹波國篠山藩主の位牌並びに青山家の家祖にして後醍醐天皇朝の忠臣である贈正一位太政大臣花山院師賢の位牌、其の他五輪の古塔三基が存してゐる。五輪塔は高さ二尺五寸餘にして、形は普通であり、其の碑は古くして文字も見えない。文貞公(花山院師賢)、寶藏院殿、清鏡院殿の墓と傳へられてゐる。文政

十年六月篠山藩主青山忠裕は當寺に參拜し、文久三年四月には同藩主青山忠敏が參拜した。

廻地藏堂

當堂は大字四宮にある六角形の堂にして、京外六地藏の一である。その本尊たる廻り地藏は小野篁の作と傳へられ、平清盛の命によつて西光法師の建立するところと云はれて居る。

六地藏は、山科、加茂御泥ヶ池、伏見、烏羽、桂、太秦に安置されてあり、七月二十四日に六地藏参りとてここに詣づる風習がある。此の地藏は文徳天皇の仁壽二年に小野篁が地藏尊の像六體を造り、木幡の法雲山大善寺に安置したることによつて此所を六地藏村と稱した。今の宇治村の地である。其の後保元二年平清盛西光法師に命じて六箇所に堂を造り、これを別置せしめたと傳へられてゐる。

第三項 黄檗宗寺院

妙應寺

當寺は龍寧山と號し、天智天皇御陵の東三町ばかりのところの在る。黄檗宗に屬し、寺格は六等である。往昔は明王寺と稱し、土佐奥の堂と呼んだ。創立年代其他については舊記を失ふを以て詳かでないが、往古は頗る權勢ありし寺であつたやうである。後ち禪宗の一なる黄檗宗に改め、宇治の萬福寺の末寺となつた。中興は龍洲禪師である。本尊十一面觀世音は天台宗の慈覺大師圓仁の作と云はれ、四尺の立像であり、脇士は文珠、普賢の兩菩薩にして、脇壇には又觀音菩薩を安置す。此の觀音の胎中には閻浮檀金一寸八分の觀世音の像が納められ、之れは天智天皇の冠中に納めさせ給ふた尊像であると傳へられる。

境内に辨財天祀があり、天孫の辨財天が祀られてある。近時大に衰頹し、僅かに荒廢せる一堂宇のみを存してゐた

が、最近に至り園泉を築き、堂宇を修繕し、其の面目を一新した。境内は四百五十九坪を有する。

第六節 淨土宗寺院

一 來迎寺

當寺は大字安朱の地に在り、九品山と號し、阿彌陀佛を本尊とする。淨土宗西山派に屬し、京都東山禪林寺の末寺である。安貞元年正月の創建にして、西山派の祖證空上人（法然上人の弟子）の開基に係る。往昔は今の地より北方にあつたが、其の後元應及び永正年間に再建したと傳へられてゐる。光壽殿の額は天台座主毘沙門堂門跡公遵法親王の筆である。明治十二年大字厨子奥の永正寺を廢し、當寺に合併せられた。その本尊たる阿彌陀如來の像は行基の作と云はれ、また毘沙門天は弘法大師の作と傳へられ、共に此の寺に移された。境内は二百十九坪を有する。

二 福應寺

當寺は遍昭山と號し、大字上花山の北方に在る。往昔は天台宗に屬してゐたが、中古より淨土宗に改めて京都の知恩院末となつた。その創立年代は詳かでない。傳へて云ふ。元慶寺の開基遍昭僧正の開基であると。僧正嘗て此の寺に於いて衆僧を集めて講筵を開いたことがあり、よつて此の地を講田と字した。蓋し其の當時は元慶寺に屬してゐたものであらう。本尊は阿彌陀如來の像にして、その脇壇に信濃善光寺如來の一光三尊佛を安置し、小堂には小松内大臣平重盛の念持佛と稱する安産地藏尊を安んじてゐる。此の地藏尊並びに一光三尊の銅佛はいづれも優秀なる作にして、嘗て寶物取調局より鑑査狀を附與せられた。境内は二百九十四坪を有する。

三 阿彌陀寺

當寺は大字北花山の地に在り、等光山と號し、一に阿彌陀堂とも云ふ。大字北花山の濼谷街置の傍に在り、宗旨は

淨土宗にして、京都知恩院の末寺である。その創立の年代並に開基の僧名等は舊記を失ひたるを以て知ることを得ない。寺傳に、本尊阿彌陀如來の像は、小松内大臣平重盛の念持佛にして、嘗て京都東山の阿彌陀峯に在りしものを、燈籠堂の火災に罹つた際、此の本尊及び此の堂のみがその災を免がれて此の地に移されたものと傳へられてゐる。その堂宇の古色なること、實に犯すべからざるところがある。本尊阿彌陀如來の像並びに當寺に安置してある觀世音像は優秀なる作として、嘗て寶物取調局より鑑査狀を附與せられた。境内は百十四坪を有する。

四 西念寺

當寺は大字竹鼻の地に在り、紫雲山と號し、淨土宗にして攝取院の末寺であり、寺格は二十四等である。創立の年代は舊記を失ひたるを以て詳かでないが、徳川時代の寛永年間に西雲大徳なる者が此の寺に住し、堂宇を再建したものと云はれてゐる。本尊は阿彌陀佛にして、聖徳太子丸木の作と傳へられる。境内は二百二十六坪を有する。

五 當麻寺

當寺は大字御陵の地にあり、弘誓山と號し、淨土宗西山派にして、京都の東山禪林寺の末である。本尊は丈六の阿彌陀佛にして惠心僧都の作と云はれてゐる。當寺は始め山麓に在りしが、大岩寺の住職隨流、資財を寄附して此處に移し再興した。當麻の寺號、並びにその起原等は明かでない。一説には御陵村の守陵戸に當麻氏なるものがあつて、此の人の創建に係ると云はれ、又京都粟田口の鍛冶當麻丞なるものの建立とも云はれてゐる。境内は百五十坪を有する。

五 阿彌陀寺

當寺は大字御陵の地にあり、吉祥山と號し、淨土宗にして、京都知恩院の末であり、寺格は十八等である。行基菩

薩の開基に係り、往古は天台宗比叡山の別院にして、吉祥山無量壽院阿彌陀寺と號したりしが、中世に至り、知恩院の第十一世圓智和尚が之を淨土宗に改めた。よつて和尚を當寺の中興開山となす。境内は五百七坪を有する。

本尊阿彌陀如來の像は小松内大臣平重盛の祈念佛と云はれ、恵心僧都の作にして、寶物取調局より美術上優等の作なる旨の鑑査狀を付與せられた。

六 光 照 寺

當寺は大字日岡の地に在り、頂後山と號し、淨土宗にして、京都の金戒光明寺末であり、寺格は三十等である。本尊は阿彌陀如來を安置し、創立の年代は詳かでない。寺傳によると、宗祖法然上人亂を避けて此地に來り住居せしとき、自身の木像を彫刻して、末世までもその舊蹟たることを示さんとて遺し置いたとのことである。其の後僧觀譽閑月と云へるものが、上人の舊蹟を慕つて堂宇を再建して之れに住した。因つて此の僧を當寺の中興開山と云ふ。境内は八十坪を有する。

七 松 聲 庵

當寺は大字東野にあり、元稱名寺と稱し、淨土宗西山派に屬し、京都の常樂寺末である。寛文元年の創立にして僧松聲の開基に係る。よつて庵名としたものであらう。當庵に安置する歛痕觀音と稱するは頗る古佛にして、往昔音羽川の上流より出現せるものであると傳へられてゐる。境内は三百十二坪を有する。

八 宗 念 寺

當寺は大字大宅の北方に在り、淨土宗にして攝取院の末である。永祿年間の創立であるが、その開基の僧名等は舊記の散逸によつて知ることが得ない。安永年中祝融の災に罹り、烏有に歸せしを、寛政年間に至つて僧信譽之れ

を再興した。境内は百一坪を有する。

九 大 圓 寺

當寺は如意一山と號し、大字大宅の中央に在る。淨土宗にして攝取院末であり、寺格は十九等である。元和二年に創立せられ、僧信譽の開基に係る。本尊は阿彌陀佛を安置し、恵信僧都の作と傳へられてゐる。境内は三百二十六坪を有する。

一〇 西 樂 寺

當寺は菩提山と號し、大字柳辻の西北の地に在る。淨土宗にして京都知恩院の末であり、寺格は二十七等である。創立並びに開基の僧名等は、舊記を逸せしにより、一切詳かでない。享保六年僧念譽これ再興し、智證大師の作と傳へらるる阿彌陀佛を本尊として安置した。境内は百五十一坪を有する。

二 増 福 寺

當寺は大字西野山の北方に在り、淨土宗にして、極樂寺末であり、寺格は三十等である。舊記を逸し、その創立の年代並びに開基の僧名等の一切を知ることが得ざるも、往古は大字栗栖野に在りしを、後ち此の地に移したものと云はれてゐる。境内は二百一坪を有する。

三 福 王 寺

當寺は大字西野山の北方に在り、淨土宗にして、極樂寺の末であり、寺格は三十等である。創立の年代並びに開基の僧名等殆んど知ることが得ざるも、或は心譽秀山の開基ならんかと云はれてゐる。境内は七十七坪を有する。

一三 極 樂 寺

當寺は蔡華山と號し、大字西野山の西南の地に在る。淨土宗にして京都知恩院末に屬し、寺格は二十四等であり、本尊には阿彌陀佛が安置されてある。創建の年代並びに開基の僧名等は殆んど知ることを得ざるも、承應以前の古刹たることは疑ひなく、恐らくは僧眼阿練透の再建するところであらう。元祿の頃もと播州赤穂の老臣大石内藏助良雄當西野山の地に移住し、當寺の檀越となつた。而して亡君淺野内匠頭長矩の位牌を修め、香華料として田園を寄附し、また族進藤源四郎と謀り堂宇を營繕し、陽に遊蕩を装ひながら、陰に舊主の後世を弔ふことを怠らなかつた。文化四年の夏祝融の災に罹り、本堂を始め舊記に至るまで悉く烏有に歸し、其の後假堂を建立し現今に及んでゐる。境内は千二百六十六坪を有する。

一四 西 光 寺

當寺は佛頂山と號し、勸修寺の南北にある。淨土宗にして京都知恩院の末であり、寺格は十九等である。その創建の年代は詳かでないが、閑公和尚なるものの開基である。もとは小宇御所の内にありしを元祿年間に至つて寂夢和尚が中興し、堂舎を今の地に移して再建した。本尊は阿彌陀佛にして、外に濟信法親王(靈元天皇第一皇子勸修寺長吏)及び新上西門院(靈元天皇中宮)の御位牌を安置してあり、又本堂の傍の小堂には地藏尊が安置されてある。境内地は四百五十四坪を有する。

第七節 日蓮宗寺院

一 護 國 寺

當寺は大字竹鼻の地に在り、了光山と號し、日蓮宗にして京都妙傳寺の末であり、寺格は紫金欄二十三等である。寛永二十年本山妙傳寺の第十三世日勇上人の開基に係り、往時は同宗の教堂にして、幾多の學寮が境内に滿ち、法界

の隆運を極めたが、後ち悉く學寮を毀ち、僅かに小堂、庫裡、鐘樓及び總門を存するにすぎなかつたが、近年に至つて境内の一部を田畠となし、堂宇を一所に蝟集修築して現在の有様となつた。總門の扁額は伏見天皇の姫宮天真院の御寄附であると云はれる。正保年間後水尾天皇の中宮東福門院和子には當寺の日勇を召させられて、菊の御紋章入の御衣を以て製せられた七條並に五條の袈裟を賜はつた。是れ日蓮宗の僧侶が菊の御紋章入の袈裟を着する濫觴とはなつた。堂内に阿サエ、源兵衛の木像が祀られてあるが、此の二人がこの堂内に祀られたことに就いては諸説ありて、何れが是とも定め難い。境内は三百餘坪を有する。

二 妙 見 寺

當寺は大字大塚の地に在り、京都の妙傳寺末であり、寺格は平僧二十五等となつてゐる。山號を護法山と云ひ、俗に妙見堂と稱せられる。創立の年代は不詳にして、亦開基も明かでない。本尊妙見大菩薩の靈像は春日の作と傳へられ、桓武天皇の御宇に王城の四方に祀られた星の宮の一であると云はれてゐる。何れの時か堂舎焼失して、後大に衰廢し、本尊妙見の靈像は久しく土中に隠没せられてゐたが、宇都宮左衛門尉賴綱なる者が之れを得て、守本尊となし、深く信仰してゐた。後ち幾星霜を経て徳川時代の寛政中、僧日祥が堂宇を再興し、明治二年に至つて日蓮宗に改めた。境内は三百二十一坪ある。

三 秀 典 寺

當寺は大字安朱の地に在り、日蓮宗にして、京都立本寺の末である。龍王山と號し、徳川時代の寛文中に創建せられ、僧日孟の開基に係る。題目寶塔及び鬼子母神を本尊として安置し、境内は二百五十坪を有する。

四 大 立 寺

當寺は大字安朱なる安朱山の麓にあり、日蓮宗にして、京都の妙傳寺末である。長昌山と號し、慶長年間の創建にして、圓通院日純の開基に係る。釋迦如來像及び宗祖日蓮上人の像を本尊として安置し、境内は八百四十八坪を有する。

第八節 廢寺

山階寺址

山階寺址は、山科本派本願寺別院の附近、東野の中央小字八反畑、三宮明神の邊とも、又小野村に興福寺橋の字存するを以て同所ならんとも云ひ、その遺址として今適確に認むべきものはない。蓋し三宮明神の地は藤原氏の祖中臣氏の舊地で陶原館のあつた處である。而して山階寺は、藤原鎌足の創建するところにして、其の子不比等之れを大和國に移し、厩坂寺または興福寺と云つた。その詳細に就いては通史篇において、述べたからここには略することとする。

成就院址

成就院は勸修寺の院室にして、元祿年間洞家沙門祖音觀音堂を建立し、住坊を續きに立てて成就院と號した。其の院址は觀音寺の北に當る。今参考までに寶曆元年頃の『御境内差圖八幡宮參拜御庭拜見圖』によつて當時の模様を述ぶるに觀音堂の前に門があり、先づ八幡宮より參拜して本地堂に至り、曼荼羅殿に詣で、西行して毘沙門堂の門より毘沙門堂に詣で、白花渚にて氷池園を遠望して、翠微瀑を横ぎり、御堂内を參拜し、それより苔衣橋を涉り、更に排水の土橋を渡り、觀音堂に詣で、門を出で、左折して又排水の土橋を渡り、右折して黒門を出づを順路としてゐる。往古は關東へ通ずる旅人等多くここに參詣したと云ふ。八幡宮前に尼崎屋、美濃屋、明石屋、内田屋、福島屋、吉田

屋、水茶屋、萬屋、鑑屋、加賀屋、中島屋、八菱屋、櫻屋、船屋等があり、又二所明神社の側には泉屋、掛茶屋がある。當時は二所明神に拜殿があつたが今は無い。而して觀音堂前には中掛茶屋、三星屋、中村屋等があり、其の南には『はん所』がある。關東上下客の通行多きため旅宿等が多かつたのであらう。

白河寺址

白河寺は大字東野に在りし寺にして、往古は別時寺と稱した。後白河天皇の勅願寺にして、御白河天皇御宸筆の御影を奉安せるを以つて、一に後白河院御影堂と稱せられた。弘安、文安、應仁の年中に屢々御修理の供料並びに知行所の繪旨を賜はりたりしこと、文龜二年山科家雜掌言上文書に見わたるも、中世大いに衰微し、さしもの名利も明治七年には遂に廢寺となり、北花山の花山寺に合併せられた。其の址は今に存して居る。

慈徳寺址

慈徳寺は一に東山寺とも云ひ、華山と號した。圓融天皇の女御にして、一條天皇の御生母である東三條院藤原詮子の御願寺にして、長保三年十二月二十日御崩御の際、御法要を此の寺に行はれた。其の寺址は花山にあると傳へらるも、所在を詳かにすることを得ないのは惜しむべきことである。

招月庵址

招月庵の舊跡は、大字四宮徳林庵の後に在る。此の地は往昔京都東福寺の塔頭栗棘庵の僧正徹書記(または徹書記)蟄居の地である。此の僧或る時世を諷した和歌を詠じたので、天皇の御逆鱗に觸れて、遂に京外に放たれ、此の山科の四宮に來つて蟄居し、庵を招月と號した。其の後七月十三日望郷の念に絶えずして歌を詠じたるに、その吟いたく寂感あらせられ、勅勘を免されて、京に歸るを得た。世に山科清岩とも云ひ、その家集を草根と云ふ。藤原兼良の序

がある。

勅勘を蒙りし歌

ちらせ風みぬもろこしの鳥もねす

桐の葉わくる秋の三日月

勅許の歌

中々になき魂ならば故郷に

かへらんものをけふの夕暮

妙智院址

妙智院は元和三年大字東野の三之宮社境内に創建せられた眞言宗智積院末の神宮寺であつたが、明治維新後神佛の混淆を禁ぜられたので、廢寺となつた。往時禁裏御所に由緒ある山科郷へ下賜せられた大般若經六百卷は、後小松天皇を始め奉り、親王、公卿、官女、僧尼等の書寫になり、三之宮社の寶庫に藏め、當院が之れを守護し、毎年山科郷士宅に於て輪讀し、寶祚萬歳、五穀成就の御祈禱をなしたので、之れが爲め下行米四石五斗宛を下賜せられてゐたが明治維新後は廢絶した。その經卷は今尙町役場に保管せられてゐる。

空也寺址

空也寺は、大字東野に在りし寺にして、淨土宗の大雲院末に屬してゐた。靈元天皇の天和二年に僧高譽の開基するところであつたが、何れの頃よりか廢寺となり、今は僅かに東野の中央なる竹林中に其の址を存するのみである。當寺の梵鐘は當時有名なりしものなるが、今は山科の本派本願寺別院に在りと云はれる。

四宮河原觀音堂址

四宮河原の觀音堂は、其の舊蹟等を詳かにしない。足利治亂記、將軍義滿の條に『應永元年九月十一日日吉へ御社參也云々。十四日戸津河尻より船に召されて大津より御入洛なされてけるが關明神四宮觀音などにも御領少々附けられける云々』と見えてゐる。里人の言によれば、もと諸葉山の麓に小堂があつて、聖德太子の御作になる聖觀音を本尊としてゐたと云ふことであるから、今十禪寺の本尊としてゐる聖觀音は四宮河原の觀音であつたのではなからうかと思はれる。

慈尊院址

慈尊院は勸修寺の主要なる院室なりしことは前述した通りである。最初の院址は本堂山麓にあつた。今院址として保存せられてないが、その何れの邊にありしかは推想するに難くない。又元祿再建後の院址は、現勸修寺台所裏の畑地に當つてゐる。

大日堂古趾

勸修寺の大日堂は、正保年間の領分差圖に依るに、大日山大だけと見えて居り、又御境内古繪圖には、大日堂の古跡を示して居る。即ち此の圖に依るときは、大龜谷中の茶殿の西に在り、領分圖に依るときは、伏見領の境に大だけがある。古文書四至に『西限猪鼻南限鉢伏北限黒石』とあるを見れば、即ち堂庭の西南の更に奥に當る。

釋迦堂古趾

勸修寺の大日山大だけの麓、即ち大日堂趾の南が釋迦堂の古趾である。

五大堂趾

勸修寺の五大堂趾は、大だけの麓、谷山の西にあり、釋迦堂、大日堂の南の中間に在る。蓋し此の堂は御願堂の規模を移したものではなからうか。寛信堂舎記に『御願堂在本堂南、五間四面五大尊五體等身彩色如意輪一體右御願云々』と見わたる。

勸修寺毘沙門堂並に寶授院趾

勸修寺の毘沙門堂は、文祿三年の頃は東出村の籓中に在つた。長吏古録に『元祿五年十月六日沙門堯甫奉請當寺毘沙門天於長吏宮殿西北方三間四面經營安置之六日地鎮權僧正潤海行之廿六日賜令寶授院號於堯甫爲當寺住侶云々』と見わたる。元祿の堂並に院址は現勸修寺境内の西南隅に當る。

勸修寺觀音堂趾

觀音堂は元祿年間洞家沙門祖音の建立するところであり、何時頃の廢絶か詳かでない。その堂趾は氷池苔衣橋の東側にあつたが、今は俗家建並びたるを以て、いつれの地點であるか明らかにするを得ない。

塔趾

勸修寺谷山の西北に三重の大塔のありし跡がある。今は田畑となつてゐる。元祿、慶長の頃は未だ山なりしが、其の後に開墾せられたものであらう。

大佛古跡

大佛の古跡は大宇大塚にある。俗に土大佛と云ふを見れば、往昔此の地に泥塑の大佛像を安置せしものと思はれる。

善念寺趾

善念寺は大宇大塚に在りし寺にして、淨土宗の觀音寺に屬してゐたが、何れの頃よりか廢寺となり、今は其の寺趾を詳かにするを得ない。

幸順庵趾

幸順庵は、大宇東野に在りし寺にして、日蓮宗に屬し、京都の頂妙寺の末寺であつた。貞享元年僧日榮の開基するところであつたが、何れの頃よりか廢寺となり、今は僅かに其の趾を存するのみである。

梅本寺趾

梅本寺は大宇北花山にあつたが、近年廢寺となつた。禪宗にして大乘寺末であつた。

徳林庵趾

徳林庵趾は當町大宇四宮にあつて、元臨濟宗南禪寺派の大寺であつたが、天文年中兵火に罹り四宮地藏堂に移した。その遺趾は尙ほ存してゐる。鎮守に人康親王社がある。

第八篇 名勝舊蹟

◇大宇日岡

◎日岡

日岡は一に日向に作られる。宇治郡の西北に位置し、京都市に西接して居り、往時は山科郷に屬して居た。今京阪電鐵京津線日の岡停留所がある。即ち山科より京都の栗田口へ通ずる坂路に當る山を栗田と云ひ、村を日の岡と言つた。地勢は三面皆山に圍まれ、唯だ東方に當る一面のみが明露にして、日光を受くること早きが故に此の名が起つた。

松坂は日の岡の坂路の一名であつて、平家物語に『賀茂川さつと打渡り栗田口松坂へもさしかかり云々』と見えてゐる。昔時は一路の小徑によつて僅かに行旅を通じてゐたが、木食應其上人日岡嶺上に一字を構へ、工事を起して大いに車馬の便を圖り、行人をして今に至るまで其の功德を追慕せしめてゐる。明治八年京都府は更に土木を起し、此の峠の開鑿に従事し、數十尺を切り下げ、又街道を修繕し、同十年三月竣功し、之れに依つて全く人馬往來の苦を救ふことを得た。路傍に修路碑が建てられてある。其の全文は次の通りである。

修路碑

京都三條橋以東抵近江國界道路險仄往々稱不易行而日岡嶺爲最甚焉然以當兩京周道車馬旅客之行皆靡不由於此便憧々之人永苦往來豈忍乎哉因以明治八年經始起工越二年而告藏計爲程一里十九町五十一間有奇易險爲夷易仄爲平而嶺之道高者又抵一丈一尺四寸庶幾乎車馬旅客皆可以免往來之苦也歟明治十年三月京都府知事從五位橫村正直撰

太政大臣三條實美篆額

◎一切經谷

一切經谷は京都の蹴上を距ること約二丁、山科街道に接する日岡の山間にある。昔時天台宗の慈覺大師圓仁が此の地に一切經堂を建立せるを以てかく名づけられたと傳へられて居り、その一切經堂は應仁の兵亂に燒亡したと云はれる。

◎一里塚

一里塚は日岡古道の傍にあり、寛永中將軍徳川家光上洛の際東海道の驛路に造られたその一であつて、京都の三條

大橋を距ること約五十町の地點にある。

續古今集

はし應のすゝのしの原狩くれて

土御門院

入日の岡にきゝす鳴なり

◎木食上人舊跡

木食上人の舊跡は日岡嶺上にある梅香庵、即ち木食寺がそれであるが、其の寺は近年廢絶して今は唯だ遺跡を存するのみである。昔時は一路の小徑僅かに行旅を通じ、通行人の難澁計り知れざるものがあつたので、文祿年間上人茲に庵居し、日岡峠を鑿いて行人の便を計つた。上人の行場と稱する所にある量救水は、今も清水滾々として湧出するが、往時その湧出口にあつたと云はれてゐる石刻の龜の口は今は破壊せられて存しない。此の水は通行旅人の渴を醫したことは勿論である。上人の傳記は人物誌應其の條に詳記した。

◎日岡皇大神宮並に玉座舊蹟地

顯宗天皇の勅願によつてこの地に御神殿を御創建あらせたまひ、降つて天智天皇の三年には天皇行幸あらせられて親しく御參拜あらせたまふた。清和天皇の貞觀十八年には、疫病天下に起り、萬民その方術に迷ひしことが叙聞に達し、畏くも天皇には當宮に行幸あらせられて參籠まし、御祈請あらせたまふた。一夜天皇にはこの宮地に湧出する清泉を吸みて萬民に與ふべしとの御神夢があつたので、直ちに庶民に與へしところ忽ち神驗が顯はれたので、痛く御叡感あらせられて、かの清泉を朝日の泉と名づけさせたまふた。玉座の地は天皇、清和兩天皇の御座所である。毎年六月一日より三日間この舊蹟地において、皇祖天照大神を始め奉り、天神地祇八百萬神を奉祀し、貞觀の古典

に基いて大祭を執行し、幸之御守を賽者に授與する。これを幸之祭と謂ひ、天皇の御行幸あらせられたことを意味する。この御守は清和天皇の御手植遊されしと傳へられる御神木を以て謹製せられたものである。

大正十四年舊蹟地を修理せしに、所々に穴があるのを發見した。穴は圓形をなし、直徑五六寸にして、深さを量るに、淺きは三尺五寸、深きは四尺にして、皆一様の形を成してをり、穴の數は八つか九つある。案ずるにこの御宮は太古神宮式の建築にして、穴は神殿の柱址なのであらう。御神殿の敷地跡を量るに、間口三間五尺餘、奥行四間餘にして、附近は檜の大樹が繁茂し、鬱蒼せる神域である。應仁の頃神殿は現今の地に移されたと云はれる。

◎二 見 岩

日向神社の二見岩は、猿田彦神社の舊蹟地にして、内宮を距ること東へ百三十餘間の山上にある。中世は猿田彦神社の御旅所として、毎年八月二十四日に神幸祭が行はれた。俗に方除守護神と稱せられ、また縁結びの神と云はれ、世人の信仰は頗る厚いものがある。

◎天 岩 戸

日向神社の境内にある。天照大神の天の岩戸に籠りたまひしを擬せしものにして、造立の年代を詳かにしない。後水尾天皇の慶長年間、伊勢松坂の人野呂宗光がこの日向に蟄居してゐた際、日神の天の岩屋より出御あらせられたとの神夢を見、その靈驗に感じて大いに當宮の再興を謀つた。寛永中御神託を得て、天の岩屋において厄除祭を行ひ、厄除祈願の賽者には必ず奇瑞があつた。これによつて毎年二月節分には厄難祓除の祭典を行ひ、厄除守を授與する。岩屋内に戸隱神社を奉祀し、岩戸は南面して、窟内は六間ある。

◎日向神社御神木

日向神社の御神木は上ノ本宮の前に植わられてある檜にして、一株であるが地上五六尺のところより七本に分れて居り、その廻りは十九尺餘ある。社傳によるに、清和天皇の貞觀十八年諸國に疾病起り、萬民その方術に迷へること叡聞に達せしを以て、天皇には畏くも當社に行幸あらせられ、疾病退散の御祈禱あらせられ、時に此の御神木を御手植遊ばされたとのことである。

◎姥 が 懐

古書に散見する姥が懐は、粟田の松坂を上つて日岡峠に至る大路に、高峰に四面を圍まれた三四町の間であると云はれる。

◎義 經 千 本 松

日岡古道の傍らの藪の中にあるが、今あるのは餘蘖の松にして、源義經手植の松は既に朽み果てて、その幹は三尺ばかりで、同所の光照寺に藏せられてある。

◎船 溜 所

日岡山の麓にある。琵琶湖疏水を來往する船の繫留所に充つるものである。初め疏水の第一隧道を出づるや、本町四宮に入り、屢々水線を屈曲してここに至る。此所は山青く、水清く、風光絶佳にして、秀靈掬すべきものがある。故に暑氣の候には輕舟に棹し、來つて涼を納るる者も亦尠くない。疏水は明治十八年六月に工を起し、同二十三年三月に竣工した。

◇大字・御陵

◎御 沓 石

御沓石は、天智天皇御陵の南面に在る。天智天皇の御沓を止めたまひし石と云はれ、その形は自然平直にして、工人が作るころのもの如く、東西七尺、南北三尺、厚さは七寸乃至五寸位である。

◎御車塚

御車塚は、天智天皇の山陵の内なる東北森林中に在る。この地は天皇の御葬儀に用ひさせたまひし御鳳輦を藏め奉つた塚であると云はれる。

◎鏡山

天智天皇御陵背後の連山を云ふ。萬葉集に額田姫王の御歌として左の長歌が載せられてある。

やすみししわか大君のかしこみや

御陵つかへる山科の鏡の山によるはも(下略)

因みに額田姫王は鏡王の女御にして、天武天皇の御妃におはせられる。

◎鏡池

鏡池は、御陵停留所より東北三町ばかりの妙應寺の東にある。天智天皇の御宸影を寫したまひしところであると云はれ、水清冷にして水旱の時と雖も増減することがない。

◎御廟野

御廟野は、日岡の東にあつて、天智天皇御陵の在る附近を云ふ。その名は諸書に散見し、有名である。

◎御所平

仁明天皇の第四皇子人康親王の住ませられた山科宮の地を云ふ。その御所は當時安祥寺々域内にありて、今の諸羽

山十禪寺の傍、石橋の西北の地にして、里人はその舊蹟を御所平と呼んでゐる。

◎業平谷

在原業平山科山莊のありし地にして、安祥寺々域内にあつたやうである。業平の住みしことによつてかくは名づけられたものであらう。今昔物語に次の如き記事が載せられてある。

『右近中將在原業平といふ人、ある人の娘の形有様世に知らず微妙しと聞けるを、心を盡して密かに盗み出してけり。其を忽に隠すべき所の無かりければ思ひめぐらして北山科の邊に舊き山莊の荒れて人も住まぬがありけるに、其の家の内に大なるあぜ倉ありけり。此内に女を具して將て行きて臥せたりける程に、俄に雷電霹靂して惶ぢければ、中將太刀を抜いて女をば後の方に押遣りて、起ちてひらめかしける程に、雷も漸く鳴止み夜もあけぬ』

◎義經血洗池並に腰掛石

義經血洗池は、三條街道の南方なる籓中に在る。源義經未だ若冠にして牛若丸と稱せし頃、奥州に下りし途次、美濃國人關原與市なる者の無禮を怒つて、その徒十數人を斬り、ここにその刀を洗つたと云はれ、よつてこの名がある。また池の東方に石があり、里人はこれを牛若腰掛石と呼んでゐる。

◎片山墓地

片山墓地は、片山の半腹に在る。往古行基菩薩の開拓せし有名なる三昧であると傳へられる。

◇大字安朱

◎大石良雄舊宅欄間

四十七義士の頭領大石良雄隠棲中の西野山の舊宅は、舊山科郷士大野木常右衛門之を購ひて安朱に移した。仇讐吉良家の紋處五三の桐の欄間とて世に傳へられてゐる。今は上田藤兵衛の所有に歸した。

◎極樂寺橋

極樂寺橋は、毘沙門堂前に在る橋にして、後西院天皇毘沙門堂に行幸あらせられた時、勅に依つて極樂寺橋と名付けられたものである。

◎日暮櫻

日暮櫻は大字安朱の毘沙門堂より約十一丁ばかり奥の安朱山腹にある。日暮谷と云ひ現今風致保安林に編入されて居り、春風花開く時は、數千株に餘る老木は鬱蒼たる松柏の間に隠見し、遠く之れを望めば、一條の白雲の山腹を搖曳せるが如く、近きに見れば錦帯を延べたるの觀がある。依つて一名を錦帯山と云ひ、近時詩人、墨客等の杖を曳くものが頗る多い。

◎奴茶屋

奴茶屋は大津街道に在る有名な料亭である。足利氏の中世、麻の如く亂れし天下も漸く治まりたれども、猶ほ諸國に群賊蜂起して、矢叫び鯨波の聲が絶えなかつた。さればこの附近も其處の山此處の森に盜賊群をなして往來の旅人を惱ました。時にこの家の祖先に片岡丑兵衛なる者があつた。頗る武術に長じ、特に射術を善くし、一寸二分五厘の強弓を引いたと云はれる。元來俠骨を以て聞けた丑兵衛は、この有様を見るに忍びず、山野を駈け廻りて賊を掃盪し俄かにこの地に茶屋を設けて、表には弓、長刀、鎗などの兵器をかざつて、京洛と大津を通ふ旅人を護送し、易々と逢阪山の險を越わしめた。これより世人この家を奴茶屋と稱し、今にその武勇と仁俠が稱揚せられてゐる。その遺物

と云はれる古弓箭は今猶ほ當家に保存せられてゐる。

而して丑兵衛に就いては、旅客を護送し盜賊の難を救ふたといふこと以外には何等の記録も存しないので、ここにその素性等を詳かにするを得ないが、或る説によるときは、紀伊國牟婁郡湯淺城主楠三郎正次と云ふ南朝の遺臣の家臣であつたと傳へられてゐる。後花園天皇の文安の頃足利氏の臣畠山管領基國の手の者遊佐河内守晴次に攻められて城遂に陥り、城將正光は討死した。時に丑兵衛はその遺孤を奉じし城を忍び出て、山科の地にひそみ、敵の動靜を探ると同時に、遺孤の成長を待ち、一旗擧げん計畫であつたが、遺孤の早世によつてその事成就せず遂に此の地に茶屋を開いて、旅客の護送を任としたと云はれる。この説もとより正史、野乘ともに載せざるところにして、一に家傳によつたものであれば、信を置き難いことは勿論のことである。

◇大字四宮

◎人康親王山科山莊址

山科山莊は、仁明天皇第四皇子四品彈正尹兼常陸大守人康親王の居第にして、貞觀元年五月入道したまひて此の山莊に住されたるを以て、山科の禪師御子と稱し奉つた。其の山莊の址は、或は今の十禪寺の地と云ひ、或は諸葉山の麓、即ち十禪寺の西北に當ると云ひ、孰れが是であるか定め難い。親王後ち十禪寺を開創したまひて、山莊を捨てて此寺に移られたと傳へられてゐる。其の山莊の様子は伊勢物語に

『昔たかきこと申す女御おはしましけり。うせ給て七日のみわさ安祥寺にてしけり。右大將常行といふ人其みわさにまうで玉うて歸さに山科の禪師のみこおはしますその山科の宮に瀧おとし水はしらせ杯しておもしろくつくられたるにまうで給ふて、三條のおほみのきせし時、紀伊の國の千里の濱にありけると面白き石奉りき(中略)島こ

のみ給ふ君なり、この石を奉らんと給ひて御隨身舎人してとりにつかはす（中略）これをたゞに奉らばすゝろなるべしとて人々に歌よませ給ふ。右のむまのかみなる人、

あかねども岩にそかふるいろみぬ

心をみせんよしのなければ』

と見わたる居り、世に名高き所である。蓋し平安京に於いて、他國の産石を苑池に使用したのは、此の山莊を以て嚆矢とする。

◎四 宮 址

四宮は一に人康親王社と云ひ、大字四宮楊柳山の麓、徳林庵の趾にあつて、もと柳山明神と稱し、世俗蟬丸祠と呼んでゐる。人康親王隠棲の跡にして、徳林庵の鎮守として盲人の崇敬特に厚かつた。明治初年の頃廢社となり、御神體は諸羽神社に合祀し、今は村民の所有地に小社を存するのみである。

幸田氏の藏せる舊記に、人康親王天安二年御年二十八歳の時眼病を愁へさせられ、盲人とならせたまひ、貞觀十四年五月五日に薨せられたので、仁和元年十一月十一日人康親王の御靈に天夜尊と申す神號を奉らせ、社を四宮と號した由が見わたる居り、又里老に聞くに、親王深く琵琶を好ませたまひ、其の技妙絶を極めた。因て盲人の琵琶を彈ずるものは皆親王を以て元祖となし、徳川時代に入つて、盲人の取締であつた檢校が、毎年徳林庵に至つて、親王の墓側に於いて其の技を演じ奉納したと云ふことである。その蟬丸詞と呼ぶは敦實親王の雜色である蟬丸が琵琶を巧みにしたので、それと混同してかくは呼んだのではなからうかと云はれる。

◎四 の 宮 河 原

四の宮河原は、仁明天皇第四皇子四品彈正尹人康親王の住みたまひし舊地なるを以つてかくは名づけられた。溪水北方藤尾より流れ來つて村を過ぎ、櫃川の源をなして居る。此の流域が即ち四の宮河原にして、諸羽神社の邊は甚だ廣き河原であつたと見え、順徳天皇の御歌に

明けわたる四の宮河原霧晴れて

遠方人の數は見わけける

の一首がある。此邊一帶は地勢陵夷にして、今はただ小川の湍々潺々たる流があるのみである。又袖比（ソデクラベ）と云へる地は往昔此邊にありしなるべく、宇治拾遺物語に『昔山科の道のつらに四宮河原と云ふ所に袖比とて商人の集る所あり云々』と見わたる居り、また拾玉集に、

あはれなりこれも世わたるいほそかし

其山科の袖くらべして

の一首がある。今その所在を明かにしない。

◎諸 葉 山

諸葉山は一に柳山と云ひ、大字四宮の北にあつて、その山脈東は近江國滋賀郡の諸山に連り、西方は安米毘沙門堂の山に亘つて居る。樹木鬱蒼として茂り、登路一條あれども樵徑に過ぎない。その山麓に諸羽神社があり、社傳によると、祭神天兒屋根命、太玉命が皇孫瓊々杵尊を羽翼せるを以て兩羽大明神と呼ぶと云ひ、山名も兩羽山と改めたと云はれてゐるが、一説には諸葉は諸葉の義にして、林木の鬱蒼たるに依ると云はれてゐる。平家物語に『木曾もろは山の前四宮河原に打出て』と見わたる居り、夫木集に、

つらしとて諸葉の山にかくるとも

喜撰法師

我れ山彦となりて答へん

と見てゐる。

◎足 摺 池

足摺池は大字四宮諸葉山の麓に在つて、俗に蟬丸手洗の水と云はれてゐる。人康親王が琵琶を能くせられた關係上、蟬丸の事蹟と混同せられてゐるが、恐らくは人康親王山莊の一部であつたと考へられる。

夫木集 袖の河原

都をはけさそたちつる旅衣

衣笠内大臣

袖の河原の霧のまよひに

霜さゆる袖の河原のさよ千鳥

心 敬

わかかへるさの涙とふらむ

家集 四 宮

今朝よりはかなしの宮の山風や

小 町

またあふ坂もあらしとおもへは

◇大字 小山

◎神 無 森

小山、餘古木の間、大津街道の南、追分の東にある。今は杜はなくして、ただ芝あるのみであるが、此の地は諸羽

神社の御祭禮の日に神饌を供せられる所である。

◎白 石 庵 址

白石庵址は牛尾山路の傍に在る。昔時南禪寺の天授庵一源禪師宋に渡り、圓照心印を傳へて歸朝し、後に庵を白石神社の傍に結んで、小盧山白石庵と號した。今はただその遺跡を存するのみで、附近に禪師の墓がある。

◎山階左大臣 山莊址

小山の西北の地に在る。文永の頃、後宇多天皇の御外祖山階左大臣藤原實雄がこの地に館を營み、風月を楽しんだと云はれる。今その小字を西の御所と呼ばれる。

續古今集

左大臣實雄

しくれのみ音羽の里は近けれど

都の人のことづてもなし

◎高 水 寺 趾

贈内大臣日野政光の室富子は、この地に山莊を營んだが、延徳二年に至つて山莊内に千手親音を奉安して高水寺と號した。今その址を詳かにしない。

◎十 住 心 院 趾

權大僧都心教の住址にして、小字寺院の地にある。心教は一に蓮海坊心惠とも云ひ、京都聖護院の院室にして、修驗道の棟梁である。連歌に巧みにして、勅筆流の書を能くした。文明七年四月十六日に寂し、その著書に、『さゝめごと』『老のくりごと』等がある。

◎音羽山

音羽山は一に牛尾山とも云はれ、逢坂山以南の大嶺にして、笠取山に連り、延亘一里、山城と近江の國堺をなす。古來より多く和歌に詠ぜられてその名が高い。

新後撰

宗尊親王

音羽山はなさきぬらし逢坂の

關のこなたに匂ふはる風

古今

貫之

秋風の吹きにし日より音羽山

嶺の梢も色つきにけり

夫木

中務親王

鳴神の音羽の瀧やまさるらん

關のこなたの夕立の空

◎音羽川

音羽川は、音羽山の山中より發源し、北流して牛尾嚴法寺を過ぎ、音羽に至つて四宮川に合す。川に小瀧があり、音羽瀧と云ふ。淺淵一縷の水のみなれど、清水の名の本據として世に知られる。音羽山と共に多く和歌に詠ぜられてその名が高い。

新後撰

爲氏

瀧津瀨に落そふ水の音羽川

せくかたもなき五月雨の頃

◎音羽里

山城名跡誌に云ふ音羽里は、小山街道を隔てて西五町ばかりの所にある。

新後撰

頼泰

秋深くなりゆくまに衣うつ

音羽の里や夜寒なるらん

◇大字音羽

◎蓮如上人南殿舊蹟

本願寺の中興蓮如上人の南殿舊蹟と稱する地は、眞宗光照寺の南に當る泉水山にして、小丘地跡は今尙ほ風致に富んでゐる。

◇大字大宅

◎山科離宮趾

山科離宮は、後白河上皇の御所にして、もと勸修寺第八代の長吏雅實大僧都の領であつたが、飛泉ありしを以て、上皇の女御建春門院平滋子に奉つた。建春門院は安元二年に薨ぜられたので、上皇はこの地に離宮を造營したまひ、治承三年六月三日に御移御あらせられた。然るに翌四年五月二十三日兵燹に罹り燒亡した。山槐記に『治承四年五月

二十三日甲戌午の尅北山科焼亡す。下人ノ云、法皇御所云々、園城寺より之れを焼く。武士等寺に向ふの時彼所に於て陣を調ふ。依て之れを焼く。云々』と見て居る。

離宮の趾は今詳かにするを得ないが、古老の言によるに、御所の杜大宅と大塚の間に在つたと云はれ、又大宅の氏神の山を御所の山と呼んでゐるのを見れば、ここがその舊趾ではないかと云はれてゐる。兎に角大宅の小字に、廣御所、唐門、中ノ御所、澤野井、林殿、泉殿、御所田、御興田、御所山等の稱號が残つて居るのを見れば、此の附近の地に在りしことは事實であらう。

◎澤 御 殿 趾

澤御殿の趾は大宇大宅小字澤にあつて、文治三年源頼朝此の地に館を造營し、澤御殿と稱したと傳へられる。現今は民有籓に屬し、籓中に泉水の跡及び周圍に廻らした壕の面影等が存して居る。

◎大 宅 一 里 塚

大宅の一里塚は、舊江戸時代に行はれし驛傳の記念にして、未だに當所に残つて居る。

◎大 宅 寺 址

岩屋神社の傍にある。往寺は一に大屋寺とも云ひ、天長六年に二反三百歩の地を施入されたことが類聚國史に見えてゐるが、創立の年代は詳かでない。醍醐天皇の御外戚宮道彌益夫妻の追薦のためにこれが建てられたと云はれる。その詳細に就いては通史篇に載せられてあれば、ここには省略する。

◎山 階 寺 址

倭臣蘇我氏を討滅して、皇朝の重きを致した中臣鎌足の館は、小野郷にあつて、山階陶原家と稱された。後ち齊明

天皇の三年十月に山階寺と號し、初めて維摩會を興した。和銅元年にこれを大和に移して興福寺と改め、今日に及んだ。その寺址は今詳かにするを得ないが、大宇大宅の地か、大宇東野なる三之宮附近かと云はれる。その詳細に就いては、通史篇に述べたから、ここには省略することとした。

◇大 宇 西 野

◎古 城 址

古城址は西野の東方にあつて、その城域は東西八町南北十二町に及んだと云はれる。造城並びに廢城の時日、又は城主の沿革等は、國史、野乘に載せざるを以て、殆んど知ることを得ず、里老は海老名信忠の城墟なる由を傳ふれども、之れまた確實なりとは斷定し難い。海老名氏は、文明十年蓮如上人山科本願寺創建の際資財を寄せて其の工を助けし、海老名五郎左衛門と同族ではなからうか。参考までに附記する。

◎山 科 本 願 寺 址

山科名跡誌に、本願寺の舊跡は北花山の辰の方七八町の所にあり、東西の野村二村に係ると記されてある、が今その遺蹟を詳かにすることを得ない。その詳細は通史篇に載せてある。

◇大 宇 東 野

◎長 者 池

長者が池は、大宇東野に在つて、三之宮社の附近にある。往昔此の地に權藤太なる者が居住し、家甚だ富み、里俗は之れを長者と呼んだ。即ちその邸址にありし池なるを以て長者池と云ひ、水清冽にして、旱天と雖も渴することが

ない。土地の人は之れを生水と呼び、流れて柳辻に至つて居る。俗に『アブラケ』と稱する魚が棲息する。此の魚は鱗片を有せず、大なるものは四五寸に達し、その味最も美なりと云はれる。

◎白河寺址

後白河院御影堂と稱せられ、後白河天皇の御勅筆を奉安し、弘安、文和、應仁の年間、屢々御修理供料知行所の論旨を賜はつた名刹であつたが、中世大いに衰微し、明治七年遂に廢寺となり、花山寺に合併せられた。

◇大字北花山

◎澤谷越

大字北花山にあつて、一名を苦集滅道と云ふ。往時京都より關東方面に赴く者は、大概是五條橋より清水山の南なる澤谷を経て、山科を過ぎ大津松本に出たものである。一に滑谷と書す。雍州府志に『滑谷、清閑寺與鳥部山之間、山徑常濕、故號滑谷』と見わたる。若松谷、小松谷は此の道の南に在り、又街道の傍に延命水があり、數百年前の刑場の跡と傳へられる。澤谷焼を出せし窯址は此の附近に在りしものならんも今は詳かにするを得ない。

◎澤谷窯址

澤谷焼を出せし窯にして、大字北花山に屬する澤谷街道附近にありしものならんも、今その址を詳かにするを得ない。澤谷焼は一に滑谷焼と書し、世に稀れなるものである。延寶六年尾戸窯の陶工森田久右衛門なるものの江戸旅行日記に『七月二十三日押小路焼見物仕る。是も土は黒谷土やきしほ同前、一所申様は下地爰元にて仕、焼申所は清水へ頼みやき申と申候也。一所は大佛の後しる谷と申所にてやき申由、薄茶碗一つ買參る』と見わたる。その何人の創窯に係るか、又何時頃廢窯せしものか詳かでない。

◎佛法僧谷

大字北花山に在る谷にして、往昔此の谷に寺ありしを以て佛法僧谷と名づけられたと傳へられ、又一説に依れば此の谷に三寶鳥の棲みしを以て斯く名づけられたとも云はれる。

◎蛇岡

大字北花山にありて、世繼物語に此の名が見えてゐる。

◎延命水

延命水は、大字北花山なる澤谷街道の傍に在る。此の邊は數百年前に刑場のありしところと傳へられてゐる。

◎慈徳寺址

一に東山寺とも云はて、華山と號せられる。圓融天皇の皇后藤原詮子の御願寺にして、長保三年その御崩御の際には、御法要をこの寺において行はれた。その寺址は今詳かにするを得ない。

◇大字西野山

◎大石良雄隱棲地

大石良雄の宅址は、大字西野山の山科神社の華表前の北の茶園の側にある。良雄は播州赤穂侯の老臣にして、元祿中淺野家斷絶の後、その姻戚たる進藤源四郎の縁故により、此の地に隱棲した。居ること僅かに一年有餘であつたが邸宅を新築し、田地を購求し、陽に永住を装ひ、又花街に豪遊して、更に復讐の意なきを示し、以て仇敵吉良氏を油斷せしめ、深夜窃かに吉田忠左衛門等同盟の士と謀るところがあつた。而して其の舊宅は、舊山科郷士大野木常右衛門之を購ひ、大字安朱に移し、今は其の遺址には鬱々たる數株の杉が植はられてあり、圓柱形の碑が建てられてある。

其の銘は左の如くである。

是故赤穂侯重臣大石良雄所假居之處也如其忠精光語既傳而膾炙人口不復贅焉嗚呼百載之下其人與骨皆已朽矣雖則其人與骨皆已朽矣乎每履其地而思其人懷懷如有生氣豈非其忠精所激名聲不朽者乎今也鐫石以誌焉顧當后之過此者乃有淚以從焉矣銘曰焦心飲膽薄言潛鋌死而不死名姓永光建石者爲誰武府人孫八宮部義正同所惠五郎上田正並書之者爲誰伏水人龍公美子玉也干時安永四年乙未冬

◎進藤源四郎宅址

進藤源四郎の宅址は、大字西野山の北方小字篠田に在つて、現今の進藤爲四郎の宅地が即ち其の址であると云はれてゐる。源四郎は西野山の豪族であつたが、後ち播州赤穂に赴き、淺野侯に仕へ、祿四百石を食み、鐵炮頭となつた其の妻は石束氏にして、赤穂侯の老臣大石良雄の妻の姉である。淺野家の斷絶するに及び、源四郎良雄を伴ひて西野山に歸り、良雄の爲めに邸宅を購求して之れに居らしめた。而して源四郎は正徳、享保の頃は尙ほ當地に居つたが、後ち田園を家僕に託して安藝に赴き、遂に歸らなかつたと云はれてゐる。

◎大石良雄腰掛石

大石良雄腰掛石は西野山の三石峠に在る。良雄西野山に隱棲の當時、遊里に至るに常に此の道を通りし、泥酔の餘屢々此の岩に休憩したと傳へられる。

◎大石華表と血判石

大石良雄山科隱棲中は、當所の花山神社を崇敬すること極めて厚く、當社に華表を寄附してその加護を祈願したと傳へられ、今に本社裏に保存せられてある。また良雄の血判石と稱せられるものが附近にある。

◎稻荷塚

稻荷塚は大字西野山花山神社の側らにある。花山神社の社傳によるに往昔京都の三條に六郎宗近なる有名な刀鍛冶があつた。猶ほ其の技の蘊奥を極めんと欲して、花山神社に祈願をかけしに、或る時三人の童子が現はれて、花山の泥土を採つて一の韃を製し、之れを宗近に授けた。宗近は感涙に咽び、其の韃を用ひ、精進潔齋して一の寶刀を鍛成した。これぞ明神の冥助にして、童子は其の使はしめの狐なるべしとて、其の劔を小狐丸と名け、その鍛練した所を稻荷塚と稱した。花山神社で毎年十一月に行はれる火焚祭は此の宗近の故事よりして行はるるに至つたものと云はれてゐる。

◎綿子池

天長十年九月、淳和上皇には栗栖野に御幸あらせられ、右大臣清原夏野これに供奉し、神祇少祐大中臣機守をして調養するところの俵を放ちて水禽を拂はしめ、御歡賞あらせられたと傳へられる綿子池は、今その趾を詳かにせざるも、西野山附近にありしもの如くである。

◎馬脊坂

馬脊坂は西野山より京都の大佛に赴く坂路である。

◇大字栗栖野

◎栗野

栗栖野は舊山科郷の内の西野山、東野兩村の屬邑にして、もと栗栖野新開場と稱した原野であり、今當町の大字となつてゐる。一に栗栖の小野と云つた。田邑麻呂傳記に『弘仁二年五月坂上田村麻呂薨五月二十七日葬於山城國宇治

郡栗栖村云々』と見え、延暦十五年の冬、桓武天皇が栗栖野に獵せられたことが史に見えてゐる。江戸時代の享保十五年八月將軍徳川家光の女千代姫が此の地を購求して、之れを乙訓郡の大山崎莊觀音寺に寄附した。爾來久世郡寺町村、紀伊郡富森村、同下鳥羽村の人民が漸次に此の地に移住して開墾に従事した。尋で東野、西野山兩村の係屬を脱して獨立し、栗栖野新田と云ひ、明治五年に至り新田の稱を廢して今の稱に改めた。

夫木集

くるすの氷室の氷いつまでか

相模

むすほれつとけじとすらん

秋はけふくるすの小野のまくすはら

後鳥羽院

まだ朝つゆの色ぞにほはぬ

蕨をりしくるすの小野を來てみれば

正三位季經

雪ふりにけりほとろくに

◇大字勸修寺

◎水池園

舊勸修寺宮の御苑にして、延喜年中山城國に百九十六ヶ所の水池を掘鑿せられ、之れに風神、水神が祭られた。此の水池園はその隨一にして、通稱を小栗栖氷室池といはれ、其の面影を存するものである。豊臣秀吉の時代に至つて鍋岡山麓水池の大部分を埋没して、舊觀を失ひたるも、元祿年間に、勸修寺の中興濟深法親王洞家沙門祖音に命じて縮少せられた水池を革めて、東西廿餘間、南北三十間に擴張して掘鑿し、左右の放生池を四方に廻らして、現存の氷

池園と爲した。園内に十五勝がある。島嶼散點として洲渚を掩映し、危亭は聳つて、老樹は天空を蔽ひ、瀑聲の起るあり、滾々湍々の叫びあり、石缸は横はり、白雁は飛び來つて林苑に遊び、赤魚は遊いで水中を廻り、接するところの景物、詩趣自ら流露し、雅譚躍如として心の屈するところを知らず、その結構精緻眞に絶好の風光である。

坤輿乾一日輝萬峰

月臨溪水威德嚴

蹤誓願慈篤神通

拂凶諸民仕度國家

祖音

○仙人石

仙人の春秋しらぬ名において。

享利

おもかはりせぬ石やこの石

○綠鴨洲——松樹散點として清雅の趣きがある。島の中央に山階宮晃親王撰並書の碑がある。その碑全文を左に録することとする。

水池園記

水池園在勸修寺内水池延喜式所載古有主水司献水之事其境舊東至蘆尾山西及鍋岡南抵山岸北距山道及豐臣氏改築道路壞山填池々境爲之縮小遂爲今園園有十五勝曰仙人石曰綠鴨洲曰集仙島曰苔衣橋曰木欄橋、曰蓬壺島曰渡猿橋曰忘歸亭曰白花渚曰天女峰曰翠微瀑曰洗手橋曰詠歸橋曰月桂石曰臥牛石女峰則祠風神仙島則祠水神二神亦皆載於延喜式蓋勸修寺勸願之所也又嘗行勸會其號爲門跡者舊矣自延喜創建數百年間莊嚴依然文明中爲兵燹所燬堂宇之屬蕩爲灰燼幸有勸修寺古事及拾遺灰集錄拾燼集古記拔萃諸書在焉及寬海爲長吏永愿爲別當流流復振濟深親王爲勸門中興潤

海僧正爲慈尊院中興雷澤祖音觀音堂堯甫上人建毘沙門堂及維新之後頗就衰荒野山僧光明院倘順者觀而傷之遂來住鎮修佛道旁近士民往々有發淨心者後倘順去而寺復荒矣餘於此寺有舊誼乃謀於別當櫻井能監家令小藤孝行命修理之遂逮水池園略復舊觀因記修園之由及勸門興衰之概刻石建園中勸修寺執事桂真梁及牧定固香川景之中館熊吉二松惟忠永田重威中村彌助等於修理之事亦與有力焉云

明治二十二年十二月

大勳位晃親王撰並書

としさむき中洲にむれてゐる鴨の

長 雅

音羽にまごふ千代の松かけ

○集仙島——密林は鬱蒼として茂り、叢間より折々白蛇が顯はるることがある。島中に小祠があつて、水神が祀つてある。

いまでも世にひむろの池の島かけは

隆 董

仙人集ふところなりけり

○苔衣橋

かけはしの露のつらぬきいくよへて

倘 順

苔の衣はおり渡しけむ

○木欄橋

みほけや渡りそめけん古寺の

熊 吉

○蓬壺島

池にかけたるむしのまろ木は

世のちりのうかばぬ池のなかにこそ

長 雅

うれも蓬が島はありける

○渡猿橋

山猿の心たくみにふれかづら

宣 忠

けに渡しける池の柴はし

○忘歸亭

東屋にやすらひ居れば池の波

吉

立かへるをも忘れゐるかな

○白花渚

うちよせてかへらぬ波は白らつゝじ

池の渚につけるなりけり

○天女峰——老木鬱蒼として茂り、清閑の氣は肌を寒からしむる思ひがある。上に小祠があり、風神を祀つてある。

久かたの天津おとめが袖なるか

益 子

昔ゆかしき峰のまつかぜ

○翠微瀑

影ふかき木の間の瀧の白糸を

實庸

たれかみとりに染なかしけむ

○洗手橋

いく夏かみたらし橋の上に来て

静子

瀧の白糸手にむすびけむ

○詠歸橋

いさ清き流れにかけし橋の名を

常順

昔しかたりにきゝわたるかな

○月桂石

こころなき石さへぬるる夕露に

温子

天のかつらや影うつるらん

○臥牛石

里の子かふく草笛の手になれて

信行

ねむれるさまと見ゆる石かな

以上は水池園の十五勝にして、勸修寺三十六景にはこの十五景が加へられてある。

○書院庭園——此の庭を稱して延喜式の庭と呼んでゐる。

○硯山石——書院前の庭園にあつて、水戸の城主徳川光圀の寄進せるものである。

○勸修寺燈籠——書院庭にある燈籠にして、勸修寺雪燈籠又は勸修寺型とも云はれてゐる。同ぐく水戸光圀の寄進に係るものである。

○挿木の老梅——硯山石の傍にある老梅にして、往古禁中の名梅の枝を賜はつて挿木したものである。成木して年々花を開き、その花實に見事なるを以つて、誰云ふとなく挿木の梅と云ひ傳へ、今に珍重せられてゐる。

○山階宮御下賜の松——御苑内書院の近くにある松にして、初め京都の靈鑑寺より聖護院へ移植せられ、聖護院より更に山階宮御別邸へ移され、更に又山階宮御別邸より當庭園に移植せられたものにして、明治廿九年十月のことである。

○明治天皇御下賜の紅梅——山階宮御下賜の松の附近にある紅梅にして、明治廿一年に明治天皇より山階宮晃親王へ御下賜ありし名木である。

○久邇宮御下賜の青白梅——山階宮御下賜の松の附近にある青白梅にして、明治廿三年久邇宮より山階宮へ進ぜられたものにして、枝垂梅である。

勸修寺三十六景

山階宮晃親王の御撰にあづかるところのものにして、勸修寺水池園の十五勝に、大日山、大夜双谷、本堂山、鍋岡を交へ、更に左記の所を加へたものを云ふ。その和歌は濟範法親王(後の晃親王)の御願會に詠ぜられたものである。

○松影山

末遠き君かちとせを松かけの

晃親王

山は老せぬ緑なりけり

○八幡宮

やはた山高きみ影はくるす野の
此の古寺の守なるらむ

治光

○武内社

栗栖野の小野のしの原しのぶれば
むかしかしこし産土の宮

與障

○太閤燈籠

ともし火のあかきかけこそから人も
おちしひかりのおごりなりけれ

眞幹

○若山

うづもれて世にふる塚に今もなほ
みのりの花の咲にほふらん

勤

○田村塚

ふる塚のまゆみのもみじ満しより
霜にかれふす鬼のしこ草

千胤

○南山

この殿のちよに榮ねんことほぎを

業壽

○櫻塚

山科の霞のふる塚きて見れば
いまでも櫻の香にほひつつ

一直

○松影池

松かけの山のふもとの池水は
みとりながらに幾世へぬらん

定固

○灌頂水

柳もてこなしそそぎしこの寺の
水はみどりの色にぞありける

定胤

○堂か庭

ふりにける昔のあとにしほくの
あとかやここに露のおくらん

宣正

○地藏ヶ谷

なきあとのからをうづみてみほとけの
谷と名けし昔をぞ思ふ

台巖

○後小野墓

秋過ぎし後の小野なるおくつきを

とひ來る袖に時雨降るなり

貞 信

○神

木

萬代とかきりもあらし神垣の

このあやすぎはとことはにして

みつ子

◎小栗栖氷室池舊趾

勸修寺鍋岡の東がその舊趾に當る。頗る大池なりし觀があるも、今は變じて竹藪となつてゐる。延喜式に『氷室池風神水神祭之氷池山城國中二百九十六處之其一也云々』と見えて居るが、豊臣秀吉の道路移設に際して、此の名池を埋め、殆んど舊觀を失つた。長者古記に『文祿三年豊公至伏見築城當寺宮殿佛閣僧房礎石及寶塔碑石穿之移之山中禪林埋名池通路關東於茲古跡今悉異可嗟乎云々』と見えてゐるその詳細は氷池園の條に載せてあるからここには省くこととする。

◎鍋 岡

鍋岡の地は元勸修寺の境内であつたが、現今は境外大字勸修寺の地である。松樹その他の雜木が密生し、小丘山をなして居る。蓋しその形が鍋を伏せらるが如きを以つてかくは名づけたのであらう。山上に贈太政大臣藤原高藤の墓碑があり、南に八幡山が蜂起し、北は稍々原野を俯瞰して眺望甚だ絶佳である。勸修寺第五代の長吏信覺大僧正は、此の山名を愛取して、鍋岡僧正と號した。今は山階宮晃親王の撰まれた勸修寺三十六景の一に加へられてある。

いにしへのゆゑよしきげ鍋岡の

多皇子

なべてにはあらぬおくつきどころ

◎本 堂 山

勸修寺字本堂山にある山にして、醍醐天皇御願の本堂は、此の山腹にありしことを推考し得られる。勸修寺堂舎佛像寛信記に『宮内少輔宮道氏本堂建立在御願堂北西院東(中略)件堂彌益之鷹屋云々』と見えてゐる。西に字堂の庭、北に丸山があり、山門圍遶して、伽藍林立せし往古を、徐ろに偲び出すことが出来る。今は山階宮晃親王の撰ませられた勸修寺三十六景の一に加へられてある。

みほとけのうてなのあとは山の名に

日 榮

いまものこりてたふとかりけり

◎大 日 山

勸修寺の地にあつて、山階宮晃親王の撰まれた勸修寺三十六景の一である。

おほてらのうしろに高くそびわたり

昌 雄

山にたゞさす朝日影かな

◎大 夜 双 山

勸修寺にある山にして、往古この山に牛石と云ふものがあつた。形が恰かも牛に似て居り。古人これを見て奇となした。後に勸修寺の氷池園に運び去られた、今は臥牛石と稱して、氷池園十五勝の一である。また大夜双谷があり、山階宮晃親王の撰まれし勸修寺三十六景の一に加へられてある。

谷の名も見てそしらるる木間より

通 治

落來る水の音すこくして

◎八幡宮の神木

勸修寺の鎮守八幡宮の境内にある杉樹にして、文徳天皇の仁壽中異光を放ち、又文明の兵燹に枯色を呈し、枝に阿彌陀の梵字が顯はれたと傳へられてゐる神木である。此の杉は枝葉吉野杉に似て、葉細く軟かにして、綾杉と云はれてゐる。この杉を綾杉と稱することは勸修寺宮の舊臣永田重豪が山階宮晃親王より度々拜聞したところであるとの事故、八幡宮の御祭神に神功皇后を奉齋しあるを以て、文明の兵燹後筑前香椎宮にある神木（神功皇后御手植の杉）より種子によりて移植せられたものではないかと云はれてゐる。周圍丈餘に餘る大木にして、石柵が圍らせてあり、仁壽三年御降神以來の神木として、神韻燦然たるのを覺ゆるのである。

◎関 伽 井

関伽井は大字勸修寺小字下の茶屋の八幡宮境内に在つて、一に奥の関伽井と呼ばれてゐる。四時潔らかなる清水湧出て、些少の増減をも見ることがない。延喜の頃、醍醐天皇灌頂の御時、この井戸の水を用ひられたと傳へられてゐる。

◎勸修寺多寶塔古趾

勸修寺多寶塔の古趾は、鎮守八幡宮へ通する宮の橋前道路の西に在る。長吏古録に『天曆元年五月十八日一重多寶塔建立供養敦實親王其願文云昔延長 聖主奉爲山陵（宇多帝）起多寶塔於勸修寺外望漸壯内地猶空弟子（考柔子内親王）陳情於前相承詔於往日聊加壇場之饒奉安置此尊像贈太皇被供養者云々』と見てゐる。

◎明 智 塚

明智塚は俗に明智洞塚と稱するものにして、大字勸修寺小字御所の内にあつて、勸修寺より小栗栖に通する里道の東田圃の中に在る。塚は約一坪の圓丘状をなし、古墳は空しく寒苔に掩はれてゐる。天正十年六月明智光秀、豊臣秀吉の爲めに天王山に敗れ、坂本に走らんとするとき、醍醐村南小栗栖に於いて土人に害せられ、屍は此地に埋められたと里老は傳へて居る。野史に『光秀大いに秀吉と山崎に戦ひて敗走す。光秀遁れて青龍寺に入らんと欲す。會々土寇群起して道を遮り、漸く間道を経て青龍寺に入る。時に見兵猶ほ一千餘あり。而して遁れ去るもの多く、忽ち兵僅かに數百を餘すに至り、城代三宅頼綱諫て曰く、臣請ふ、此に戦死せん。宜しく坂本に遁るべしと。是の夜二更光秀及び村越三十郎、堀與二郎、進士貞運等、潜に青龍寺を出て、伏見、深草を経て、四更小栗栖を過ぐ。土寇路に要し、藪中より竹槍を以て之を刺して光秀の右腋を洞す。光秀急に馳せ數百歩にして馬より墜つ。溝尾茂頼馳せ到る。光秀切齒して曰く、疾く首を刎ね以て密藏すべしと。乃ち瞑す。是に於て従者皆自殺す。茂頼光秀の首を取りて之を韃に裹み、泥中に埋めて之に殉死す。光秀年五十七。光秀旗を擧げてより僅かに十有三日なるを以て、世に十三公方と稱すと云ふ』と見てゐる。今光秀が害せられたと云ふ籤は明智塚と云ひ、南小栗栖の本經寺の側にある。此の籤を領するものは禍に罹ると云ひ傳へられ、今は本經寺の有となつてゐる。

◇大字 小野

◎深草少將の通路

深草少將の通路と云へるは、鍋岡山の南側、即ち氷室池の南に通する舊道を云ひしが、今は埋没して知ることを得ない。恐らくは八幡宮前谷川筋が之れであつたらう。蓋し昔の順路は。藤森の南に當る墨染へ出る道にして、墨染欣

浄寺は深草少將の邸宅なりしと傳へられてゐる。此の道は深草の少將が小野小町の許に百夜通ひし通路として人口に喰炙して居る。豊臣秀吉の時に至つて、此の道を行くときにはその本懐に利あることなく、その深草の少將が本望を達せずして死せしが如く、實に先否不吉の兆であるとい見城に訴へたものがあつた。依つて此の往還を絶して、更に勸修寺の境内を横斷して新設せられたものであると云はれる。

◎小野の古道

小宇御陵より當町大字小野の東方を経て、大字大宅の赤土原に出づる野道を云ふ。往昔の往還の地であつたものと思はれる。治承の役に源三位頼政以仁王を奉じて宇治に赴くの途路、此地を過る時鳥があつたので東道せしと傳へられてゐる。現今小橋に鳥橋の稱が残つて居る。新後撰集に左の歌が載せられてある。

夏草ことしけき世にまかひても

猶末たのむ小野の古道

◎小野小町の住址

小野郷は往昔小野朝臣の邑にして、其の女小町の遺蹟と傳ふるものが多く、今小野隨心院境内の竹林中にある古井はその邸宅の跡であると云はれて居る。世に之を小野井或は小野水と云ひ、小町が愛用せしところの水であると傳へられてゐる。

◎化粧橋

今の安祥寺橋を云つたのである。化粧橋と云つたのは、此の邊一帯が小野郷なるを以て、小野小町に因みて、かくは名づけたものであらう。又安祥寺橋と云へるは、往古安祥寺は、常に當寺より其の寺務に預かつて居り、而して慈

尊院の歴代は安祥寺の寺務別當をつとめた關係上、安祥寺への往還が極めて繁く行はれたので、安祥寺宮の御通り橋との意より、かく名づけられたものであらうと云はれてゐる。

◎計塚

計塚は、小野隨心院文塚の南一町ばかりのところにある。嘗て深草少將が小野小町の許に百夜通はんことを約し、その通ひし數を算せんが爲めに、石を積んで其の來往を記憶したところと傳へられてゐる。

◎文塚

大字小野の隨心院の墓後にあつて、一に櫻塚とも呼ばれてゐる。小野小町の容色人に優れて美しかりしを以つて、諸方より艶書の來ること限りなく、後ちその艶書を纏めて埋めたところが之れであると傳へられてゐる。老松の下に古塔がある。

◎榎の老木

大字小野の隨心院門跡附近の處々にある榎の老木にして、今九本を存してゐる。嘗て深草少將小野小町の許に百夜通はんことを約せしを以て、小町その通へる數を記さんが爲めに、榎の實を糸に綴つて其の覺ねとなしてゐるが、十九夜にして少將の急死に遭ひ、小町己が罪障の如何に深きかを歎き、その菩提の爲めに、糸に綴りし榎の實を播種せしものがそれであると傳へられてゐる。

第九篇 御陵墓及墳墓

第一節 御陵

天智天皇の御陵は大字御陵の北字御廟野の内鏡山の南麓に在つて、山科街道を隔ること約二百間ばかりの丘上に奉齋せられる。扶桑略記には『山城宇治郡山科郷北山』の地に在ると見え、昔時は御陵の上に八角形の御廟が安置されてあつたので、その附近を御廟野と呼び、今は小字として残つて居る。

天皇崩じ給ひて間もなく壬申の亂が勃發した。是より先、朝廷では美濃、尾張の兩國司に宣して山陵を造營せんが爲めに、豫め人夫を差山してゐたが、未だ成るに至らずして此の亂が起り、遂にその儘となつてしまつた。而してその修造は文武天皇の三年に、齊明天皇の越智山陵と同時に行はれたが、御陵は既にその以前に存在して居たことは、額田王が山科陵を過ぎられた時の歌が萬葉集に收められてゐるのを見ても明らかである。

而して延喜諸寮式には『東西十四町、南北十四町、陵戸六畑』と見てゐるが、その兆域はそれよりも遙かに廣かつたもののやうである。當時先皇の陵には陵戸五畑を附せらるるのを法としたが、山科陵は特に六畑を附せられ、又他の山陵は御代の遠近により、漸次に國忌より除去されてゐたが、ひとり山科陵だけは永世國忌より除かれることなく、歴世天皇の特別の御尊崇があり、大事あれば必ず奉告の勅使を差遣せらるる例となつてゐた。

扶桑略記に一異説を記して『天皇馬に駕して山科郷に幸し、更に還御なし。永く山林に交り、崩御を知らず。たゞ履沓の落ちしところを以て其の山陵となす』と言つてゐるが、これ勿論謬説にして、天皇を此の地に葬り奉つたことは、日本書紀、萬葉集などによつても明かである。里人の呼ぶ御沓石なるものは、恐らくは石柳の蓋石の露出せしものであらう。兎に角此の事は天皇の御徳を尊むのあまりに、その仙化したまへることを言つたものと思はれる。

天皇は舒明天皇の皇子に座して、孝德天皇の朝、御年二十歳にして太子に立たせ給ひ、齊明天皇の後を繼いで三十八

代の大統を紹がせられ、攝政、在位凡そ二十餘年間、一の寧日なく、銳意大政の改進を圖らせ給ふた。世に之れを大化の革新といひ、永く史上に光彩を添へ、今に億兆の齊しく御遺徳を仰ぎ奉る所以である。而して即位の十年十二月五日御壽四十六歳を以て近江國大津宮に崩御あらせられた。

而して御陵は應仁の亂に、陵の附近、東岩倉山に兵士が屯營し、遂に兵火に罹り、爾來その舊跡のみとなつてゐたが、往年大に修造を加へられ、現今の如く森嚴なものとなつた。

御陵地は、南北數里に亘れる東山山麓に連り、綠葉鬱蒼として山陵に縋り、連峯峨々として背面を負ふ。府道に接せる木柵より廣前に至れる賽路には、悉く白砂を敷き、緑ゆかしき小松はその兩側に並植せられ、幅四間、長さ百間の行程には一の凹凸もなく、並木を経て森林に入り、更に三十間ばかりにして瑞籬の表に達する。

御陵の周圍は七百七十五間五尺にして、前方は後圓をなし、前方の外廓は堅牢なる石材を遶らし、後方には柏樹が植はられてある。賽路の正面は御拜所にして、燈籠、華表等神々しく、文久三年十二月の建立に係る。御拜所後方の石柵は、長さ四十間に餘り、白色燦然として、枝葉の間にある。御陵は南面して、一帶の岡阜をなし、中央の御所在のみが高さ丈餘の丘陵である。満山岩石交り、榲、松、杉樹等一面に繁茂し、敢て古木ならざるも、松風颯々として面を拂ひ、森嚴にして敬虔の念、轉た禁じがたきものがある。

◎皇太后藤原順子後山科御陵

皇太后藤原順子の後山科御陵は、大字御陵なる安祥寺を距ること四町ばかりの御所平の地に在る。皇太后は贈太政大臣従一位藤原冬嗣の御女にましく、仁明天皇の女御とならせられ、文德天皇を生ませたまふた。後ち太皇太后とならせられ、貞觀十三年九月二十八日御崩あらせられ、十月五日に當所に御奉葬申し上げた。皇太后には深く佛教に

御歸依遊され、安祥寺はその御本願によつて建立せられたものである。

この御陵の兆域は東西二十間、南北二十間ありて、古松數株が植われ、蒼鬱としてゐる。鎌倉時代以降久しく荒廢に歸したりしが、近時大いに御修繕が加へられて現今に及んだ。

◎贈皇太后藤原胤子小野陵

贈皇太后藤原胤子の御陵は、勸修寺の西方字大日山の地に在る。

贈皇太后は内大臣藤原高藤の女にましまし、宇多天皇の女御とならせられ、醍醐天皇を生み奉つた。寛平八年六月三十日御年三十九を以て崩せられ、當時の小野の地即ち今の地に葬られた。故に小野陵と稱せられ、醍醐天皇の延喜七年には十陵の内に加へさせられた。寛平九年七月十九日皇太后を贈らせられ、十月廿二日には宇多法皇が小野に御幸されたことが日本紀略に見えてゐる。近年に至つて宮内省諸陵寮より大修理が加へられた。

第二節 皇族の御墳墓

◎人康親王御墓

人康親王の御墓は大字四宮なる十禪寺の傍らに在つて、封土の高さは三尺餘にして、周圍は四間より成り墓上に五輪塔を安んじてある。明治三十年十一月宮内省の諸陵寮より修理せられた。

親王は仁明天皇第四の皇子にましまし、彈正尹とならせられ、後ち山科山莊に穩棲せられて十禪寺を開創あらせられ貞觀十四年五月五日御年四十二歳を以て薨せられた。

◎柔子内親王御墓

柔子内親王の御墓は勸修寺の附近にあることは確實であるが、その御墓所に至つては明かでない。

内親王は宇多天皇の皇女にましまし、御母は贈皇太后藤原胤子であらせられ、醍醐天皇には御同母妹に當らせらる。故に勸修寺との縁故は特に深いものがあつた。後に伊勢の齋宮とならせられ、天徳三年正月二日に薨せられた。

◎寛胤法親王御墓

寛胤法親王の御墓は、大字勸修寺小字南谷の地にあつて、勸修寺惣墓塔の上段にあり、五輪の塔婆が安置されてある。

親王は後伏見天皇第八皇子にましまし、勸修寺第十五代の長吏とならせられ、永和二年四月三日御壽六十八歳を以て御示寂あらせられた。殊に和歌を能くせられ、新千載集、風雅集等にその和歌が載せられてある。

◎興信法親王御墓

興信法親王の御墓は、大字勸修寺小字南谷の地にあつて、勸修寺惣墓塔の上段にあり、墳上に五輪の塔婆が安置されてある。

親王は北朝崇光天皇の第二皇子にましまし、勸修寺第十七代の長吏とならせられ、明德二年四月五日御壽三十四歳を以て示寂あらせられた。後ち施無院宮と追號し奉る。

◎濟深法親王御墓

濟深法親王の御墓は大字勸修寺小字南谷の地にあつて、勸修寺長吏惣墓塔の上段にある。墳上に五輪の塔婆が安置されてある。

親王は靈元天皇の第一皇子にましまし、勸修寺第二十九代の長吏とならせられた。博學達識に在して、一時衰頽に傾いた勸修寺の再興に意を用ひさせられ、堂塔伽藍等は概ねこの時に整備し、境内の輪廓も略々復舊するを得た。實

に勸修寺中興の英主に在りし、元祿十四年十二月二日痘瘡を患へさせられ、御年三十一歳を以て示寂あらせられ、即身院宮と追號し奉つた。

◎尊孝法親王御墓

尊孝法親王御墓は、大字勸修寺小字南谷の地にあり、墳上に五輪の塔婆が安置されてある。

親王は伏見宮邦永親王の第四王子にましまし、靈元天皇の御猶子として、勸修寺第三十代の長吏とならせられ、延享五年正月二十八日、御年四十八歳を以て示寂あらせられ、光明心院宮と追號し奉つた。

◎公辨法親王御墓

公辨法親王の御墓は、大字安朱の毘沙門堂西北の隅山に在る。

親王は後西院天皇の第六皇子にましまし、毘沙門堂中興第三世に當らせらる。江戸の輪王寺を繼ぎたまひ、尋て天台座主に補せられ、後ち毘沙門堂に退隱せられ、正徳六年四月十七日毘沙門堂に於いて示寂あらせられた。時に御年四十八歳にましまし、大明院宮と申し奉る。

◎公寛法親王御爪塔

公寛法親王の御爪塔は、大字安朱なる毘沙門堂西北の隅山に在る。

親王は、東山天皇の第三皇子にましまし、毘沙門堂中興第四世に當らせらる。江戸輪王寺門跡を繼がせられ、尋て天台座主の職に補せられたまひ、元文三年三月十五日示寂あらせられ、東叡山に葬り奉つた。時に御年四十二歳にましまし、崇保院宮と號し奉る。

◎公遵法親王御墓

公遵法親王の御墓は、大字安朱なる毘沙門堂の西北の隅山に在る。

親王は中御門天皇の第二皇子にましまし、毘沙門堂中興第五世に當らせらる。江戸東叡山輪王寺を繼がせられ、後ち天台座主に補せられ、晩年毘沙門堂に退隱せられて、天明八年三月二十五日同寺に於て示寂あらせられた。時に御年六十七歳にましまし、隨宜樂院宮と申し奉る。

◎公啓法親王御爪髮塔

公啓法親王御爪髮塔は、大字安朱なる毘沙門堂西北の隅山に在る。

親王は閑院宮直仁親王の王子にましまし、毘沙門堂中興第六世に當らせらる。中御門天皇の御猶子とならせられ、東叡山輪王寺を繼がせられ、尋て天台座主の職に補せられたまひ、安永元年七月十六日御年四十一歳を以て示寂あらせられ、東叡山に奉葬し、最上乘院宮と追號し奉つた。

◎公顯法親王御爪髮塔

公顯法親王の御爪髮塔は、大字安朱なる毘沙門堂西北の隅山に在る。

親王は閑院宮典仁親王の御子にましまし、毘沙門堂中興第七世に當らせらる。桃園天皇の御猶子とならせられ、東叡山輪王寺門跡を繼ぎたまひ、安永五年七月十日御年十七歳を以て示寂あらせられ、東叡山に奉葬し、清淨信院宮と追號し奉る。

◎公延法親王御墓

公延法親王の御墓は、大字安朱なる毘沙門堂西北の隅山に在る。

親王は、閑院宮典仁親王の御子にましまし、毘沙門堂中興第八世に當らせらる。桃園天皇の御猶子とならせられ、

江戸の輪王寺門跡を繼がせられ、尋て天台座主に補せられたまひ、後ち毘沙門堂に退隱せられ、享和三年五月二十七日同寺に於て示寂あらせられた。時に御年四十二歳にまし、安樂心院宮と申し奉る。

◎公澄法親王御墓

公澄法親王の御墓は、大字安朱なる毘沙門堂西北の隅山に在る。

親王は伏見宮邦頼親王の御子にまし、毘沙門堂中興第九世に當らせらる。後桃園天皇の御猶子となりたまひ、江戸輪王寺門跡を繼がせられ、尋て天台座主に補せられ、後ち毘沙門堂に退隱あらせられて、文政十一年八月七日示寂あらせたまふた。時に御年五十三歳にまし、歡喜心院宮と申し奉る。

◎舜仁法親王御爪髮塔

舜仁法親王御爪髮塔は、大字安朱なる毘沙門堂西北の隅山に在る。

親王は有栖川宮織仁親王の御子にまし、毘沙門堂中興第十世に當らせらる。後桃園天皇の御猶子とならせられ、東叡山輪王寺門跡を繼ぎたまひ、尋て天台座主に補せられ、天保十四年九月二十六日御年五十五歳を以て示寂あらせられた。東叡山に奉葬し、自在心院宮と號し奉る。

◎公紹法親王御爪髮塔

公紹法親王御爪髮塔は、大字安朱なる毘沙門堂西北の隅山に在る。

親王は有栖川宮韶仁親王の御子にまし、毘沙門堂中興第十一世に當らせらる。光格天皇の御猶子とならせられ、東叡山輪王寺門跡を繼ぎたまひ、弘化三年十月十九日御年三十二歳を以て示寂あらせられた。東叡山に奉葬し、普賢行院宮と號し奉る。

◎喜久宮御墓

喜久宮の御墓は、大字安朱なる毘沙門堂西北の隅山に在る。

宮は伏見宮邦家親王の第七王子にまし、御母は左大臣鷹司政親の女である。山階宮晃親王の御弟であり、小松宮彰仁親王、北白河宮能久親王、華頂宮博經親王、伏見宮貞愛親王、閑院宮載仁親王、東伏見宮依仁親王には兄君に當らせらる。天保十一年五月二十二日の御誕生にして、壽天宮と稱され、後ち喜久宮と改められた。同十四年九月二十四日仁孝天皇の御猶子とならせられ、同日青蓮院門跡を御相續遊された。嘉永三年八月三日更に王輪寺宮慈性法親王の御附弟とならせられ、毘沙門堂に御入寺あらせられ、同四年五月二十五日薨せられた。時に御年十二歳にまし、無量光院宮と追號し奉つた。

◎誠宮御墓

誠宮の御墓は、大字安朱なる毘沙門堂西北の隅山に在る。

宮は伏見宮邦家親王の第十王子にまし、喜久宮には弟君に當らせらる。嘉永元年二月四日の御誕生にして、威宮と稱せられ、後ち誠宮と改めさせられた。同年十二月五日梶井宮門跡を御相續遊され、同五年三月十二日御兄君喜久宮の御薨去によつて更に輪王寺宮慈性法親王の御附弟とならせられ、毘沙門堂に御入室あらせられた。然るに同六年三月一日御年僅かに六歳を以て薨せられ、平等心院宮と追號し奉つた。

◎大津、粟津兩皇子御墓

大津、粟津兩皇子の古墳と傳へられるものが、大字音羽の八幡宮境内にあるが、大津皇子の御墓は、大和國北葛城郡當麻村に現存して居り、歴然たる確證がない限りに於ては、皇子の御墓と斷定することは出来ない。また粟津皇子

の御墓と傳へられる古塔に就いても、何等資料が存する譯でないから、判然としたことは分明せぬ。この事に就いては、通史篇に於て述べたからここには詳述せぬこととする。蓋し大津皇子は天武天皇の第三皇子にましまし、粟津皇子は大津皇子の御子である。

第三節 高僧の墳墓

◎勸修寺宮惣墓塔

勸修寺惣墓塔は、勸修寺先代の惣墳瑩にして、法篋印塔である。豊臣秀吉嘗て道路を移設するに際し、暴虐をも顧みず、各先代長吏の墓、墓碑等を壞損し、又は埋没したことに依つて、その所在を失つたため、明治の初年に至り有志者の憤起するところとなり、遂に此の塔を建立し、僅かにその遺靈を慰むることとなつた。碑名は次の通りである。

勸修寺宮惣墓塔

- 承俊律師 濟高大僧都葬高野山 貞譽權律師 通覺大法師 雅慶大僧正葬醍醐櫻塚
- 濟信大僧正 光慶阿闍梨 深覺大僧正 信覺大僧正 嚴覺大僧都 寬信大僧都 雅寶大僧都
- 成寶大僧都葬高野山西谷 聖基大僧正 道寶大僧正 勝信大僧正 信忠大僧正 教寬大僧正
- 寬胤法親王 尊信法親王 興信法親王 尊興准三后 興胤大僧正 尊聖大僧正 教尊大僧正
- 恒弘法親王 常弘法親王 海覺法親王 寬欽法親王 聖信准三后
- 二重壇臺座銘云
- 昔城桃山 土壤違昔 豊公暴怒 什碑毀廟 無所還忌 不復經營 木主行事 方今維新
- 因革大行 門跡號興 食邑剛焉 嗚呼時哉 其極竟何 累祖高德 祭典湮滅 某等深憂

所建尊塔 聊表微志 明治七年 甲戌造立
當山中興發起

舊臣 山口益彰 大音豊厚 永田重威
光明院敝願 光都 玄猷 釋雲照

◎尊聖大僧正御墓

尊聖大僧正の御墓は、大字勸修寺小字南谷の地にあつて、勸修寺惣墓塔の上段にあり、墳上には五輪の塔婆が安置されてある。

大僧正は南朝長慶天皇の皇子にして、佐山宮と號し奉る。勸修寺二十代の長吏に補せられ、永享四年七月八日に示寂せられた。御壽は詳かでない。

◎永愿大僧正墓

永愿大僧正の墓は、勸修寺南谷の左側に在る。

永愿大僧正は、前大納言永慶の男にして、勸修寺の長吏寛海大僧正の囑に依つて勸修寺の塔中慈尊院の中絶せるを興した英僧で、勸修寺の中興濟深法親王の御戒師である。貞享元年三月廿一日年六十五歳を以て入滅した。

◎濶海僧正墓

濶海大僧正は、永愿大僧正の後を稟けて慈尊院に住し、大いにその隆興に力を致し、遂に中興の大業を遂げた英才で、勸修寺第三十代の長吏尊孝法親王の御戒師を勤めた。元文元年六月十八日を以て示寂し、勸修寺南谷に葬つた。

◎遍昭僧正墓

遍昭僧正の墓は、大字北花山なる元慶寺の傍りに在る。老樹は森々として茂り、その中に一個の巖石、並びに一株の櫻が植ゐられてある。

僧正は、桓武天皇の皇子良岑安世の御子にして、俗名を良岑宗貞と云ひ、仁明天皇に奉仕し、左兵衛少將となり、寵眷を忝ふした。天皇崩御せらるるに及んで、悲痛の極髪を剃つて僧となり、元慶寺を開創し、天皇の御菩提を弔ひ奉つた。特に和歌を善くし六歌仙の一として知られ、寛平二年正月二十九日七十五歳を以て入寂した。

◎蓮如上人墓

蓮如上人の墓は當町大字西野小字大手崎に在る。山科本派本願寺別院の西北一町ばかりの平原に當り、右は當院の境内であつた。天文元年の秋本願寺が石山に移轉して後は、證如上人がその門弟である西宗寺の三世祐信和尚に命じて監守せしめ、爾來數世の間相繼いで其の任に當つてゐたが、寛文以來該墓地に關し大谷派東本願寺と紛議を生じ、久しく解決しなかつたが、明治六年遂に本派の有に歸した。同十五年三月蓮如上人に慧燈大師の號を追諡せらるるに方り、一旦内務省に買収せられ、同日更に改めて東西兩本願寺に下賜せられ、爾來兩本願寺協力して守護の任に當つてゐる。

墓地は丘狀をなして居り、老樹は鬱蒼として茂り、八角の石柵を以て環らされ、前に檜皮葺の拜堂が建てられ堂前には鐵扉の石門が設けてある。

上人は眞宗中興の傑僧にして、本願寺の第八世を董し、大いに寺門の興隆を圖り、明德八年三月二十五日に示寂した。

◎實如、澄如兩上人墓

實如、澄如兩上人の墓は、大字西野なる山科本派本願寺別院の東南方數町の松林中に在る。蓮如上人の墓と同じく古來西宗寺の監守に屬してゐたが、享保五年に至り眞光寺が代つて監守した。北に在るのは實如上人の墓にして、上に巨石を安じ、南は證如上人の墓にして高大であり、數株の樹木が植ゐてある。

實如上人は蓮如上人の第八子にして、後ち本願寺の第九世を繼ぎ、大永五年二月二日壽六十八歳を以て示寂した。

澄如上人は、實如上人の孫にして、父圓如上人の早世によつて、本願寺第八世を繼ぎ、天文二十三年八月十三日壽三十九歳を以て示寂した。

◎一源禪師墓

一源禪師の墓は、大字小山の牛尾山下なる白石庵址の近傍にある。

禪師は京都南禪寺の塔頭天授庵の住僧であつたが、宋に渡り、歸朝後牛尾山の近傍に白石庵を營み、此の地に於て示寂した。その寂年並に年齢等は詳かでない

◎圓如上人墓

圓如上人の墓は、大字小山牛尾山下の白石庵址の近傍に在る。

上人は、本願寺第九世實如上人の三子にして、大永元年八月二十日壽三十一歳を以て、父實如上人に先立つて示寂した。

◎慈眼大師御爪塔

慈眼大師の御爪塔は、大字安朱なる毘沙門堂の境内に在る。

大師は、會津の人にして、俗姓を芦名と云ひ、南光坊天海と號し、後ち大僧正となつた。將軍徳川家康の眷遇を受

け、その遺命によりて導師をつとめ、日光山に改葬するの際にはその法事を總べた。寛永二年將軍秀忠寛永寺を創立するや、命じて之を領せしめ、爾來日光、東叡の兩山を比叡山に准擬した。而して家光將軍職を繼ぐに及び、崇敬益々篤く、遂には政治方面にまで一大勢力を有するに至つた。之れより先、慶長十六年後陽成天皇毘沙門堂の荒廢に歸せしを慨せられ、その中興のことを命じ『毘沙門堂門室』の御宸筆を賜はつた。然れども大師は自ら其の號を稱せずして、高弟公海大僧正に重建のことを託し、毘沙門堂中興第一世となつた。寛永二十年十月三日壽百二十四歳を以て示寂し、日光山に葬つた。

◎公海大僧正墓

公海大僧正の墓は、大字安永なる毘沙門堂西北の隅山にある。

僧正は左少將花山院忠長の男にして、慈眼大師天海僧正の法嗣となり、江戸寛永寺に住し、後ち毘沙門堂を中興して、准三后の宣下を蒙り、元祿八年十月十六日壽八十九歳を以て毘沙門堂に示寂した。

◎行全大僧正墓

行全大僧正の墓は、大字安永なる毘沙門堂西北の隅山にある。

大僧正は、近江國高島郡大溝の人にして、明治九年十月毘沙門堂の中興第十四世となり、後ち門跡號を復舊せられ叡山の學頭惠心院の住職を兼ね、同二十一年三月十四日毘沙門堂に示寂し、大觀心院と號した。

第四節 偉人其他墳墓

◎坂上田村麿墓

大字勸修寺にありて、岩屋寺より東北數町の地點にある。世に花木塚と云ひ西面して居る。田村麿は弘仁二年五月

二十三年五十四歳を以て粟田の別業に薨じた。嗟哉天皇痛く御哀悼ありて從二位を授けられ、又栗栖野に於て水田畑、山林三町を賜ひて墓地となし、贈物並びに賦役をも賜ひて葬事を營ましめ、その屍を棺中に立て、詔して甲冑を被り、弓矢を帶び、西平安城に向ひて土葬せしめられた。是れ田村麿の忠烈勇武の威望により、永く平安京を鎮護せしめんが爲めであつた。この後國家の大事ある毎に、此の家内で鼓を打つが如く、或は雷電の如き響きをなしたと云はれてゐる。又後世に至つて將軍の坂東、奥地に出征するものは先づ密かに詣でて戰勝を祈つたと云はれる。中古の亂世に荒廢して僅かに石垣のみを残してゐたが、明治二十八年平安遷都一千百年祭を舉行するや、官民協力して大いに修復し、兆域を擴大し、石垣を新たにし、その外域には蒼松翠竹を栽む、別に一碑を建てた。近時兆域の樹木繁茂し、鬱蒼として巖然の氣自ら湧き、眞に偉人の奥津城たるを偲ばしめる。毎年その命日に當る五月二十三日には墓前祭を執行したが、近年は便宜上四月二十三日に之を行ふこととした。その碑銘は左の如くである。

坂上田村麻呂之墓

篆額贈從二位坂上將軍之墓

自古創業及中興之君不獨天資睿明統御内外必有一二名臣近贊廟謨遠當邊防者焉可美眞乎道臣之於 神武帝鎌足

比羅夫之於 天智帝蓋是世 桓武帝之遷都于平安也和氣公以三朝老臣翼贊鴻業坂上將軍繼先世武勳鎮壓蝦夷使

朝廷無東顧之憂是以延曆雄圖至今歷々接踵而和氣公先薨將軍負禦侮之任築膽澤志波二城以大關地于東陸其功

最顯矣及薨 嗟峨帝哀悼不視事一日贈從二位賜賻無數且以山城國宇治郡栗栖野水陸田山林三町爲墓地使其屍立

棺中向平安城而葬之後大將每出征先詣而禱焉其爲國家所重如斯歲月屢遷僅存孤墳維歲乙未四月京都市修遷都一

千百年祭典於是宇治郡民追懷將軍之勳業廣與同志謀修墳域及神道以便展拜事聞宮内省賜金若干郡民感奮欲並勒

石傳之後世請予文予深喜其學不辭而記其概畧銘曰

出征東夷 夷酋就戮 入衛近畿 姦慝懾服 勛業千年 赫々史傳 爰表墳塋 維石巍然
大勳位晃親王篆額

京都府知事正四位勳三等渡邊千秋撰

明治二十八年五月

京都府屬正八位 巖 本 範 治 謹書

◎宮道彌益夫妻墓

宮道彌益は宇治郡の大領にして、其の女列子は内大臣藤原高藤の室となり、胤子を生んだ。胤子は後に宇多天皇の女御となり、醍醐天皇を生み奉り、皇太后を贈らせられた。彌益の歿年、墓所等は詳かでないが、『南山科勸修寺中村文書』なるものによるときは、大字大宅にその古墳の發見せられたことを傳へてゐるが、果してそれが夫妻の墓であるかは否かは斷定出来ない。今参考までにその全文を掲げて見やう。

○南山科勸修寺中村文書

山階郷大宅村宮道彌益朝臣夫人舊棲而朝臣並夫人歿後埋葬之地也是故延喜聖朝奉詔建寺號曰大宅寺爾後年序久遠蹤跡荒蕪元錄中月坡和尚再造堂宇實爲大宅中興濟深法親王曰勸修大宅延喜御願寺宛如兩手左右何以辨之忝添再營之力法王發痘俄而薨繼之村民益惑戛起遂不至成功况於古憤手實以爲遺憾哉干茲乙丑夏寺僧透宗鑿得太刀二口一品晃親王以聞之使家臣和泉刺史宮道益彰探索其地子賢亦與焉檢其兆域方丈餘四邊以巨石結構因得銀環一蒼玉管一及祭器若干判然墓域可以徵而已於是所得物件瘞諸壙中且加修理復延喜之舊制者乃使子賢記其概略云爾。

慶應元年乙丑六月

宮道 蟪 川 子 賢記

◎贈太政大臣藤原高藤墓

内大臣藤原高藤の墓は、勸修寺の鍋岡山に在る。世に之れを小野墓と云ふ。宇治八墓の一に加へられた名墓であるが、今は山頭（山頂）に粗悪なる小碑を存するのみである。

高藤は、醍醐天皇の外祖父にして、勸修寺七家（舊公家）の始組である。昌泰三年三月十二年六十三歳を以て薨じ、太政大臣正一位を贈られた。

◎贈正二位宮道列子墓

宮道列子の墓は、大字栗栖野の地に在り、世に後小野墓と云はれた。

列子は贈太政大臣藤原高藤の室にして、醍醐天皇の外祖母に當らせられ、宇多天皇の贈皇后藤原胤子の御生母である。父は大領宮道彌益にして、延喜七年十月十七日に薨じ、後ち正二位を贈られた。

◎右大臣藤原定方墓

藤原定方の墓は、勸修寺鍋岡山の西北麓に在る。

定方は高藤の男にして、醍醐天皇の外縁を以て頻りに重要せられ、諸官を経て出羽按察使となり、遂に右大臣に進み、又勸修寺外護の功があつた。承平二年八月八年六十歳を以て薨じた。享保八年に至つて碑を一門より建てて、表徳の銘を刻した。碑は靈龜の上に駕し、高さ凡そ五尺、厚さ八寸程であり、左に碑銘の全文を載することとする。

公諱定方姓藤原其系出是閑院左大臣冬嗣公野六子諱良門内舍人贈太政大臣正一位良門公第二子諱高藤内大臣贈太政大臣有四子公居其季建以爲嗣初高藤公徵時遊臘山科忽遭雷雨馳馬入人家主人見其長者款待甚恭遂以其女侍乃郡司宮道彌益也後納其女爲室諱列子生贈皇太后胤子叙正三位贈正一位太后寛平時爲妃實誕醍醐帝後追尊爲皇

太后其妹曰滿子延喜時爲女御惟公天資英達兼有枿房之親夙立朝著鬱負國器之望善和歌多入選者弱冠爲內舍人遂歷陸奥少椽尾張權守相摸權介備前守所至皆有政績昌泰中丁父憂去職服門復官更任左近衛少將兼近江介再爲備前守延喜中轉左近衛中將尋爲參議擢中納言兼左近衛督天眷殊渥晝日三接齒及四十上御清涼殿令百官賜壽俄而爲陸奥出羽按察使又任右近衛大將無何遷大納言延長中兼皇太子傳更任右大臣傳大將如故晚遷左近衛大將大臣如故時號三條右大臣承平二年八月八日薨于官時年六十葬于山城國宇治山科鄉鍋岡山下勅贈從一位元配中納言山蔭鄉女繼配三品大宰帥是貞親王女子男五人長曰佳節官至甲斐守次曰理貫官至宮内少輔次曰朝忠官至檢非違使別當中納言次曰朝成官至中納言次曰朝賴左兵衛督女十四人長曰仁善子爲醍醐帝女御其余皆適貴族家門之榮當時莫比公嘗就山科建勸修寺西塔諸公子唯朝賴有後每至忌辰設八講禮曰勸修寺入講又推年爵兼高者者迭爲長者曰勸修寺長者迄今子姓蔓延禮祀不斷年序既遠封樹荒圯繞存兆域於是享保癸卯裔孫某等再三碑墳前以表遺德云

享保八年歲次癸卯十二月朔丙午

更に左側面には建立に與つた末裔諸卿の名が列ねてある。即ち左の如くである。

- 廿三世孫 正二位共方 廿四世孫 宮内卿共條 廿五世孫 權中納言治房
- 廿六世孫 從二位國久 廿八世孫 藏人右中辨兼左衛門檢行俊行
- 廿八世孫 藏人頭左中辨賴胤 廿九世孫 勘解由次官時宣 廿九世孫 權大納言尙房
- 卅世孫 右兵衛惟左晴長 卅一世孫 侍從季宣 卅二世孫 民部少卿現長 等建立

◎小倉中納言典侍局墓

中納言典侍局の墓は、大字勸修寺の南谷の地に在る。

局は、權大納言小倉實起の女にして、靈元天皇の大興侍となり、勸修寺中興の英主に仰がれたまふ第二十九代の長吏濟深法親王を生まれ、元祿四年六月十二日御年三十九歳を以て逝去した。

◎古墳

大字大塚の北方なる奈良街道の傍らに古墳がある。いま碑石を残さず、墳上にただ老松の根一株を存するのみであり、何人の墳たるかを詳かにしない。昔時は此の地を御塚村とも稱し、大塚の字名は之れによつて起つたと云はれてゐる。

第十篇 人物

第一節 天皇及皇后

◎天智天皇

天智天皇は、人皇第三十八代の天皇に座して、舒明天皇の嫡子にましまし、御母は皇極天皇であらせられる。御幼名を葛城皇子と申し、後中大兄皇子と申された。天皇未だ皇子におはせしとき、蘇我入鹿の専横なるをいたく憎ませたまひ、潜かに藤原鎌足と相謀らせられて之れを除かんことを企てたまひ、鎌足の邸宅山階陶原家に丈六の廬舎那佛を祀らせられて、逆臣誅伐の援助を願求せられ、且つ蘇我山田石川麻呂の女を納れて妃とせられ、以てその援となしたまふた。會々皇極天皇の四年六月、三韓進貢の事があつたので、天皇には大極殿に出御あらせられ、入鹿も又侍座した。即ちこれを機として、皇子は鎌足等と共に入鹿を正殿に誅せられ、進んで入鹿の父蝦夷をも誅したまふた。既にして皇極天皇御位を皇子に傳へられんとするの御志があつたが、皇子は辭して従ひたまはず、密奏して孝徳天

皇に傳へられんことを請はれた。天皇はこれを嘉納したまひ、御讓位あらせられたので、皇子は立ちて皇太子となりたまひ、天皇を輔佐し奉つて大いに改革の政を布かれた。これが所謂大化の改新にして、太子と鎌足の畫策せられたところであつた。當時唐朝の制度は實に整頓して居つたので、多くはその美點に法り、始めて大化の年號を樹て、全國劃一の法を布かれ、綱紀を振作し、新たに阿部倉梯麻呂を左大臣に、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣に、中臣鎌足を内臣に任ぜられて、世務を主らしめ、堂々たる中央集權の實を擧げさせたまふた。翌二年には、臣、連、國造等が私有して居た土地人民を收めて、公地、公民となし、更に班田收授の法を立て、人毎に分田を給し、又租、庸、調の法を定めて賣地を嚴禁し、新たに戶籍法を制定して賦役に儕駢せしめ、同四年には禮法を定めて七色十三階の冠を制し、併せて一般人民の葬儀墓壙の奢侈を戒め、永年行はれた殉死を嚴に禁ぜられたる等、些かたりとも善政と認められるものはこれを斷行せさせたまふた。翌五年元旦の朝賀の始めに、更に冠十九階を定めさせられ、中務、治部、民部、兵部、刑部、大藏、宮内の八省百官を制定せられ、又一方には高向玄理、僧旻等をして國博士に任じ、専ら教育に盡させたまふた。當時新羅は王子或は重臣を質として、癸亥二年の滅亡に至るまで、毎年朝貢し、常に我が國に師事して居たから、書籍、貨寶等の輸入せらるるものが多かつた。殊に孝德天皇の白雉四年五月、吉士長丹を唐に派遣せしを初めとして、遣唐使、留學生等を遣はすこと前後二回に及び、隆盛なる唐朝の文化は遺憾なく齎し歸ることを得た。斯くの如くして國家は益々新進の曙光を呈し、萬民鼓腹の域に達したが、翌五年には孝德天皇御崩御あらせたまふた。よつて皇極天皇には御重祚あらせられ齊明天皇と申し奉つた。かくて天皇は猶ほ皇太子として政を執らせたまふた。

齊明天皇の四年阿部比羅夫をして蝦夷を征伐せしめたまふたが、比羅夫は北進して後方羊蹄シリベシを定め、蝦夷官府を設

けた。後方羊蹄は今の北海道後志の地である。翌六年百濟は唐の迫害を蒙り、遙かに救ひを我が國に求めたので、又比羅夫等をして救はしめ、齊明天皇には親しく筑紫まで西征したまひしが、俄のいたづきにて朝倉の行宮に崩じたまふた。

天皇には、齊明天皇は御母君に當らせたまへば、御數きの程もさることにて、爾來喪にゐますこと六年、始めて御位に即がせたまふた。而して翌年十月には、中興の俊傑中臣鎌足薨じ、その前日には、天皇には親しくその第に臨ませられ、大織冠に叙せられ、藤原の姓を賜ふた。功臣を遇せられるの道、實に至れり盡せりと云ふべきである。鎌足薨じて二年、天皇も亦御年四十六歳を以て、近江天津宮に崩せさせたまふた。惟ふに、大化の改新成り、大政略々定まつたと雖も、天皇未だ御壽長けしと云ふにはあらず、施政益々圓熟し、疇策愈々多かるべきの時、溘然として御崩御あらせたまひしは、誠に遺憾の極みと云はなければならぬ。

◎藤原胤子

宇多天皇の女御にして醍醐天皇の御生母にましまし、内大臣藤原高藤の長女であらせられる。御母は宇治郡の大領宮内大輔宮道彌益の女贈正二位列子である。仁和四年九月二十二日更衣となりて入宮せられ、寛平五年正月二十二日女御となられ、從四位下に叙せられたまふた。醍醐天皇、敦慶親王、敦固親王、敦實親王、柔子内親王を生み奉り、同八年六月三十日、御年三十九歳を以て薨せられた。承香殿女御と尊號し、小野陵に葬り奉つた。寛平九年七月十九日醍醐天皇追尊して皇太后を贈らせられ、十月二十二日には宇多法皇小野陵に御幸あらせられて、その御冥福を祈らせたまふた。

胤子贈后には深く佛教を御信仰あらせられ、宇多天皇の仁和寺を創建したまふに及び、竊かに御願を立てさせら

れて、宮道家の邸宅を抵して精座となし、天皇誓護の伽藍所を建立せんことを期したまふた。然るに未だ其の事の及ばざるに先ちて薨じたまふた。醍醐天皇には深く御敬感あらせられて、御尊妣の御孝養を思召され、御躬らが御本願として先妣の御遺旨を御繼承遊されんが爲め、勅使三條右大臣定方（胤子の弟）を派遣し、承後律師に行司を命じ、宮道彌益の邸宅を改めて結界作法し、伽藍を建立して鎮護國家の御願寺となしたまふた。また御躬らは御願堂を御建立あらせられ、天皇の御等身彩色千手觀世音菩薩の尊像を併せて安置し、昌泰三年その工を竣り、寺號は高藤の謚號を採らせられて、勸修寺と號した。延喜三年七月二十七日天皇勸修寺へ行幸あらせられ、且つ僧綱以下百七口の高僧を屈請して、刺繡曼荼羅及び宸筆の法華經を供養し、勅會を開かせられて、贈皇太后胤子の御冥福を祈りたまひ、また延長三年八月二十二日にも皇太后追福の供養を修せられ、翌二十三日は御宸筆法華經、刺繡曼荼羅勅會を催ほされ天台座主靜觀僧正を講師に、仁教法師を堂達に、左少辨元方を行事に、勅使左少辨平希世を遣はされて、嚴儀を以て修せられた。その御盛儀なることは實に御齋會の如くてあつたと云はれる。

第二節 皇 族

第一項 勸修寺門跡

◎寬胤法親王

勸修寺第十五代の長吏にして、第十六代の別當におはする。後伏見天皇の第八皇子にましまし延慶二年の御誕生である。前代の長吏教寬大僧正の資とならせられ、安祥寺寺務、天平寺檢校を兼ねさせられ、東南院宮と號し奉つた。殊に和歌に長ぜられ、新千載集、風雅集等の著作がある。建武四年（延元二年）正月勸修寺の長吏に補せられ、翌年には東大寺の別當を兼ねさせたまひ、東南院の修造には最も力を疎された。貞和元年（正平三年）（延元四年）東大

寺の別當を辭せられたが、觀應元年（正平五年）には再び東大寺の別當とならせられ、延文五年（正平十五年）五月には東寺の一長者となり、同年十二月在任七ヶ月にして長者を辭任せられ、貞治年中又東大寺の別當を辭任された。同六年又々東大寺の別當とならせられ、文中二年三月に勸修寺の長吏を高弟尊信法親王に譲らせられ、天授二年四月三日御壽六十八歳を以て寂せられ、後安祥寺宮と號せられた。勸修寺長吏の職におはすること實に三十七年の長きに亘らせられた。

◎尊信法親王

勸修寺第十六代の長吏にして、第十七代の別當におはする。龜山天皇の皇子常盤井宮恒明親王の御子にましまし、後醍醐天皇の御猶子とならせられた。正中元年に生れ、前代の長吏寬胤法親王の資とならせられ、安祥寺寺務、天平寺檢校等を兼ねさせられ、貞和四年（正平三年）三月二十三日寬胤法親王より傳法灌頂を受けさせられた。時に御年廿四にましく御名を恒明と申された。尋で慈尊院俊然法印に従つて慈尊院流を受けさせられ、文中二年三月勸修寺の長吏に補せられ、同年九月七日には東大寺の別當に補せられたまふた。當時の大政官牒に『權僧正法印大和尚位尊信』とあるを見れば、當時は未だ親王宣下がなかつたものと思はれる。天授六年四月に長吏の職を辭せられ、同月二十二日御示寂あらせられた。時に御年五十七歳にましく、後寶泉院宮と號せられた。

◎興信法親王

勸修寺第十七代の長吏にして、第十八代の別當におはする。北朝崇光天皇の第二皇子にましまし、延文三年の御誕生である。前長吏尊信法親王の資とならせられ、安祥寺寺務、天平寺檢校等を兼ね、天授四年四月五日尊信法親王より傳法灌頂を受けさせられた。天授六年四月勸修寺の長吏に補せられ、明德二年（元中八年）四月五日御年三十四歳

を以て御示寂あらせられ、施無院宮と號し奉つた。

◎尊 聖

勸修寺第二十代の長吏にして、第二十一代の別當におはする。南朝長慶天皇の皇子にましまし、佐山宮と號し奉る。前代の長吏興の室に入りて得度あらせられ、安祥寺の寺務、天平寺の檢校等を兼ねさせたまふた。應永中權僧正より大僧正に進み、同三十三年慈尊院の興繼僧正より傳法灌頂を受けさせられ、正長元年五月二十日勸修寺の長吏職に就任せられた。永享四年七月八日に御示寂せられたが、御壽等は詳かでない。未だ親王の御宣下がなかつたやに拜察する。

◎恒弘法親王

勸修寺第二十二代の長吏にして、第二十三代の別當におはする。龜山天皇の御曾孫常盤井宮彈正尹直仁親王（一に直明王と云ふ）の第一王子にましまし、崇光天皇の御猶子とならせられた。永享三年の御誕生で、前代の長吏教尊僧正の室に入りて御得度せられ、安祥寺の寺務、天平寺の檢校等を兼ねさせたまふた。文安中長吏の職に就かせられ、寶徳元年四月十六日慈尊院の定紹大僧正に隨つて傳法灌頂を受けさせられ、寶徳三年二月六日東大寺の別當に補せられ、享徳中親王の宣下を受けさせられた。文明元年七月十九日兵火の爲め勸修寺の伽藍、堂舎、坊舎等殆んど燒盡し、此の時相承の寶物、御袈裟等多く失はれた。永正六年閏八月八日御壽七十九歳を以て御示寂あらせられ、後勝福院と號し奉つた。

常弘法親王

勸修寺第二十三代の長吏にして、第二十四代の別當におはする。後土御門天皇の御猶子にましく、實は伏見宮贈

一品貞常親王の第四の御子に座し、御母は權大納言庭田重有の女である。初名を常信法親王と云ひ、寛正二年の御誕生で、前代の長吏恒弘法親王の室に入りて御得度あらせられ、安祥寺寺務、天平寺檢校等を兼ねさせ給ふた。文明十五年二月廿五日親王の宣下を蒙り、明應元年十二月十五日恒弘法親王より傳法灌頂を受けさせられ、永正六年閏八月勸修寺長吏の職に就かせられ、（一に明應三年八月とも云ふ）同十年八月二十八日御壽五十三歳を以て御示寂あらせられ、染王院宮と號し奉つた。

勸修寺は文明元年に伽藍、堂舎、僧房等殆んど燒失し、その悲境云はんかたなく、親王には己來明應元年に至るまで約二十餘年の間、領地なる加賀國郡家庄に赴かせられ、殆んど彼地にあらせられた。

◎海覺法親王

修勸寺第二十四代の長吏にまします。親王よりこのかた別當の補任を見ず、ただ長吏のみとなつた。親王は後柏原天皇の御猶子にましまし、實は伏見宮二品式部卿邦高親王の第二の王子におはし、御母は左大臣今出川公興の女である。明應八年の御誕生にして、前代長吏常弘法親王の室に入りて御得度あらせられ、安祥寺寺務、天平寺檢校等を兼ねせられた。永正中親王の宣下を蒙らせられ、同十年八月廿四日御年十五を以て長吏の職に就かせられた。大永三年三月廿八日慈尊院の實尊僧正より傳法灌頂を受けさせられ、享祿四年十一月九日御年三十三歳を以て御示寂あらせられ、觀長院宮と號し奉つた。當時は門跡領を犯すものが非常に多かつたが、多くは宮の威光をもつて能く之れを支持し、又院宣の至ること頻繁を極めた。

◎寛欽法親王

勸修寺第二十五代の長吏にして、後奈良天皇の御猶子にまします。實は伏見宮二品中務卿貞敦親王の第二王子に座

し、御母は太政大臣三條實香の女香子である。永正十一年の御誕生にして、天文元年七月二十九日親王の宣下を蒙り同年八月先代長吏海覺法親王の室に入りて御得度あらせられ、同日勸修寺長吏の職を襲がせられた。時に御年十九にまし、安祥寺寺務、天平寺檢校を兼帯せられた。同八年三月十五日慈尊院の實尊大僧正に隨つて傳法灌頂を受けさせられ、永祿六年十一月十一日御年五十を以て御示寂あらせられ、後染王院宮と號し奉つた。その御在住實に三十二年の長きに涉らせられた。寛欽法親王傳法灌頂支度記に『加賀郡家庄納米今年寺納依之被行一會云々』と見わたるが、文明炎上の災厄が如何に大なりしかを、これに依つて推想することが出来やう。

◎聖信法親王

勸修寺第二十六代の長吏にして、伏見宮式部卿貞康親王の御猶子に座し、實は關白左大臣一條房通の男におはする。天文十三年の御誕生にして、先代長吏寛欽法親王の室に入り、弘治年中御得度あらせられ、大僧都に直任せられた。安祥寺寺務、天平寺檢校等を兼帯し、永祿六年十一月五日勸修寺長吏の職を襲がれた。時に御年二十。尋て權僧正に任せられ、また大僧正に進み、元龜二年十一月十日准三后の宣下を蒙り、同三年八月十五日神護寺普賢院の尊進權僧正より傳法灌頂を受けさせられ、天正中親王の宣下を蒙つた。文祿元年三月八日御年四十九歳を以て示寂せられ慈光院宮と追號し奉る。

◎濟深法親王

勸修寺第二十九代の長吏にして、靈元天皇第一皇子に座し、御母は大納言小倉實起の女である。寛文十一年八月十六日の御誕生にして、一宮と申し奉る。先代長吏寛俊大僧正の資とならせられ、天和二年八月十六日御入室、同年十月廿五日親王の宣下を蒙り、寛清親王と申され、同月二十八日永愿大僧正を戒師として御得度あらせられ、濟深法親

王と號し奉つた。時に御年十二歳にまし、即日勸修寺長吏の職に就かせられた。

貞享元年三月慈尊院の永愿大僧正入寂するに及び、寺門再興發願の機はいよく親王の雙肩に懸るに至つた。時に洞家沙門祖音なるものがあつた。永愿大僧正と舊知の間なるを以て、再興念願の談、話頭に上りしこと數次に及んだ。而して親王の許を得て寶物古記等を一覽し、茲に憤然として本堂造營の任に當らんことを期し、即ち貞享三年之れを建立し、更に舊氷室の名池の一部が埋没して、殆んどその舊觀なきを悲しみ、放生池なるものを掘つて、之れを連絡せしめ、杉檜を植て風致を整へ、且つ佛事御所を造立して、稍舊觀を彷彿するに足らしめた。この功一に祖音に歸すべしと雖も、親王の御仁徳厚く、且つは御内助あらせられしものあるに依つて始めて成就し得たものと云ひ得られる。

貞享四年十二月十六日、高野山西谷聖方三十六院より、將軍徳川綱吉の命を以て勸修寺流を授からんことを請ひ來つたので、親王には之れを許させられ、更に代表者たる八口僧に法印たることを許され、その法則並びに衣鉢等を授けられた。翌元祿元年二月二日には東大寺の別當に補せられ、三月四日には二品に叙せられ給ふた。而して東大寺の受戒令を修し、又盧舍那佛開眼供養の大任を果させられ、暇あるごとに講經せらるること數次、殊に三教指歸二教論披講等の妙趣を得させたまふた。元祿五年二月九日には一身阿闍梨の宣下を蒙り、傳法灌頂を密藏院權僧正光曉に受けさせ給ひ、同六年五月十六日には東大寺の三倉開封に御着座あらせられた。同八年七月二日將軍綱吉、新に山城國綴喜郡の内に於て五百石の地を寄進した。爾來勸修寺は千十二石の地を領し、同十年には綱吉更に明正天皇の舊殿を寄進したので、伽藍等稍々整備するに至り、境内の輪廓等も略々復舊するに至つた。同十四年十二月二日、親王には痘瘡を患へさせ給ひ、御年三十一歳を以て、御示寂あらせられた。御在住二十年。親王は博學達識におはし、幼時よ

り凡を抜かせられ、その大志を抱かせられて御早世あらせたまふたことは遺憾至極である。然れども其の遺蹟たるや赫々として聖代に輝き、實に勸修寺の今日あるは、親王の大功によるものと謂ふべく、一事一物其の御鴻業の程は枚擧するに追がなく、後ち仰いで勸修寺中興の祖と爲し、即身院宮と追號し奉つた。

◎尊孝法親王

勸修寺第三十代の長吏にして、靈元天皇の御猶子におはし、伏見宮二品中務卿邦永親王の第四王子に當らせらる。元祿十四年十二月二十九日の御誕生にして、靜宮と申し、後に數宮と改めさせられた。同十五年七月二十三日先代長吏濟深法親王の資とならせられ、正徳三年九月六日靈元法皇の御猶子として、九月二十四日親王の宣下を蒙り、榮懷親王と申し、同月廿八日御入寺、同日慈尊院の潤海僧正を御戒師として御得度あらせられ、尊孝法親王と號され、即日勸修寺の長吏職を襲がせられた。時に御年十三歳。後ち東大寺の別當に補せられ、享保六年慈尊院の賢賀僧正に従つて傳法灌頂を受けさせ給ひ、同七年十二月十二日東南院を兼帶せられ、延享五年正月二十五日二品に叙せられ、同月二十八日御年四十八歳を以て御示寂あらせ給ふた。後ち光明心院宮と追號し、南山墓谷に葬り奉る。

◎寛寶法親王

勸修寺第三十一代の長吏にして、後に伏見宮家第十七代を御相續あつて邦頼親王と申された。伏見宮第十二代貞建親王第二の御子に座し、御母は信解院光子と申され、岡本河内守清光の女である。享保十七年十月廿八日の御誕生にして、孝宮と號せられ、間もなく堯宮と改められた。延享二年十二月五日櫻町天皇の御猶子とならせられ、同三年五月八日親王の宣下があつて徳明親王と申され、(勸修寺本十月八日に作る)同月十八日御入室、得度あらせられ、御法名を寛寶と號せられ、尊孝法親王の後を繼がせられ、第三十一世の長吏に補せられたまふた。時に御年十五歳であ

つた。同五年六月廿九日東大寺の別當に補せられ、寶曆三年三月廿七日御灌頂あらせられた。降つて安永三年十一月廿五日勅によつて御還俗あらせられ、同年十二月伏見宮家へ移らせ給ひ、同月二十六日再び親王の宣下があり、邦頼親王と申された。同四年二月二十九日御元服あつて兵部卿に任ぜられ、同七年十二月十六日二品叙せられ、天明七年十二月關白鷹司輔平の女達子を娶らせられた。享和二年九月七日一品に進ませられて、牛車を聽され給ひ、翌八日に薨去あらせられた。時に御年七十歳にして、相國寺に葬り、究竟覺院宮と追號し奉つた。

◎山階宮晃親王

親王は、一品伏見宮貞敬親王の第八王子におはし、文化十三年の御誕生にして、志津宮と號し奉る。文政元年五月光格天皇の御猶子とならせられ、同六年十月親王の宣下を蒙り、清保親王と申され、翌七年四月勸修寺に御入宮あらせられ、御落飾あらせられて、濟範法親王と改めさせたまふた。天保八年十一月二品に叙せられ、眞言宗の長者とならせられ、東寺の別當に補せられたまふた。

かくて文久四年正月には、伏見宮家へ御復籍あらせられ、同月十八日山階宮を賜はり、御名を晃親王と改めさせたまふた。尋で孝明天皇の御猶子とならせられ、常階の太守に任ぜられ、慶應二年には國事係に任ぜられ、尋で議定職に補せられ、二品に叙せられたまひ、隨身兵仗を賜はつた。明治元年正月には外國事務總督とならせられ、治部卿を兼ねさせたまふたが、同年五月には諸職を辭任あらせられた。爾來官職に就きたまふことなく、常に京都に御在住あらせられて、風月を友となしたまひしが、明治三十一年一月病に罹らせたまひ、終に翌二月十七日を以て御薨去あらせたまふた、時に御年八十二にわたらせられ、雲龍院に葬り奉つた。

親王は天資御聰明におはし、身佛門にあらせらるると雖も、内外國の事情に御精通あらせたまひしを以て、明治維

新の際御復飾あらせられ、廟堂に列したまふた。これ即ち蛟龍が雨雲を得て、深淵より昇天せるが如き有様であつたが、維新後年月を経るに従ひ、時勢の變遷甚だしく、蓋し親王の御尊慮に満たざりしことも多かつたのであらうか。親王には遂に顯要の職を去らせられ、専ら花鳥風月を友とせられ、殊に和歌を嗜ませられ、京都華族の主催する向陽會及び邦光社等の歌人等は、親王の御高風を欽慕して、遂にその總裁に推戴し奉つた。爾來歌道を奨励したまふこと數年、今に猶ほ兩會共盛大なるは實に親王の賜である。而して親王の嘗て御在住あらせられた勸修寺は一時宗風衰へその堂宇の如きも大いに破損するに至つたので、親王には舊時の御縁故を思召され、特に金員を寄せられて、その修興を御企畫あらせられ、遂に現今の如き美觀を極めた堂宇の建造を見るに至つたのである。

第二項 毘沙門堂門跡

◎公辦法親王

公辦法親王は、毘沙門堂中興第三世にして、後西天皇の第六皇子にましまし、御母は梅小路大納言定矩の女なる六條局におはする。寛文九年八月二十一日の御誕生にして、貴宮と稱せられ、同年九月三日毘沙門堂大僧正公海の御法嗣に御治定になり、延寶二年五月一日同寺に御入室あらせられた。同六年十月十九日には親王の宣下があり、秀憲親王と申され、同月二十六日には公海大僧正御戒師のもとに御得度あらせられた。天和二年毘沙門堂の御門主とならせられ、同年八月十六日には二品に叙せられたまひ、翌十七日後水尾天皇の三回御國忌には御懺法講の御導師をつとめさせられた。貞享三年七月六日鎮將夜叉の秘法を公海准三后より受けさせられ、元祿三年三月一日輪王寺宮天真法親王御示寂あらせられしを以て、同月五日その御法嗣とならせられ、五月二十九日江戸に御下向あらせられ、輪王寺門跡を繼がせられた。同五年四月六日には一身阿闍梨の宣下を蒙り、同六年三月二十七日には一品に昇叙あらせられた

同年四月二十七日御上洛あらせられ、同年六月九日天台座主に補せられたまひ、同年八月九日護持僧とならせられ、同年九月二十三日牛車の宣下を蒙り、同年十月三日天台座主の職を辭したまふた。同月二十九日江戸に御下向あらせられ、同十年七月將軍徳川綱吉新に毘沙門堂に五百石の地を寄せ、都合千七十石を領するに至つた。同十一年輪王寺に中堂を建立せられ、寶永四年四月二十五日御上洛あらせられ、同年六月三日天台座主に再任せられ、十一月六日准后の宣下を蒙り、同月十六日座主の職を辭したまふた。同年十二月三日江戸に御下向あらせられ、寶永六年十二月十三日靈元天皇の皇子嘉知宮を御法嗣となされたが、正徳三年四月六日御年五歳を以て薨ぜられた。同五年五月二十一日輪王寺門跡を公辦法親王に譲らせられ、大明院の號を勅賜せられたまふた。同年八月十一日御上洛、十一月九日また御下向、享保元年三月二十四日また御上洛あらせられ、同年四月十七日を以て毘沙門堂に示寂せられたまふた。時に御年四十八歳にましく、毘沙門堂の西北の隅山に葬り奉つた。

◎公遵法親王

親王は毘沙門堂中興第五世にして、中御門天皇の第三皇子にましまし、御母は清水大納言實業の女におはする。享保七年正月三日の御誕生にして、二宮と稱せられ、同年七月公寬法親王の御奏請によつて毘沙門堂の御繼嗣とならせられ、同十五年十二月親王の御宣下があり、保良親王と申された。同十六年九月毘沙門堂に御入室あらせられ、同十九年五月公寬法親王の御法嗣と定めさせられ、元文元年八月には一身阿闍梨の御宣下があり、同二年二月には江戸に御下向あらせられ、同三年三月御受職あらせたまふた。

かくて同五年三月には一品に叙せられたまひ、延享二年五月には天台座主に補せられ、同六月には牛車の宣下があり、同九月には天台座主を御辭職あらせられ、寛延二年二月には、再び天台座主の職に補せられ、同七月には准三后

の御宣下を蒙らせたまふた。而して寶曆二年八月には御退職あらせられ、随意院宮と號せられ、明和九年には、公啓法親王の御示寂によつて御再職あらせられ、安永九年三月公延法親王に御讓職あらせられ、隨宣樂院宮と申し奉つた。天明二年十月御上洛あらせられ、同八年三月二十三日毘沙門堂に御示寂あらせたまふた。時に御年六十七にわたらせられ、毘沙門堂西北の隅山に葬り奉つた。

第三項 その他の皇族

◎人 康親王

親王は仁明天皇の第四皇子にましく、御母は贈皇太后藤原澤子におはする。天長八年の御誕生にして、光孝天皇には同母弟に當らせられ、嘉祥元年四品に叙せられ、上總太守に任ぜられたまひ、仁壽二年には彈正尹とならせられ、天安元年には常陸太守に遷らせたまふた。

而して親王には故ありて山科の四宮に御隱遁あらせられ、山水の形勝をトして殿宇を營ませられたが、深く佛門に御歸依あらせられ、遂に殿舎を棄てさせたまふて寺とせられ、十禪寺と名づけたまふた。かくて貞觀元年には僧とならせたまひ、法名を法性と號せられ、同十四年五月五日、御年四十二歳を以て御示寂あらせたまふた。御墓は十禪寺の傍らにある。

親王には藤原氏專權の世にあらせられて、快々として樂しみたまはず、遂に山科に御閑居遊され、佛門に入らせられ、讀經の傍ら、専ら琵琶を弾じて世を送らせたまふた。その高尚閑雅なる胸襟は洵に敬慕すべきことと云はねばならぬ。後世檢校の徒は親王を琵琶の宗とせられ、毎年墓前において秘曲を奏し、その御靈を慰め奉つたと云はれる。蓋し親王には明を失せられ、いたく盲人を憫ませたまひ、天皇に請はせられて、始めて盲人のために官位を設けさせられたと傳へられる。

第三節 高僧

第一項 勸修寺附慈尊院

◎承俊律師

勸修寺の開基。宇多天皇の女御藤原胤子には深く佛教に歸依せられ、宇多天皇の仁和寺を創建したまふに及び、竊かに御願を立てさせられて、外祖父宇治郡の大領宮道彌益の邸宅を抵して精座となし、天皇誓護の伽藍所を建立せんことを期したまふた。然るに未だそのことの及ばざるに先ちて薨せられたので、寛平九年御子醍醐天皇の位に即き給ふや、深く御感あらせられて、御尊妣の御孝養の爲め、御躬らが御本願として、先妣の御遺旨を御繼承遊ばされ、先妣の弟に當る三條右大臣定方を勅使として派遣せられ、承俊律師にその行司を命じ、彌益の邸宅を改めて結界作法し、伽藍を建立して鎮護國家の御願寺となしたまひ、且つ御躬らは御願堂を建立せられて、天皇の御等身彩色の千手觀世音菩薩の御尊像を併せて安置し、昌泰三年には其の工を竣り、寺號を胤子贈皇后の御父藤原高藤の諡號を採らせられて勸修寺と號せられた。承俊律師は勸修寺の建立には最も力を盡したれば、その開山とはなつた。延喜元年には寺内に三昧堂を建立し、三密の練行を怠らず、同二年三月その入室の弟子濟高初代の勸修寺別當に補せられた。同三年七月天皇當寺へ行幸あらせられ、刺繡曼荼羅及び御宸筆の法華經を供養し、勅會を聞きて、胤子贈後の冥福を弔ひたまふた。同五年九月二十一日承俊律師に勅せられて、年分度者二人を下し賜ひて、正月十八日宸儀御降誕の日を期して試練し、級第する者には剃度することとし、又毎年十月その所業を試定して、五以上に通ずるものを以て及第とし、得度の後、奈良の東大寺戒壇院に於て具足戒を受けしめ、後ち勸修寺に住せしめて、聖朝の誓護並に國家の守護

を期し、眞言宗の宗義を傳へると共に、三論を兼學することを勸修寺の規範とせしめたまひ、又寺を定額に列せしめて僧綱並に讀師、講師の所攝に非ずとのたまはせられた。茲に於て内容外觀整めて整備することを得たが、これ實に承俊律師並にその高弟濟高大僧都の功績に歸せねばならぬ。同年十二月七日示寂した。

◎濟高大僧正

勸修寺長吏の始祖であり、初代の別當である。仁明天皇の皇子右大臣左大將源多の御子にして、貞觀十二年正月三日に生れた。元慶二年四月八日九歳を以て出家し、勸修寺の開基承俊律師の室に入り、その弟子となり、又惠宿に法を受け、同四年醍醐寺の聖實大僧正（理源大師）に就いて灌頂を受けた。延喜二年三月十六日始めて勸修寺の別當に補せられ、同十年八月九日勸修寺長吏職に補せられた。蓋し長吏職補任の嚆矢である。延長三年八月二十三日皇太后藤原胤子の追福供養を勸修寺に修せられた時、濟高その導師を勤めしを以て、それを賞せられ權律師に任ぜられた。同六年十二月二十七日東寺の一長者に直任し、同日東大寺の別當に補せられ、同月晦日觀宿大僧都に代つて高野山の金剛峯寺座主に補せられた。已來高野山座主兼職の不可を論じ、高野山に別に執行職を任ずるの制を創め、山治の大成に力を用ひ、爾來高野山の隆盛を來したるもの一に濟高律師の功に歸せなければならぬ。同七年東大寺の東南院を兼ねて東南院律師と號し、爾來代々相承して勸修寺より東南院を兼務し、三論宗義の研竅を怠らず、官符に依る三論講學の實現を貫徹した。承平元年十月二十七日正律師となり、同三年故右大臣藤原定方の忌日辰刻四日に盛なる御八講を勸修寺に修した。以來年々行事として闕かず嚴修せられたので、遠近の緇素此の會に集ふもの實に多く、以來勸使差遣等のことがあつて、勸會の一に數へられ、勸修寺年中行事中最も重大な法會となつた。承平五年十月十三日少僧都となり、天慶三年十二月十四日大僧都に進み、同五年十一月二十五日年七十三を以て寂した。長吏の職に在るこ

と實に三十二年。濟高嘗て高野山に三昧堂を建てて本尊金剛界の大日如來を安置し、理趣三昧を修した。

◎貞譽律師

勸修寺の檢校にして、美濃國の人である、俗姓は廣田氏。貞觀十二年に生れ、勸修寺の開基承俊僧都の室に入りて傳法灌頂を受け、延長五年八月四日東寺に入り、同七年二月八日東寺の凡僧別當となり、承平二年三月九日貞觀寺の座主に轉じた。同六年十一月九日再び東寺の凡僧別當に補せられ、天慶三年十二月十四日律師に任ぜられ、同五年長者の宣下を蒙り、同七年六月二十一日勸修寺の檢校に補せられ、同年七月八日在任十八日を以て寂した。壽七十五。勸修寺檢校補任の嚆矢である。

◎遍覺大法印

勸修寺第二代の別當。八條大將保忠の男にして、昌泰二年の誕生である。前別當濟高の室に入りて得度し、後ち勸修寺の少別當に補せられ、天慶七年六月二十一日勸修寺の別當となり、尋て東寺に入り、凡僧別當を兼ね、天曆八年五十六歳を以て寂した。勸修寺別當の職に在ること十二年。その高弟に雅慶大僧正がある。

◎雅慶大僧正

勸修寺第二代の長吏にして第三代の別當。宇多天皇の第三皇子一品式部卿敦實親王の御子にして、仁和寺の寛朝大僧正の弟である。延長二年五月朔日に生れ、承平四年前代の別當遍覺大法師の室に入りて落飾し、尋て寛朝大僧正より法を受けた。世に勸修寺又は渚僧正と號す。天慶九年四月三日勸修寺長吏の職に補せられ、天曆九年四月三日勸修寺の別當となつた。天延三年三月二十五日東寺に入り、永觀二年八月六日東寺の凡僧別當となり、寛和二年二月權律師に任ぜられ、寛和元年仁和寺の別當となり、永延元年三月十一日正律師に轉じ、同二年六月十四日東寺の二長者と

なつた。永祚元年三月九日圓融法皇に東寺に於て傳法灌頂を授け奉り、同年十二月二十七日權少僧都に任ぜられ、同日東寺の法務を兼ね、長徳四年六月東寺の寺務を兼ね、八月二十六日寛朝大僧正の後を受けて正法務となり、九月十日金剛峯寺の座主職に補せられ、長保元年八月九日東大寺の別當となり、同月二十九日權大僧都となり、長保四年七月二十六日僧正に轉じ、寛弘二年東大寺の別當を辭した。同八年四月二十八日大僧正に進み、同年五月一條天皇に奏して、勸修寺に寶滿院を建立した。長和元年三條天皇より門跡號を賜はり、十月廿五日年八十九歳を以て寂した。勸修寺長吏の職に在ること實に五十七年の長きに及んだ。雅慶は天資聰明にして、眞乘を求むるの志厚く、未だ年少の折、その修業中一日雪皚々として路を埋めた。日暮近く之れを排除しつつあつた時、何方とも知れず『僧正々々』と呼ぶものがあつた。出て見るも人影なく、唯二三の鳥が遊べるを見た。即ち鳥の鳴聲であつたことを知り、今更感に堪はず、果して後大僧正となるに至つて、大に聲明道を鼓吹した。

◎濟信 大僧正

勸修寺第三代の長吏にして第四代の別當。一品式部卿敦實親王の御子左大臣源雅信の男にして、母は右大辨源公忠の女である。天曆八年に生れ、前代長吏雅慶大僧正の室に入り、永祚元年正月十一日寛朝僧正の後を承けて仁和寺の別當となり、喜多院を建立してこれに居り、同日朝親行幸の賞として權律師に任ぜられ、同年十二月寛朝僧正より傳法灌頂を受けた。正曆五年律師に轉じ、長徳四年十二月二十一日東寺の二長者に補せられ、同月二十九日權少僧都に任ぜられ、長保三年七月二十九日東寺の法務を兼ね、仁和寺の別當を辭した。長保四年權大僧都に進み、寛弘四年東大寺の別當に補せられ、同五年三月東大寺の別當を辭した。同七年八月二十一日大僧都に轉じ、同八年四月二十七日東寺の二長者、權法務、大僧都を辭し、園城寺の永圓をして權律師たらしめた。永圓は濟信の甥に當るを以てであ

る。長和元年十月勸修寺の長吏職に補せられ、翌年正月十四日權僧正に任ぜられ、東寺一長者並に法務に還任せられ、二月二日勸修寺の別當に補せられ、十二月二十六日眞言院御修法の勞に依つて僧正に進められた。同四年七月二十二日信覺僧正成人の間雅慶大僧正の資光慶阿闍梨に勸修寺の別當職を譲り、寛仁二年三月二十五日太皇太后藤原彰子（一條天皇中宮）の御落飾の際その御戒師を勤め奉り、同三年十月二十日大僧正に進み、同四年二月二十七日三條天皇の勅に依つて牛車を聽された。これ僧侶にして牛車を聽された始めである。治安三年三月七日仁和寺の觀音院に於て性信法親王に傳法灌頂を授け奉り、十二月十五日諸職を辭し、長元二年十二月二十九日封戸七十五畑を賜はつた。同四年六月十一日壽七十八歳を以て寂した。世に喜多院僧正、仁和寺大僧正、眞言院僧大正、觀音院大僧正等と呼んでゐる。

◎深覺 大僧正

勸修寺第四代の長吏にして、九條右大臣藤原師輔の男である。母は醍醐天皇の皇女康子内親王である。天曆九年の誕生にして、寛忠僧都の室に入り、仁和寺の寛朝僧正より傳法灌頂を受けた。禪林僧正と號し、安祥寺の寺務を兼ねた。天元二年十二月七日東寺に入り、正曆三年七月八日東大寺の別當に補せられ、翌四年東大寺の別當を辭した。長徳四年十月二十四日權律師に任ぜられ、十二月十六日再び東大寺の別當となり、長保四年七月二十六日少僧都に任ぜられ、同五年八月東寺の三長者となり、寛弘八年四月二十七日權大僧都となり、長和二年二月東寺の三長者を辭した。同五年五月十六日また東大寺の別當に補せられ、六月九日神泉苑に於て請雨法を修し、大降雨があつた。寛仁元年三月十五日東寺の法務となり、十二月十五日大僧都に轉じ、寛仁三年十月二十日權僧正に任ぜられ、同四年十二月三十日僧正に進んだ。治安三年八月二十三日東寺の別當に四任し、十二月勸修寺の長吏職に補せられ、同月二十九日大僧

正に轉じ東寺一長者に補せられた。萬壽三年五月九日後一條天皇の御腦加持の法を修し、御平癒あらせられたので、其の功に依て同月十一日輦車を聽され、長元二年十二月二十九日前長吏濟信大僧正と封戸各七十五烟を賜はつた。同四年十二月二十六日大僧正を辭し、弟子深觀を以て權律師たらしめた。尋で東寺の一長者並に法務を辭し、同六年十二月また一長者並に法務に補せられ、同九年四月三日牛車に乗つて上東門を出入することを聽された。以つてその如何に宮中の御信認厚かりしかを知り得られる。寛徳元年九月十四日壽九十歳を以て寂した。

◎信覺大僧正

勸修寺第五代の長吏にして、第六代の別當。閑院太政大臣藤原公季の男である。母は醍醐天皇の皇子兵部卿有明親王の女である。寛弘八年に生れ、前々代長吏濟信大僧正の室に入り、私師前代別當光慶阿闍梨の灌頂を受け、且つ隨心院仁海僧正の受法の資である。世に鍋岡僧正と號し、安祥寺の寺務を兼ねた。長元三年十月十日勸修寺の別當職に補せられ、長久二年七月十四日東寺の凡僧別當となり、寛徳元年九月勸修寺の長吏職に補せられた。延久元年五月二十五日法眼に叙せられ、同三年二月二十二日法印に進み、東大寺の別當に補せられ、承保元年十二月二十七日權大僧都に任ぜられた。同二年正月十四日東寺の長者となり、法務を兼ね、同日仁和寺の別當を兼ねた。同三年十二月八日藤原高藤七世の孫備前守憲輔勝福院を勸修寺内に建立し、その供養の導師を勤め、十二月十九日權僧正に任ぜられ、承暦元年二月二十六日僧正に轉じた。永保二年七月天大いに旱したので、天皇範俊僧正に命じて雨を祈らしめたが應驗がなかつた。そこで信覺に勅して再び雨を祈らしめた。覺信即ち東寺に於て孔雀明王の法を修し、二七日を期とした。ところが第十の日より甘雨連日に及んだので、天皇大にその功を賞せられ、八月二十一日輦車を許された。後ち大僧正に進み、應徳元年東寺の寺務、法務を辭し、同年九月十五日年七十四歳を以て寂した。勸修寺の長吏たること

實に五十四年の長きに亘つた。

◎光慶阿闍梨

勸修寺第五代の別當にして、勸修寺第二代の長吏雅慶の弟子である。阿闍梨となり長和四年七月二十二日信覺大僧正成人の間勸修寺の別當に任ぜられ、長元三年十月信覺大僧正に別當職を譲り、同九年十二月二十八日東寺に入り凡僧別當に補せられ、長久元年七月十二日寂した。勸修寺の別當職に在ること十五年。

◎嚴覺大僧都

勸修寺第六代の長吏にして第七代の別當。三條天皇の皇子前皇太子小一條院敦明親王の御子從二位參議源基平の二男である。天喜四年に生れ、幼にして信覺僧正の室に入りて得度した。永保二年八月十三日年廿七歳にして法橋に叙せられ、同三年九月勸修寺に於て信覺僧正に隨つて灌頂を受け、廣澤流水の瀉瓶となり、更に密學の玄微を究めた。應徳元年十一月十三日勸修寺の別當に補せられ、進みて同寺六代の長吏となり、又山科の安祥寺をも管した。康和四年十二月廿三日小野曼茶羅寺の範俊僧正（俗に鳥羽僧正とも號した）に謁し、鳥羽壇所に於て重ねて灌頂を受けて、小野流の正統を相承し、此の年鳥羽御經藏司となり、鳥羽御寶藏を監掌した。鳥羽御經藏は天皇が眞言の法則次第、法器等の重要物を保存する爲めに、以後は勅使と共に開閉するの制を立て給ふたのである。長治元年十一月二十日勸修寺に於て安祥寺流の祖宗意律師に傳法灌頂を授けた。小野安祥寺流は之より分系したのである。蓋し勸修寺流は古來より相傳して範俊僧正を以て始祖と爲し、其の弟子嚴覺の下に、前述の安祥寺流及び隨心院流等が分派した。又顯密の洪匠中川實範上人も嚴覺受法の資である。嘉承元年七月十九日法眼に叙せられ、天仁二年八月十八日權少僧都に任ぜられた。永久三年五月二十五日勸修寺に於いて隨心院流の祖増俊阿闍梨に傳法灌頂を授け、同五年四月廿七日東

寺の二長者に補せられ、元永元年禁殿に伺候して仁王經法を行ふた。保安元年五月二十二日權大僧都に進み、此歳七月早するや十七日詔を奉じて神泉苑に雨を祈つて功驗があつた。翌二年閏五月八日壽六十六歳を以て示寂せられ、世に勸修寺大僧都と號せられた。其の著作としては、瑜祇三品鈔一帖、傳受鈔二卷、小野口傳造紙一帖等がある。

嚴覺の門下には事教の龍象、多く輩出したが、就中寛信、宗意、増俊、良勝、靜譽、實範、の六師が尤も著名である。寛信は嚴覺の後を承けて勸修寺第七代長吏に補せられて勸修寺流の祖となり、宗意は安祥寺を中興して安祥寺流を創め、増俊は小野曼荼羅寺に住して隨心院流を開いた。これ即ち小野三流の濫觴である。良勝は重士阿闍梨と云ひ嚴覺より特に『寅の時印信』を授かりて良勝方の祖となり、靜譽は山城光明山に住して光明山流を唱へ、實範は大和の忍辱山に律幢を樹立して中川流の祖となつた。

◎寛信 大僧都

勸修寺第七代の長吏にして、第六代の別當。勸修寺流の祖。勸修寺贈太政大臣藤原高藤八世の裔參議右大辨大藏卿爲房の男である。應徳元年に生れ、寛治七年十歳にして得度し、三輪を覺樹に、三密を嚴覺に學んだ。康和五年三月阿闍梨に補せられ、同年十月廿七日勸修寺の權別當となり、十二月三十日に東大寺准得業の宣下を蒙むつた。嘉承元年五月最勝講の聽衆となり、天仁元年十月四日嚴覺に就いて灌頂を受けた。天永元年六月四日勸修寺第八代の別當に補せられ、永久二年十月維摩會の講師となり、元永元年五月最勝會の講師となり、後ち屢々諸會の講師を勤めた。保安二年故御所の門を叩きて小野流の秘奥を極め、同三年三月師嚴覺大僧都の後を承けて勸修寺第七代の長吏に補せられた。大治元年五月三十日元興寺の別當となり、維摩、最勝兩會の講師を経て、四年十二月權律師に任ぜられ、長承元年慈尊院の行海に傳法灌頂を授けた。之れ即ち慈尊院流の祖である。同三年六月廿日權少僧都に進み、康治元年正

月五日東寺の准長者となり、同年十二月東寺二ノ長者に補せられ、法相、眞言兩宗の貫主を兼ねた。これ二百餘年前、即ち天延年中に定照僧都が此の兩職を兼ねた先蹤に依つたものである。而して同月廿六日に權大僧都に進み、久安元年十月十九日定海僧正に繼いで東寺の一長者となり、翌二年東寺の法務をも兼ねた。同年五月十五日東大寺の最勝會復興せられ、その證義となつた。之れが三論宗證義の始めである。同三年正月十四日東大寺の別當に補せられ、御齋會の講師となり、十一月禁中に於て尊勝法を修した。六年安祥寺の寺務を兼ね、仁平三年再び東寺の法務職に登り、同年三月七日痢疾を患つて勸修寺に於て寂した。時に年七十。寛信は常に讀書を好み、夜五更に至り沐浴して始めて床に就いたと云はれてゐる。その著作には東寺長者記、勸修寺記、類秘鈔六卷、傳受集四卷、護摩鈔三卷、尊勝鈔、肝要鈔、十一面鈔、各二卷、視聽鈔、類顯鈔、眞言集、四天王法、施餓鬼次第、法則集、灌頂日記、拜堂式、各一卷等がある。

◎雅實 大僧都

勸修寺第八代の長吏にして、第九代の別當。勸修寺贈太政大臣藤原高藤十世の裔前中納言九條民部卿顯朝が男である。天承元年に生れ、大僧都寛信の資となり、後ち安祥寺の寺務となつた。仁平三年三月三日寛信大僧都の後を承けて勸修寺の長吏となり、應保元年十一月十四日慈尊院の行海法印に隨つて傳法灌頂を受け、十二月十八日には、慈尊院興然、理趣院念範に隨つて又灌頂を受けた。興然は一に理明房と云ひ、慈尊院の本願阿闍梨にして、明惠上人、淨覺上人、文覺上人等の附法の師である。壽永二年十月長吏の職を辭し、文治二年三月七日東大寺の別當に補せられ、同年四月十九日高弟成實に傳法灌頂を授けた。後ち法印大僧都となり、文治四年東大寺別當を辭し、建久元年五月十三日、壽六十歳を以て示寂し、實報院と號した。

◎成實大僧正

勸修寺第九代の長吏にして第十代の別當。勸修寺贈太政大臣藤原高藤十一世の裔參議粟田口別當入道惟方の男である。平治元年に生れ、大僧都雅實の資となり、後安祥寺の寺務を兼ね、一に峰寺僧正と號した。治承三年三會の講師となり、壽永二年三月廿三日權律師に任じ、十月三十日勸修寺前長吏雅實の後を承け、第九代の長吏となつた。文治二年四月十九日師雅實より傳法灌頂を受け、建久七年正月十三日權少僧都に轉じ、正治元年正月十四日元興寺の別當に補し、十二月四日には法隆寺の別當に補せられた。同二年正月十二日權大僧都に進み、九月十一日法印に叙し、建仁三年八月廿一日權法務となり、建永元年三月十五日東寺の三長者となつた。承元三年五月最勝會の證誠となり、五月廿二日權僧正に任じ、權法務を辭し、十二月廿九日重ねて僧正並に加任長者を辭した。承元四年四月十七日東大寺の別當に補し、建保元年八月八日詔を奉じて神泉苑に雨を祈つて効驗があつた。同年十二月東大寺の別當を辭し、三十日大安寺の別當となり、承久元年四月八日又勅を奉じて神泉苑に雨を祈り、大降雨があつた。依つて其の賞として正僧正に進み、同三年正月朔日再び東寺の一長者となり、同年四月四日復た東大寺の別當となり、大僧正に進み、嘉祿元年東大寺の別當を辭した。後ち高野山西谷に隱棲し、金剛峯寺來迎院に於て聖衆に勸修寺流を授けた。爾來高野山の聖方は勸修寺流を以て正依となすに至つた。安貞元年十二月十七日入寂した。壽六十九歳。高野山の西谷に葬られた。

◎聖基大僧正

勸修寺第十代の長吏にして第十一代の別當。松殿關白太政大臣藤原基房の長男大覺寺從一位左大臣隆忠が男で、母は西園寺内大臣實宗の女である。元久元年の誕生にして、後ち高倉法皇の御猶子となつた。貞應元年七月九日十九歳にして成實大僧正の室に入つた。初め靜遍僧都につき廣澤流を受けたが、後高倉法皇の御計ひありて、嘉陽門より法皇の玉車に駕して當寺に入つたのである。後ち安祥寺の寺務を兼ね、南谷大僧正と號した。安貞元年五月、師成實の讓りを承けて勸修寺の長吏並びに別當に補せられ、翌二年法眼に叙せられた。寛喜元年始めて最勝會の講師となり、同二年四月五日慈尊院の榮然大僧都に隨ひ傳法灌頂を受け、貞永元年法印に叙せられた。嘉禎三年長吏を法弟道實に讓り、翌曆仁元年十一月廿二日東寺の法務に任ぜられ、同年十二月五日權大僧都となり、仁治元年六月十二日權僧正に進んだ。同三年四月十日東寺の一長者に直任したが、八月五日病の爲めに之れを辭し、寛元三年勸修寺の長吏に再任し、建長五年十一月長吏の職を高弟勝信に讓つた。弘長二年東大寺の別當に補せられ、大僧正となり、文永三年十月廿六日秘密灌頂を勝信に授け、同四年東大寺の別當を辭し、同年十二月九日六十四歳を以て入寂し、施無畏院と號せられた。

◎道實大僧正

勸修寺第十一代の長吏にして第十二代の別當。九條前關白太政大臣兼實の四男八條從一位左大臣良輔の男である。建保二年に生れ、前々代の長吏成實大僧正の高弟にして、安祥寺の寺務を兼ね、世に安祥寺大僧正と號した。安貞元年五月廿三日一身阿闍梨となり、貞永元年四月六日法眼に叙せられ、文曆元年三會の講師を勤め、嘉禎二年に御齋會の講師を勤め、同年三月十九日權大僧都に任ぜられた。同三年聖基大僧正の後を承けて勸修寺の長吏となり、曆仁元年五月二十三日法印に叙せられ、延應元年八月九日慈尊院の榮然大僧都に從つて傳法灌頂を受けた。寛元三年長吏の職を辭し、文應元年勝信の後を承けて再び長吏の職に就いた。文永五年正月十四日權僧正となり、六月二十八日東寺の法務に補せられ、文永十年七月神泉苑に雨を祈り、効驗ありしを以つて、その賞として正僧正に進められた。同

年九月二十二日東寺の二長者の宣下を蒙り、文永十一年長吏の職を辭した。道寶勸修寺長吏の職にあること前後廿四年である。而して建治二年十二月十八日東寺の寺務となり、同三年正月十一日一長者、法務の宣下を蒙り、又御持僧となり、同月十二日蒙古賊襲來の報ありしを以て、太神宮に三十日間參籠し、敵國降伏の法を修した。同年四月又月蝕を祈りて法驗があつたので、翌弘安元年その賞として大僧正に進められ、六月廿四日大安寺の別當となり、七月四日東寺の寺務を辭し、十二月大僧正を辭した。同四年三月十五日東大寺の別當に補せられ四月二十五日より禁中に於て五大虚空藏法を修して法驗があつた。同年八月七日六十八歳を以て示寂した。道寶又和歌を能くし、續拾遺和歌集、新後撰和歌集等にその作が載せられてある。

◎勝信大僧正

勸修寺第十二代の長吏にして第十三代の別當。九條關白左大臣道家の男である。嘉禎元年の誕生で、前々代長吏聖基大僧正の資となり、寛元二年東大寺の尊勝院に於て得度し、安祥寺の寺務を兼ね、福岡僧正と號した。同三年五月權少僧都となり、寶治二年閏十二月權大僧都に轉じ、建長三年三月法印に叙せられ、建長五年十一月十一日十九歳を以て勸修寺の長吏となり、牛車の宣下を蒙つた。同六年四月五日慈尊院の榮然大僧正より傳法灌頂を受け、文應元年長吏の職を辭した。文永三年十月二十六日秘密灌頂を聖基大僧正に受け、同六年五月廿六日權僧正となり、同十一年二月道寶大僧正の長吏職辭任によつて、勸修寺の檢校に補せられ、弘安元年正月十四日正僧正に轉じ、弘安三年八月東寺二長者の宣下を蒙つた。同四年二月蒙古軍襲來の牒があつたので、勝信石山寺に參籠し、敵國降伏の法を修し、又宮中の御修法に出仕すること十餘度に及んだ。同年八月再び勸修寺の長吏に補せられ、同月四日東大寺の別當となつた。同五年十月十五日東寺一長者、法務、護持僧等の宣下があり、同六年十二月十七日大僧正に進んだ。同七年大

僧正を辭し、四月廿日には寺務を辭し、四月廿二日仙洞御所に於て北斗法を修し、禁中に於て愛染王法の護摩を奉仕した。同十年五月廿三日牛車の宣下を蒙り、同年七月長吏の職を附弟信忠大僧正に譲り、同月四日五十三歳を以て寂した。慈金剛院と號す。長吏の職にあること前後を通じて十五年。

◎信忠大僧正

勸修寺第十三代の長吏にして、第十四代の別當。九條關白右大臣忠家の男にして、弘長二年の誕生である。前長吏勝信大僧正の室に入りて得度し、安祥寺の寺務を兼ね、若宮僧正と號した。勝信大僧正に隨つて傳法灌頂を受け、弘安十年七月勸修寺の長吏職を襲いだ。正安二年二月慈尊院の榮海律師に傳法灌頂を受け、同年八月東寺の二長者となり、十月廿八日一長者に進み、十一月二日法務に補せられ、十二月五日の興福寺の供養開眼にはその導師を勤め、同月廿三日大僧正に進んだ。正安三年七月一日護持僧の宣下があり、嘉元二年八月九日仙洞に於て愛染王法を修した。同三年二月十五日東大寺の寺務を辭し、延慶三年東大寺の別當となり、同寺尊勝院の權大僧都時實に傳法灌頂を授けた。元亨二年十月長吏の職を附弟教寛大僧正に譲り、同月十九日五十七歳を以て關東に寂した。長吏の職に在ること實に三十六年の長きに及んだ。

◎教寛大僧正

勸修寺第十四代の長吏にして、第十五代の別當。九條關白左大臣忠教の四男にして、弘安四年の誕生である。前長吏信忠大僧正の室に入りて得度し、安祥寺の寺務を兼ね、福岡僧正と號した。天應二年東大寺の別當となり、元亨二年正月九日東寺の二長者となり、同年十月勸修寺の長吏に補せられ、同三年十一月三十日先に日蝕を祈り靈驗ありしを以て、東寺一長者の宣下を蒙り、十二月七日東寺の法務となる。正中元年九月二日大僧正に進み、翌二年八月寺務

を辭し、嘉曆元年八月廿九日再び寺務となる。嘗て東大寺尊勝院の時實に、勸修寺の佛光院に於て小嶋流を授けた。建武三年八月三日勸修寺門跡領武士の違亂につき院宣を以て御教書を下され、加賀、近江、三河等十八國內に於て領地を賜はつた。同四年正月長吏の職を御附弟寛胤法親王に譲り、同月二十日五十七歳を以て寂した。後慈金剛院と號し、長吏の職にあること十六年であつた。

◎尊興大僧正

勸修寺第十八代の長吏にして、第十九代の別當。崇光天皇の御猶子。實は龜山天皇の曾孫常盤宮彈正尹滿仁親王の第二の御子にして、永和元年の誕生である。前長吏興信法親王の室に入りて得度し、安祥寺の寺務、能登天平寺の檢校等を兼ねた。明德二年三月興信法親王の後を承けて勸修寺の長吏となり、應永十一年十一月十六日慈尊院の實順大僧正に隨つて傳法灌頂を受け、後ち大僧正となり、准三后の宣下を賜はつた。同三十一年五月二十七日御年五十歳を以て示寂せられ、安養院と號せられた。

◎興胤大僧正

勸修寺第十九代の長吏にして、第二十代の別當。常盤井宮彈正尹滿仁親王の第五の御子にして、前代の長吏尊興大僧正の御弟である。應永元年に生れ、尊興大僧正の室に入りて得度し、安祥寺の寺務、天平寺の檢校等を兼ねた。後ち大僧正となり、應永十八年二月十日東大寺の別當に補せられ、同三十一年五月勸修寺長吏の職に就いた。正長元年五月二十七日御年三十五歳を以て示寂せられ、勝福院或は安食院と號せられた。

◎教尊大僧正

勸修寺第二十一代の長吏にして、第二十二代の別當。南朝御龜山天皇の皇子小倉宮恒敦親王の御子なる小倉宮入道

聖承第一の御子にして、將軍足利義教の猶子として、前代の長吏尊聖大僧正の室に入り得度せられた。安祥寺の寺務、天平寺の檢校を兼ね、永享四年七月勸修寺長吏の職に補せられ、同八年慈尊院の興繼大僧正より傳法灌頂を受けられた。當時は既に南北朝合一後にして、南朝系に屬する教尊大僧正は、今上後花園天皇と御隔心ありて、文安年中隱岐國に配流せられ、某年十一月二十八日遂に配所に於て寂せられた。御壽等詳かでない。

纂輯御系圖、集成御系譜考、南朝紀傳等には、教尊僧正は後龜山天皇の皇子小倉宮の御子と見え、長慶天皇紀略に俗名を泰仁王、胤忠王と云はれたことが見え、御母を吉田大納言定房の女と記されており、集成御系譜考には同じく俗名を泰仁王、胤忠王に作り、御母は權大納言藤原守房の女と云つてゐる。今勸修寺の長吏傳に據つたものである。

◎寛海大僧正

勸修寺第二十七代の長吏にして關白左大臣一條内基の養子（實は花山院左大臣定胤の男）である。天正十九年に生れ、文祿元年先代長吏聖信法親王の資となり、慶長二年正月二十八日勸修寺に入り、同年六月二十八日得度して沙彌戒を受け、同日長吏職に補せられた。時に年僅かに七歳であつた。同九年八月朔日法眼に叙せられ、同十八年正月十日權大僧都となり、九月十八日觀智院の空盛權僧正に隨つて傳法灌頂を受けた。而して當時に於ける勸修寺の資師相承は正しきを得ず、聖信法親王の寂後は寛海二歳にしてその資となり、寺門の經營に充分盡すことを得なかつた。また従來は長吏法絶の節は慈尊院がその經營の任に當りしも、今やその院室も回祿して跡を絶つた。即ち聖信法親王は、法を神護寺普賢院の尊進に寛め、寛海は又觀智院空盛によつた。連綿たる法統が斷絶したのではないが、住持にしてその宜しきを得なかつたことは事實である。慶長三年豊臣秀吉元勸修寺門跡領の内百石を寄せ、合せて三百石の地を領した。慶長十九年九月十三日徳川家康、高野山の實性院に安祥寺を興へた。安祥寺は嚴覺大僧都以來累代相承

して五百年に及んだが、今突然に徳川氏がこの舉に出でたのは、その理由の奈邊に存するかは詳かでない。兎に角勸修寺にとつては一大打撃であつたに相違ない。又寛海は慈尊院の復興に力を致し、前大納言永慶の息に得度せしめ、東寺に於て傳法灌頂を授け、慈尊院の寶物、聖教等を托し、慈尊院復興の事を依囑した。これを慈尊院の中興永愿大僧正となす。元和元年九月十九日權僧正となり、寛永九年二月十日大僧正に進んだ。同二十年に後光明天皇勸修寺へ行幸あらせられた。慶安四年八月二日東寺の一長者に直任し、法務となり、十一月十三日護持僧の宣下を蒙つた。承應三年勸修寺の住房に於て御修法を行ひ、又宮中に於ても修法したりしこと數度に及んだ。萬治元年五月十三日一長者並びに法務、護持僧等を辭し、同二年十一月十七日長吏職を寛俊大僧正に譲り、十二月十三日御年六十九歳を以て寂した。在任三十六年。後施無畏院と追號した。

◎寛俊大僧正

勸修寺第二十八代の長吏にして、後陽成天皇第四の皇子近衛關白信尋の男である。慶安元年六月十三日の誕生で先代長吏寛海大僧正の資となり、萬治元年九月十二日年十一にして得度し、大僧都に直任せられ、翌二年十一月十七日勸修寺長吏の職を襲いだ。寛文五年九月二十三日法印に叙せられ、同九年四月十六日將軍徳川家綱、勸修寺に山城國宇治郡五箇庄之内にて新たに二百石を寄せ、十二月十八日權僧正に任ぜられた。同十二年五月二十五日灌頂堂を造營し、慈尊院の永愿僧正が地鎮法を修した。十一月四日永愿僧正より傳法灌頂を受け、延寶七年五月二十一日大僧正に進み、天和二年七月十七日御年三十五歳を以て寂せられた。在任二十四年。後觀長院と追號した。

◎榮海僧正

勸修寺の院家慈尊院の住僧にして、大舍人藤原俊業(母大江氏)の子である。慈尊院に入り、聖濟僧正に傳法灌頂

を受け、諸密部に達した。後ち慈尊院の住職となり、小野の隨心院を領し、僧正となり、神護寺に移り、貞和元年東寺の長者に補せられた。當時の名賢たる梶實を始めとしてその門に學ぶものが頗る多かつた。

かの有名なる『釋門三十六歌仙』は貞和三年に榮海の撰するところである。即ち左の三十六名僧を指す。

- 達磨和尚。 菩提僧正。 僧正行基。 傳教大師。 弘法大師。 慈覺大師。 智證大師。
- 沙彌滿誓。 僧都玄賓。 僧正遍昭。 喜撰法師。 僧正聖寶。 素性法師。 空也上人。
- 日藏上人。 蟬丸。 性空上人。 少僧都源信。 惠慶法師。 能因法師。 良暹法師。
- 律師永觀。 登蓮法師。 大僧正行尊。 僧正永緣。 俊惠法師。 能因法師。 西行法師。
- 大僧正慈圓。 二品親王守覺。 法橋顯昭。 寂蓮法師。 寂念法師。 僧正行意。 貞慶上人。
- 高辨上人。

◎榮然大僧都

勸修寺の塔頭慈尊院の住僧にして、勸修寺第十一代の長吏聖基大僧正、同第十二代の長吏道實大僧正、同第十三代の長吏勝信大僧正に傳法灌頂の法を傳へ、實に宗門の巨將と云はれてゐる。正元元年八月十三日壽八十八歳を以て示寂した。

◎興繼大僧正

勸修寺の塔頭慈尊院の住僧にして、勸修寺第十九代の長吏興胤大僧正、同第二十代の長吏尊聖大僧正、同第二十一代の長吏教尊僧正の三代に亘つて傳法灌頂を傳へ、其の功たるや實に重大なりと云はなければならぬ。永享九年九月十七日壽六十歳を以て示寂した。

◎永愿大僧正

三九四

慈尊院の中興の祖にして、前大納言永慶の男である。勸修寺第二十七代の長吏寛海大僧正の囑に依つて、同寺院家の隨一たる慈尊院の中絶せるを、その高弟潤海僧正と共に再興した。寛文十二年十一月四日勸修寺第二十八代の長吏寛俊大僧正に傳法灌頂を授け、天和二年十月二十八日同寺第二十九代の長吏にして同寺の中興たる濟深法親王の御戒師となつた。貞享元年三月二十一日六十五歳を以て示寂し、勸修寺南谷の左側に葬られた。

◎潤海僧正

慈尊院の中興。永愿大僧正の高弟にして、勸修寺の中興に最も力を盡した。

附記 洞家沙門祖音

洞家沙門祖音は慈尊院の中興永愿大僧正と親交があり、勸修寺の衰頽せるを慨し、その再興念願の談は屢々話頭に上つた。偶々勸修寺二十九代の長吏濟深法親王に謁見の機を得て、懷舊の念止めがたく、更に許を得て寶藏古記等を一覽し、茲に憤然として本堂造營の任にあたらんことを期した。即ち貞享三年五月境内の東に之れを建立し、更に舊氷室の名池の一部分が豊臣秀吉の爲めに埋没せられて、殆んど舊觀なきを悲しみ、東西二十餘間、南北三十間を掘鑿し、左右の放生池を四方に廻らし、杉檜等を植ゑて風致を整へ、且つ佛寺御所を造立して、稍々舊觀を彷彿するに足らしめた。之れ現存の氷池園にして、實に祖音の功績と云はなければならぬ。

第二項 小野隨心院

◎仁海僧正

眞言宗小野流の始祖にして、隨心院曼荼羅寺の開山で一名を于心と云ひ、世に小野僧正または雨僧正と云ふ。俗姓

は宮道氏にして惟平の子と云ひ、山城の人、或は和泉の人と云はれてゐる。天曆五年に生れ、七歳にして高野山に登りて眞雅檢校に師事し、寛和二年六月十九日東寺に入り、後ち石山の元杲僧都の室に入り、瑜伽、三密の法を學び、永祚二年四月傳法灌頂を受け、更に諸方を遊學して深義を極め、山城國小野に曼荼羅寺を創建して業を學徒に授けた。時に山城國廣澤に寛朝ありて名聲高く、後世此の二學派を小野、廣澤の兩流と併稱した。長保二年八月二十九日傳法阿闍梨の擧状を上り、長和三年正月十八日東寺の凡僧別當に任ぜられた。寛仁二年六月畿内の大旱に際し、勅を拜し雨を神泉苑に祈つて効驗があつた。八月十四日其の賞として權律師に任ぜられ、其の後、萬壽、長元の間降雨を祈ること前後九度、悉く感應があつた。依つて雨僧正の稱を得たのである。治安三年十二月二十九日權少僧都となり、東寺の二長者に補せられ、長元元年十二月三十日少僧都に轉じ、法務を兼ね、同二年東大寺の別當となつた。同四年權大僧都に任ぜられ、五月八日祈雨の賞として輦車の宣旨を蒙り、封七十戸を賜はつた。六年大僧都法印となり、長曆二年六月十八日僧正に進み、同四年祈雨の賞として、度者並に封七十五戸を賜はつた。寛徳の初、病に罹つて歩行すること能はず、永承元年五月十六日示寂した。壽九十六。附法の弟子に成尊、寂照性信、法圓、尋清、觀杲、慶眞、護忍、聖照、行照、常寂、延段、圓照、信覺、寂圓、慶盛、成禪、覺源、成典等があり、皆傑出して居る。傳へて云ふ。仁海は眞言の法を百人に受けて千人に授けたと。初めは理趣房寂圓を付弟としたが、後には成尊を付弟とした。小野流は聖寶を祖としてゐるが、これを大成したのは仁海にして、後ち更に小野の二流、醍醐の三流等に分れた。御堂關白藤原道長深く仁海を崇敬し、常に其の護持を依頼したと傳へられてゐる。その著はすところ、後七日記、眞言院圖各二卷。東寺定額等記、金剛峯寺緣起、五大尊私記、兩界諸尊抄、青頸觀音抄、日域眞言血脈、祖師傳、祈雨日記、請雨經次第、千輻輪抄、各一卷。小野六帖七帖、支度私等六帖、傳授集四帖、護摩抄三帖、原草紙二帖、五種軍荼利法、

内護摩法、護摩所式目、勸請集、五藏肝心抄等、百七十餘部がある。

◎成尊僧都

小野隨心院第二世にして、仁海僧正の僕隸の子である。その幼なりし時僧正見てその法器たることを知り、これを養育した。長ずるに及んで學徳いよく顯はれ、殊に愛染法を善くした。後三條天皇太子におはすること久しく、託するに運祚のことを以てせられた。成尊はこの法を修せしところ、幾ばくならずして帝位に即かせられたまふたので、天皇の成尊を遇せられることは極めて渥かつた。延久六年正月七日示寂し、世に小野僧都と號した。

◎範俊僧正

小野隨心院第三世にして、興福寺の大威儀師仁靜の子である。初め傳法院松朝に従ひ、後ち小野成尊僧都に兩部の大法を稟け、専ら密教を修習した。同門に義範ありて共に名を齊うした。京都東寺の長者となり、白河天皇御讓位の後、護持僧となり、常に鳥羽の離宮に陪して、愛染王及び尊勝の法を修し、權大僧都に任ぜられた。康和二年興福寺の寺務を領し、天永元年權僧正に任ぜられ、長承二年四月二十四日壽七十五歳を以て示寂した。世に鳥羽僧正と號す。

◎嚴覺大僧都

小野隨心院第四世。勸修寺の條に詳記した。

◎増俊阿闍梨

小野隨心院第五世にして、堀河中納言國俊の三男である。中納言阿闍梨とも云はれ、小野派隨心院流の開祖である。幼にして出家し、四度の法業を訖りて、傳法戒壇に登り、灌頂職位を受け、仁安三年二月九日示寂した。

◎顯嚴僧都

小野隨心院第六世にして、直講從五位上中原廣忠の男である。東寺の長者、東大寺の別當等に歷補した。

◎親嚴大僧正

小野隨心院第七世にして、掃部頭中原廣季の猶子である。實は飛彈守中原親光の男で順徳、後堀河、四條三天皇の護持僧となり、牛車を賜はり、寛喜元年御祈願所と定めさせられ、門跡の宣旨を賜はつた。隨心院の門跡號はこの時より始まる。後ち東寺の長者に補せられ、嘉禎二年十二月二日、壽八十六歳を以て示寂した。一に唐橋僧正とも云はれる。

◎嚴海大僧正

小野隨心院第八世にして、入道刑部卿の男である。後ち東寺の長者となり、法務を兼ね、建長三年四月二十五日示寂した。

◎宣嚴權僧正

小野隨心院第九世にして、左大辨藤原宣房の男である。後に東寺の長者となり、法務を兼ね、建長三年八月二十日示寂した。

◎俊嚴權僧正

小野隨心院第十世にして、正三位藤原俊經の男である。後ち東寺の長者となり、法務を兼ね、建長六年十一月二十九日示寂した。

◎嚴惠權僧正

小野隨心院第十一世にして、大納言藤原高資の男である。太政大臣良平の孫に當る。後ち弘誓院と號した。

◎ 靜嚴大僧正

小野隨心院第十二世にして、關白一條實經が男である。東寺の長者となり、法務を兼ね、醍醐座主に轉じ、護持僧の宣旨を蒙り、牛車を聽され、永仁七年正月七日壽七十五歳を以て示寂した。世に隨心院僧正と號す。

◎ 嚴家大僧正

小野隨心院第十三世にして、一條關白藤原家經が男である。靜嚴大僧正に從つて灌頂法を受け、諸密軌を傳へた。嘉元元年東寺の長者となり、衆その智徳に服した。三年の春寺務並に法務を領し、尋て大僧正に任ぜられ、徳治元年の春愛染の法を仙洞に修して賞を受けた。その年の夏四月には護持僧となり、醍醐寺の座主に任ぜられ、尋て隨心院に移り延慶元年十一月三日示寂した。

◎ 經嚴大僧正

小野隨心院第十四世にして、一條關白藤原家經が男である。前任嚴家大僧正の弟である。東寺の長者に補せられ、法務を兼ね、護持僧となつた。

◎ 通嚴權僧正

小野隨心院第十五世にして、一條關白左大臣經通の子である。

◎ 照嚴權僧正

小野隨心院第十六世にして、一條關白左大臣經通が男で、前任通嚴權僧正の弟である。

◎ 嚴叡權僧正

小野隨心院第十七世にして、二條關白左大臣師良の男である。

◎ 祐嚴准三后

小野隨心院第十八世にして、一條關白左大臣經嗣が男である。東寺の長者となり、法務を兼ね、三后に准ぜられた。

◎ 嚴寶准三后

小野隨心院第十九世にして、一條關白兼良が男である。東寺の長者に補せられ、法務を兼ね、文明十三年六月七日東大寺の別當となり、尋て三后に准ぜられた。

◎ 持嚴大僧正

小野隨心院第二十世にして、二條關白太政大臣持通が猶子で實は今小路大納言藤原良冬が男である。東寺の長者に補せられ、法務を兼ね、尋て醍醐座主となり、護持僧の宣旨を蒙り、永正七年十二月二十八日示寂した。

◎ 忠嚴准三后

小野隨心院第二十一世にして、九條關白内大臣政忠が男である。永正五年八月十五日東大寺の別當に補せられ、天文二十一年十月十五日示寂した。

◎ 仙朝大僧正

小野隨心院第二十二世にして、紀伊守從五位上雅重が男である。

◎ 長靜權大僧都

小野隨心院第二十三世にして、參議從三位藤原定長が男である。東大寺の別當に補せられた。

◎ 増孝大僧正

小野隨心院第二十四世にして、九條關白左大臣兼孝が男である。東寺の長者となり、法務を兼ね、東大寺の別當に

補せられ、尋で護持僧の宣旨を蒙り、正保元年七月二十一日壽五十六歳を以て示寂した。世に後西南院と號す。

◎榮嚴大僧正

小野隨心院第二十五世にして、九條關白左大臣幸家が男である。東大寺の別當に補せられ、尋で護持僧の宣旨を蒙り、寛文四年五月十日壽四十三歳を以て遷化した。

◎俊海大僧正

小野隨心院第二十六世にして、鷹司前左大臣教平が男である。天和二年五月二十六日壽三十四歳を以て遷化した。

◎堯嚴大僧正

小野隨心院第二十七世にして、九條關白輔實が男である。後ち勅に依つて遷俗し、名を尙實と改め、九條家を繼ぎ、天明七年九月二十一日薨去した。

◎増護大僧正

隨心院門跡第二十八世にして、左大臣二條治孝の男である。童名を家壽丸と云ひ、文政二年五月七日隨心院に入室得度し、同五年正月權僧正となり、同八年十二月十九日大僧正に進み、同十一年十二月七日護持僧の宣下を蒙むつた。安政六年七月二十七日東寺の長者に補せられ、同四年御内御持僧となり、萬延元年十一月東大寺の別當となつた。文久元年十二月十一日辛酉を祈り、同二年准三后の宣下を蒙り、牛車を聽され、奈良の東南院を兼帶し、元治元年紫鈍色の法衣を拜領した。同二年東寺の長者を辭し、慶應三年には御持僧を辭し、明治二年に准三后を廢せられ、同四年には御内護持僧を辭し、同五年には東大寺の別當並びに東南院の別當を辭し、同年七月に退隱し、同八年十一月十二日遷化した。時に年七十二歳にして、金剛院と號し、嵯峨二尊院に葬つた。

當門跡は曩に堯嚴大僧正勅に依て還俗し、九條關白家を繼ぎてより以來中絶に歸してゐたが、増護大僧正によつて中興されたものである。

◎澄剛僧正

隨心院門跡第二十九世にして、明治六年京都出水福性寺より當寺へ轉住し、同九年二月十九日壽七十一歳を以て遷化した。

◎佐伯旭雅僧正

旭雅僧正は隨心院門跡第三十世にして、阿波國三好郡勢力村に生れた。父を内田熊三郎と云ひ、十二歳の時同郡加茂野宮村瀧寺の靈雅上人の弟子となり、佛典漢籍を修め、十九歳の時京都に出て、碩學高德に就いて外典に涉り、禪機に通じ、俱舍、唯識、悉曇、儀軌の蘊奥を極め、天台、華嚴諸宗の經論にも通ぜざるところはなかつた。又高野山に登り、觀行を修し、探玄記を良基に學んだ。二十一歳の時再び京都に出て、諸學匠に従ひ俱舍、唯識の精微を究め、二十七八歳の頃より俱舍、唯識の學者を以て其の名世に著はれ、講筵を開くこと數十箇所に及んだ。三十一歳の時讃岐の普通寺の住職となり、大僧都より累進して權僧正に任ぜられた。明治元年朝議佛敎を全廢せんとして社僧の還俗を令した。時に旭雅は良基、増應、増隆、雲照、戒玉等の諸師と共に朝野の間に奔走盡力し、遂に敎部省の設置を見るに至り、各宗の僧侶を敎職となすに至つた。此の時旭雅僧正は大講義に補せられ、同九年隨心院の門跡となつた。その歳十一月薩摩に到り、力を布敎に盡し、漸く盛大に赴きしが、其の翌年二月西郷隆盛の亂に遭ひ、彈丸飛雨の間を往來し、備さに艱苦を嘗め、七月鹿兒島より乗船して幸ふじて故國に歸ることを得た。同十一年四月京都泉涌寺の住職となり、中教正に補せられ、尋で大教正に補せられた。同十五年十月十四日泉涌寺の火災に罹るや、その再建に

力を注ぎ、輪奐をして前日に異ならざるを得しめた。同二十年三月高野山の大學林に於て俱舍論を開講し、諸宗僧徒の聽講に登るもの三百餘人の多きに及んだ。同二十一年再び隨心院門跡となり、尋で僧正の宿望たりし四國八十八個所の靈場を順拜し、同二十四年一月三十一日隨心院に於て示寂した。時に年六十四歳。

僧正は近代緇林の豪傑にして、眞言宗唯一の高僧である。その著はすところに、冠導俱舍論三十冊、同光寶二記三十冊、冠導因明三十三過本作法纂解三冊、冠導八宗綱要四冊、冠導唯識論述記二十冊、冠導唯識三冊、類境選要一冊、冠導三國佛法傳通緣起三冊、俱舍論雜記六冊、唯識論名所雜記三冊等がある。

◎隆燈權大僧正

隨心院門跡第三十一世にして、明治二十四年三月安祥寺より當寺に轉じ、同年十月三十日壽五十八を以て示寂した。

◎智滿大僧正

隨心院門跡第三十二世にして、明治二十五年洛北神光院より當寺に轉じ、同三十四年神光院に退隱し、同四十二年十二月二十一日、壽七十五を以て示寂した。

第三項 毘沙門堂

◎公海大僧正

毘沙門堂門跡中興の祖にして、江戸寛永寺の二世である。久遠壽院と號す。花山院左少將藤原忠長の子にして、母は東本願寺教如上人の女であり、慶長十二年十二月十二日に生れた。元和六年十四歳の時慈眼大師天海僧正に請はれて其の法嗣となり、同九年大師に従つて駿府に赴き、總持院に於て薙髮した。これより先慶長十六年後陽成天皇毘沙門堂の久しく荒廢に歸せしを慨せられて、之が中興を大師に勅せられた。然れども大師は自ら其の號を稱せずし

て、これを公海に託した。公海これより毘沙門堂門主と稱し、九條太閤幸家の猶子となり、寛永三年法眼に叙せられ、尋で權僧正に進み、同十七年一身阿闍梨に補せられ、同年四月二十二日妙法院の堯然法親王より五佛灌頂を受けた。然るに同二十年十月に至り天海僧正寂せしを以て、將軍徳川家光の命により東叡山寛永寺の席を繼ぎ、兼ねて比叡、日光の兩山を領した。正保四年十月二十一日僧正となり、慶安元年二月三部密法を尊敬法親王(後の守護法親王)に傳へ、同年三月四日大僧正に進んだ。承應三年法務を尊敬法親王に譲り、寛文五年毘沙門堂を山城國宇治郡山科郷の地に再建し、同九年九月三日毘沙門堂を法嗣公辦法親王に付し、後西上皇より久遠壽院の號を賜はつた。元祿五年六月十一日准三后の宣下を蒙り、元祿八年十月十六日壽八十九を以つて毘沙門堂に示寂し、毘沙門堂西北の隅山に葬つた。

◎行全大僧正

毘沙門堂中興第十四世にして、近江國高島郡大溝の人である。天保十一年大林院幸顯に隨つて薙髮し、萬延元年輪王寺宮の別當代に任ぜられ、同年十二月大僧都に任ぜられた。慶應元年八月菊亭中納言實順の猶子となり、明治三年八月慈眼堂の假別當に補せられ、同五年中講義を命ぜられ、同八年大講義に進み、同九年十月權少教正に補せられ、同年十月四日毘沙門堂住職となつた。同十三年には少教正より權中教正に進み、同十八年五月門跡の稱號を復せられ、同年七月山門の學頭惠心院の住職を兼ね、執行職に任ぜられた。同十八年七月權僧正に補せられ、同二十一年三月には大僧正に累進し、同年三月十四日示寂し、毘沙門堂に葬つた。大觀心院と號す。

◎赤松光映大僧正

光映大僧正は天台座主にして、毘沙門堂中興第十五世の門跡である。姓を赤松と云ひ、字は曇覺、號を棘樹と云つ

た。別に一如庵とも號した。文政二年十二月十九日豊後國東郡中村に生れ、幼にして出家し、江戸に上りて東叡山見明院に投じて剃髮した。天保六年三部の密灌を受け、後ち比叡山に轉じ、本住院に住し、尋で金台院に轉じ、弘化二年大阿闍梨位に進み、魚山梵唄の秘奥を傳へた。嘉永三年再び江戸東叡山修禪院に遷り、圓如大僧正の法統を繼いだ。安政二年十月壽昌院に轉じ、別當職に補せられ、同五年冷泉中納言爲理の猶子となつた。文久元年盛岡城主南部侯の招きに應じて、赴きて藩政に與り、尋で輪王寺宮に扈從し、清淨林院室を賜はつた。同三年談山竹林坊に轉じ、權僧正に進み、學頭職に擧げられ、天顏を拜した。慶應三年僧正に轉じ、再び天顏を拜した。同四年維新の政變があり、彰義隊の陣中にあつて大に奔走し、備さに艱苦を嘗めた。同年十二月亂を避けて大阪四天王寺に寓し、明治二年には叡山の麓なる金台別院に移り、専ら淨業を修した。同三年三月賊徒の嫌疑を蒙つたが幾何もなくして之れを解くことを得た。同八年權大教正に補せられ、四月延曆寺の座主となり、大教院を創設し、盲僧の憲法並に宗徒の座次、衣鉢軌則、天台宗軌等を制定し、十月晋山戒を行ひ探題を相承し、同十年九月戒壇院の制を興して圓頓戒を相承した。同十二年上表して職を辭したが許されず、同年大教正に補せられ、九月十一日法華會復興の勅許を蒙り、直ちに修法を營んだ。同十四年六月職を辭し、金台別院に移り、二十一年更に山科の毘沙門堂門跡となり、大僧正に進んだ。同二十七年病を以て金台別院に退隱し、同二十八年八月十五日壽七十七歳を以て示寂し、棘樹院と號した。

僧正は資性剛膽不羈、博學達識にして、最も漢籍に長じ、文章を能くし、雄辯家を以て聞けた。その東叡山にあるや、幕府當路者に屢々時勢を通論して建白し、強硬なる佐幕論者であつた。その著はすところの『邯鄲市上昨非談』の一節に次の如き記事がある。以て其の一斑を知ることが出來やう。

『偶樂翁公山陽の日本外史を上り廣く全國に布かんと欲するに會ふ。故を以て親近の縉素喧しく寫本を傳ふ。余亦

之を得て讀む。即ち批判して曰く、山陽の足利氏を評するは意徳川氏を批評するに在り。山陽の北條氏を搏撃するは意閣老を搏撃するに在り。此書儻世に布かば則ち幕府の威權日に減ぜん。故に傳ふ可からずと。因て數々之を諍ふ。公之を聞て將に直談せんとす。余召に應じて即ち謁す。公愕然として曰く、過日來外史の不是を謂ふ者汝歟。答へて曰く、然り公曰く、歳幾許ぞ、余曰く、十歳、公手づから甘味を賜ふ。(中略)慶應四年に至り徳川氏將に倒れんとす。星霜僅かに四十年、歎ずれども及ばず、悔のれども返へらず。嗚呼噫嘻惜い哉。夫れ公は徳川氏の忠臣にして此の失策あり。云々(原漢文)

第四項 安 祥 寺

◎惠 運 僧 都

安祥寺の開祖にして、俗姓は安曇氏。山城の人にして、延暦十七年に生る。年甫めて十歳にして出家の志があり、東大寺の泰基大法師及び樂師寺の中繼律師に隨ひ、始めて大乘經典並に法相法文等を學び、弘仁六年東大寺において得度し具足戒を受く。惠運進具の後唯識無境の道において日夕尅念し、その至極の秘教に入らんことを欲した。時に弘法大師の高足たる實慧僧都は惠運に勸奨して曰く『夫れ法相大乘は教廣く理深しと雖も、而も三大を超えず得果尤も難し種習を斷ぜず證理安くにかある。徒然馳騫多く却て破墮困躬す。唯だ三乘の外に神通乘なるものあり、これ三藏の外持明藏なり、一に之を念はゞ便ち三祇を経ずして九重の妄執忽ちに清く、一に之を觀すれば即ち盤石を掃せずして三重の曼荼頌を得、所謂即身成佛の秘術なり』と。惠運この教誡を蒙つて豁然開悟する所があり、ここにおいて眞言秘密教を讚仰し、法相を捨てて、天長元年九月實慧の室に投じ、翌二年三月東寺において兩部の秘契を授かつた。

また天長の初年には勅命を奉じ、坂東に赴きて一切經を書寫し、四年にして功畢り、同十年には重ねて勅を蒙り、

鎮西府觀音寺講師兼筑前國講師に任ぜられ、以て九國二島の僧統となり、特に大藏經書寫の事を勾當せしめられた。惠運この地に居るにと約六年、たま／＼唐の商賈李處人の來朝するに遭ひ、承和九年八月遂に伴はれて唐に渡り、直ちに長安に入り、當時青龍寺東塔院に在りし義真和尚に就きて受學し、傳法灌頂に浴して兩部大法を稟承した。かくて天台山、五台山等の聖迹を巡禮し、承和十四年六月歸朝し、その請來するところの儀軌經論、佛菩薩祖師像、曼荼羅道具等の目錄を上表した。

惠運は歸朝の翌年、即ち嘉祥元年八月には勅を奉じて安祥寺開創の業を起してその完成に力を竭し、仁壽三年十月には權律師、貞觀六年二月には少僧都に補せられた。これより先、齊衡二年五月奈良東大寺大佛の御頸斷損して地に墜ちしを以て、朝廷におかせられては、七道諸國に命じてこれを修理せしめられ、右大臣藤原良相、傳燈修行賢大律師位眞如親王等修理奉行となり、經營七年清和天皇の貞觀三年二月漸く竣功した。かくてその三月十四日には大佛修理落慶供養の大盛儀が營まれ、職衆として召請された僧一千三口、而かもその開眼導師は惠運の勤むるところであつた。この法廷の莊嚴無比なりしことは三代實錄、東大寺要錄等に詳記されてある。ついで同年四月には安祥寺の御本願たる順子皇太后並に文徳天皇の女御藤原古子には、惠運を戒和上として御剃髮得度あらせられ、同年五月皇太后には更に比丘尼大戒を受けさせたまふた。かくて同十一年九月二十三日、壽七十二歳を以て遷化した。その著はすところ、金剛界秘要記二卷、護摩鈔、安祥寺資財帳等がある。

◎宗 意 律 師

安祥寺の第十一世にして、安祥寺流の祖である。父は春國權大夫源季宗にして、師嚴覺には俗甥に當る。應徳元年に生れ、長治元年十一月二十一歳にして勸修の勝福院において、嚴覺に隨つて灌頂を受け、永久三年の東寺灌頂の時に

は阿闍梨位傳燈大法師位となつた。次いで元永二年十二月の御修法には阿闍梨となり、永治元年十一月二十四日には權律師に補せられた。

これより先、保安元年九月二十三日嚴覺より安祥寺座主職並に宗祖嫡傳の印璽、璽寶、聖教等悉く附屬せられ、その瀉瓶となり、これ等を安祥寺の經藏に納めた。宗意は當時執柄家の護持僧となり、數個度祕法を勤修すと雖も、蒲柳の質であつたので、多くは公請に應ぜず、朝賞にも預らず、専ら出世法門の弘通興隆に盡した。されば御立坊毘沙門供、春日本地供、唯識會護摩供、請雨法祕事、鎮宅口傳、六字護摩祕曲等は、諸流何れも宗意の傳を汲んだ。かくて宗意は安祥寺の職に有る。こと二十九年、久安四年五月十九日、壽七十五歳を以て示寂した。その入滅の相は恰かも高祖大師の如く、五銛杵念珠を執り、五相三昧に住し、溘然として奄化したと云はれる。今日宗意の股珠像を安置する所以はここに在るとせられる。附法の弟子十人中實嚴を以て正嫡となす。

◎實 嚴 律 師

安祥寺第十二世にして、後山科内大臣藤原實夏が男である。康治二年四月十四日安祥寺正法金剛院において、宗意に隨ひて傳法灌頂を受け、その入室瀉瓶となる。久安の初年宗意病惱の時、實嚴に語つて曰く『われ一期の後眞俗の中一方は深く汝を憑むべし。汝世間の名利を望むや、法の奥藏を望むや、若し世間の望あらば、當寺の門跡寺領を讓補すべし。先年同法寛信と契約あれば、世間佛法の中一は寛信に讓らざるべからず』と。實嚴答へて曰く『我れ世間においては更に望みなし、偏へに仰ぐ所は法流の相續なり』と。宗意は感涙を流して隨喜し、嚴覺嫡傳の聖教、小野相傳の五銛杵佛舍利の靈寶を委く實嚴に附囑し、安祥寺の座主職を勸修寺の寛信に讓つた。實嚴は安祥寺寺域上野に大勝金剛院を建立してここに幽居し、安祥寺流第二代の嗣法となつた。實に法器無双の仁と云ふことが出来る。ここ

において安祥寺は専ら宗意の法燈を傳持する法流相續と、その門跡寺領を管掌する寺務との二統並立することとなつた。

實嚴は後白河法皇の御歸敬を蒙り、養和元年七月詔を拜して太元別當職に補せられ、法驗揭焉にして、令名朝野に高く壽永二年七月平家の西國落、同三年正月木曾義仲の敗滅、同四年三月平家の滅亡は、何れもその太元法を修せし結果と云はれ、元暦二年正月には權律師に任ぜられた。平常護法の念厚く、嘗て千日の間夜中鞍馬に參詣して、法流の長久を祈願し、また安祥寺の長に十二所權現を勸請して鎮守となした。同年五月十四日示寂し、世に本願律師または筑前律師と號せらる。

◎興雅僧正

安祥寺第二十一世にして、左中將藤原公爲の孫である。父を實博と云ふ。先代隆雅大僧正の入室瀉瓶となり、觀應二年權律師、延文二年權小僧都、同五年太元阿闍梨となり、康安元年大僧都法印に任ぜられた。嘗て鞍馬山に參詣して、毘沙門天の靈夢を感じし、次いで安祥寺の門主職を繼ぎ、應安元年權僧正に進んだ。同年十一月勅を奉じて祕法を修し、後光嚴天皇の御腦平癒を祈願して法驗を顯はし、爾來御敬信甚だ厚く、應安四年には『撰大師嫡傳之門流』勅數度大事之御願云々の勅詔を賜はつた。永和三年三月高野山の宥快法印に安祥寺流の奥藏を皆傳して正嫡となし、至徳四年十月十五日誦命合掌の裡に遷化した。世に安祥寺宰相阿闍梨または少將僧正と號し、附法の弟子に宥快、成雅、興嚴等二十四人がある。

◎宥快法印

安祥寺第二十二世にして、藤原左少將實光が男である。北朝の貞和元年に生れ、康安元年十七歳にして常陸國佐竹

里佐久間寺榮智上人の室に入りて剃髮し、宰相房瑞嚴と稱し、修學練行の功を積み、後ち幾ばくもなくして高野山に登り、寶性院門首信弘に就きて事教の蘊奥を極め、名を性嚴房宥快と改めた。應安七年九月信弘の跡を繼ぎて寶性院門首となり、永和元年には寶鏡鈔を著はして、立川流を難破し、同三年三月安祥寺興雅の門を叩いて瀉瓶となり、永徳三年十月同寺の門主職となつた。爾來屢々宮廷に參殿して大法を嚴修し、殊に明徳三年には高弟有信と共に後圓融上皇の平松新御所に伺候して鎮座法を行ひ、上皇の御歡感を忝ふし『祈るべき道にはしばし迷ふなよ、かゝるみやまの花の白雪』の御製を賜はつた。宥快はこの恩詔に感泣し『迷はじな花の白雪ふみわけて道あるみよを祈るころは』と奉答した。その後は傳授に修法に講筵に精進して化導に盡し、應永十三年寶性院を成雅に譲り、自ら善集院に隱退した。爾來専ら講學著述三昧に入り、殊に悉曇の研鑽に勵み、一夜丹生津姫の靈感を蒙り、疑團忽ちに氷解した佳話が傳へられる。かくて同二十三年七月十七日壽七十二歳を以て同院に入滅した。宥快はその生涯において高祖先徳の章疏を涉獵讀破し、事教に關する著作五百有餘卷を撰し、南山教相學を大成した。後世これを應永の大成と云ひ、宥快を寶門學派の祖と仰ぐ。

◎政遍法印

政遍法印は高野山寶性院の第十四世にして、安祥寺を兼攝して第二十八世を董した。字を宥俊と云ひ、越中の人である。前檢校増福院良運の灌頂入壇の法資にして、文祿元年覺暹權大僧都の後を受けて寶性院兼安祥寺の門主となつた。顯密の碩才、安中兩流の鴻匠として、豊臣秀吉、徳川家康、同秀忠の歸敬を受けたが、就中家康は殊更に寵遇を加へた。

慶長十一年五月十三日高野山の寺務檢校職に補せられ、職に在ること四年、よく治山興法の績を擧げた。同十五年

二月以來家康の命によつて東寺に學頭坊を建立し、自ら學頭職となり、門弟宥盛、來遍、玄宥等と共に東寺講學の振作を圖り、同十七年五月より屢々高野山の學星を率ゐて駿府に參候し、家康のために眞言論議を張行し、或は眞言秘法を傳授し、その恩賞を蒙つたことは一再ではなかつた。かくて同十九年四月三日八十一歳を以て安祥寺に遷化した。家康はこれを惜んでその遺物として法華經一部を常に護持したと云はれてゐる。

安祥寺は中世以來勸修寺の長吏その實權を掌握し、加ふるに戰國兵亂の餘沫は殿舎を焼き、靈寶を散佚せしめ、寺門は益々悲境に陥つた。此の時に際會して碩匠政遍が當寺を兼攝して、銳意興隆に盡力したので、漸く復興の氣運に向ひ、慶長十七年五月政遍は家康に具申して、齊衡三年十月文徳天皇の御母皇太后藤原順子の喜捨せられし、安祥寺四邊の山及び境内地の還附を請ふて之れを許され、略々その中興の素志を貫徹することを得た。

第五項 本願寺

◎蓮如上人

眞宗本願寺中興の祖にして、諱は兼壽と云ひ、父は本願寺第七世存如である。應永二十二年三月二十五日京都の大谷に生れ、幼名を布岱麻呂と云つた。永享三年十七歳の時中納言廣幡兼郷の猶子となり、青蓮院尊應の門に入りて得度し、後ち奈良に遊び、大乘院經覺に就いて法相宗の學を受けた。文安・寶徳の頃より東北の諸國を旅行し、親鸞の遺跡を訪問した。長祿元年六月父の喪に遭ひ、本願寺第八世となり、専ら親鸞の宗風興隆に心力を傾注した。寛正六年正月比叡山の大家大谷の本願寺を襲撃して堂宇を破壊したので、蓮如は難を避けて諸方に流浪し、應仁元年近江の近松、堅田、金森の各所に在り、弟子法從、道西を從へ、日夕教化を事とした。幾ばくもなく三河に赴き、土呂の本願寺を開いた。同二年本願寺住持の職を一たび長男順如に譲りたるも、順如病の爲めに隱退せしを以て再び住持とな

つた。文明二年攝津、河内、和泉に赴き、翌三年には近江の大津より出でて越前、加賀に至り、加賀の御幸城主富樫泰高の歸依を受けた。七月越前の吉崎に一字の堂舎を建立し、北陸諸國教化の根據地となし、大いに宗風の興隆を謀つた。時に加賀、能登、越中、越後、信濃、出羽、陸奥等の門徒は翕然として來歸した。當時富樫泰高同族政親と隙があつたので、政親は専修寺の眞慧を迎へて蓮如に對抗し、兩寺の門徒は互に法の深淺を争ひ紛争をなすに至つた。されば本願寺の一揆は政親を法敵となし、遂に高尾城に攻めてこれを殺した。ここにおいて加賀は本願寺一揆の領するところとなり、専修寺派の諸寺は皆破却せられた。それより一揆は能登へ侵入し、同國の大半を從へ、更に又越前へも侵入を企てた。然るに同國の守護朝倉氏はこれを破りその巨魁を斃した。されば蓮如は去りて若狹に入り、丹波、攝津を経て河内に赴き、出口の光善寺を開き、再び攝津に至り、富田の教行寺を開き、それより和泉に赴き堺の信證院を開いた。尋いで紀伊、大和に赴き、この數年間これ等の地を往來して大いに教化を施した。文明十一年山科に本願寺の工事を起し、同十四年六月落成した。僧俗相競ふて來り投ずるものが多かつた。延徳元年住持の職を五男實如に譲りて隱退し、明應六年以後播磨國英賀の本徳寺、大和飯貝の本善寺、攝津石山の教恩院等を開いた。同七年四月教恩院に在りて病に罹り、十二月に至つて漸やく重く、八年二月實如の意に任せて山科の本願寺に入り、三月二十五日壽八十五を以て同寺に示寂した。明治十五年三月二十二日勅謚慧燈大師の號を賜はつた。その著はすところ正信偈大意一卷、御文章五帖等がある。

蓮如は親鸞以來の宗意を發揮したと云はれ、その解くところは智解にかかはらず、専ら平易簡明なる言を以て實際教化を施した。當時外には社會の騷擾、人心の昏迷、内には宗勢の衰退、宗意の紛亂があり、蓮如はこの間に一身を挺して、眞宗の再興をなしたのである。常に眞俗二諦を雙説し、殊に直諦には、愚夫愚婦に對し『後生たすけたまへ

と阿彌陀佛をたのめ』と教示した。この平易簡明なる教示は實に蓮如の主張の最要點であつた。

◎實 如上 人

眞宗本願寺の第九世にして、諱は光兼、童名は光養丸と云つた。第八世蓮如上人の第五男にして、唯勝院左大臣勝光の猶子となつた。長祿元年八月十日に生れ、文明五年剃度し、青蓮院尊應の門侶となり、十五年長兄順如の入寂によつて、代つて法嗣となつた。延徳元年三十三歳にして寺務を司り、法印に叙せられ、權少僧都に任ぜられた。明應八年蓮如上人勸章の垂示に依りて之れを宗侶に諭すべきを囑した。上人すなはち諸章の尾に華押を加へて記となす。永正二年三月蓮如上人の七回忌を修した。同三年越前吉崎の別院並に諸末寺が守護朝倉氏の廢するところとなつた。蓋し當時加越の宗徒漸く暴威を恣にして、朝倉氏の軍と戦つて敗れたるが爲めである。四年六月細川政元の害せられて都下の騷擾するや、上人亂を避け、祖像を奉じて近江國堅田に遷つた。五年十一月山科に歸り、八年十一月宗祖親鸞上人の二百五十回忌を修した。大永元年後柏原天皇勅して、上人を脇門跡となされた。初め天皇の御踐祚に際し、天下擾亂して國用足らず、卽位の禮を擧げさせたまはざること二十年、上人は大に之れを憂ひ、其の資を獻じて、漸くこの大禮を行ひたまふことを得た。よつて此の恩命に接したのである。此年八月法嗣圓如上人寂した。五年正月上人また病篤く、廿八日兼譽、兼縁、兼澄、兼玄、兼順の五子を招いて、幼孫證如上人のことを托し、法制を守ること等を固く戒めて二月二日遂に示寂した。時に年六十八。山科の原に葬る。上人自ら教恩院と稱し、清約勤勞乃父の風があつた。常に佛名を書して門下に授與し、且つ信施を重んじ、飯食を薄うした。其の法語數通が傳へられて世に行はれてゐる。

◎圓 如上 人

眞宗本願寺の第九世實如上人の第三子にして、諱は光融と云ひ、延徳三年に生れた。十一歳の時薙髮して青蓮院尊應の門に入り、長兄照如上人の早世によつて法嗣となつた。永正十年實如上人の命を承けて賀正及び薙度の儀を定め、某年の夏自ら法制數章を書して諸徒に諭示した。又蓮如上人が機に應じて授けたところの消息が散逸してその傳を失はんことを恐れ、廣く探求し、八十首を選んで五帖とし、以一宗安心の龜鑑とした。これが即ち御文章である。凡そ一宗の流通は此の消息の功に依ること甚だ大である。大永元年二十日の早朝、その篇集の功を竣へ、同日の午時に示寂した。世以て消息編集の爲めに世に出でしものと爲した。時に年三十一歳。偏増院と號し、墳墓は當町大字小山に在る。古來より當町の明教寺がこの墓を監してゐた。男證如上人本願寺の第十世を繼いだ。本願寺派にては其の遺功を敬仰し、毎年九月三十日山科別院に於て祥月法會を行ひ、之れを圓如上人會と稱してゐる。

◎證 如上 人

眞宗本願寺の第十世にして、諱は光教、幼名を光仙丸と云ひ、圓如上人の第二子にして、先代實如上人の孫である。永正十三年十一月二十日に生る。父圓如の早世により、立てられて法嗣となつた。時に年僅かに十歳。大永七年四月二日青蓮院に薙髮し、尊鎮法親王を戒師とし、九條關白尙經の猶子となつた。天文元年八月近江の六角定頼、京都日蓮宗の徒と共に山科を攻めて本願寺に火を放つた。願行寺勝忍、下間融慶等此の時に戰死す。證如上人時に十七歳、祖像を奉じて大阪石山の別院に本願寺を移した。同八年權僧正に任ぜられ、同二十三年八月十三日示寂した。壽三十九。墳を山科に築き信受院と號した。初め父圓如上人、蓮如上人の消息の散在するものを蒐集して、刪定八十通、五帖となし、編輯わづかに終りて遷化した。ここにおいて證如上人は父の志を紹ぎて、これを上梓して世に流布せしめた。世に云ふ御文章がこれである。

◎延 鎮 法 師

延鎮法師は京都清水寺並に當町大字法嚴寺の開基にして、大和の法恩法師の上足である。大和國高市郡小島寺に住してゐるが、光仁天皇の寶龜九年靈夢に感じ、木津川を遡つて笠置山の下に至り、清泉の湧出するを見、更に岸上の一草庵中に白衣の居士あるを見たので、何人であるかと問へば、居士は『吾は行叡といふものである。汝の來ることを久しく待つてゐた。宜しく此の地に住し、精舎を建て、觀音の像を安置せよ』と云ひ、また傍らの一木の指して『此の木を用ひて御尊像を刻めよ』と教へた。そこで延鎮はその示教に従つて留まること五年、會々坂上田村麻呂の此の山に上り鹿を獵するに逢ひ、靈符を與へてその室の病を治癒せしめた。田村麻呂は大いに歡喜し、一小堂を建立し、千手觀音の像を作つてその中に安置し、名づけて觀音寺と云つた。時に寶龜十二年である。延曆三年桓武天皇の帝都を山城國長岡に奠たまふに及び、延鎮また靈告を受け、同十七年田村麻呂と相謀つて、山城國愛宕郡八坂郷の東山に至り、瀧水の流れに沿ひて攀ぢ上り、奇瑞を感じたので、田村麻呂の居宅を移築して佛殿となし、よりに北觀音寺と號した。ついで長岡京の舊紫宸殿を賜はり、伽藍を造營せしめられた。乃ち延鎮は内供奉に補せられ、北觀音寺の勅額を賜はり、同二十四年永く勅願の道場となされ、寺號を清水寺と改められた。

然して延鎮は行叡居士の行衛を尋ねてゐるが、當町大字小山の地に到つて居士の履を拾ふことを得たので、此の地より登天したものと思ひ、一堂宇を創建して法嚴寺と名づけ、暫く此の寺に住して居たと云ふことである。法嚴寺は俗に清水の奥の院と呼ばれ、昔時は飄然たる伽藍であつたが、中世以降は退轉して、今は僅かにその餘影を存するのみである。

延曆中奥州の蝦夷高丸なるものが叛したので、朝廷では田村麻呂を征夷大將軍に任じて之を伐たしめた。田村麻呂は先づ延鎮に戰勝の法を修せんことを依囑して出征した。偶々賊徒との交戰中官軍の箭が悉く盡き、全軍殆んど敗走せんとしたが、時に小僧並に童子が来て來つて、箭を拾ふて田村麻呂に與へた。よつて全軍大いに振ひ、賊魁はその矢に中つて斃れ、遂に奥州を平定することを得た。田村麻呂は凱旋後先づ延鎮に面してその修法を謝し、且つ修法の何なるやを問ふたところ、延鎮は勝軍地藏、勝敵毘沙門の二像を造つて供修した旨を答へた。田村麻呂は交戰中に二人の見知らぬ童子が箭を拾ふて軍の危急を救つたことを語り、餘りの不思議さに、その二像を拜すれば、滿身皆刀矢の痕が残されてあつた。將軍は大いに驚ろいてこの由を朝廷に奏上したところ、天皇は大いに御感あらせられたと云ふことである。

◎遍 昭 僧 正

天台宗元慶寺の開山。俗名を良峯宗貞と云ひ、世に良少將と稱し、出家の後ち花山僧正、中院僧正、または良僧正と號した。桓武天皇の皇孫にして、大納言安世の子である。承和十一年藏人に補し、次で從五位下に叙し、左兵衛佐に任ぜられた。後ち備前守に轉じ、左兵衛少將を兼ね、藏人頭に補せられ、嘉祥三年正月從五位上に叙せられた。特に仁明天皇の寵を受け、同年三月二十一日天皇の崩御あらせらるるや、哀慕の念を禁ずること能はず、遁世して比叡山に登り、薙髮して遍昭と號した。乃ち圓仁に師事して天台を學び、又圓珍に就いて三部の灌頂を受けた。貞觀中常康親王には其の居所なる京都の雲林院を以て遍昭に屬し、之に住せしめ、法務に任ぜられた。之を天台宗法務の嚆矢となす。尋で元慶寺を花山に創建してその座主となつた。勅して定額寺に列せられ、年度者三人を賜ふた。同三年權僧正に進み六年起請七ヶ條を上つて緇門の時弊を論じた。仁和元年十二月齡七十に達するや、朝廷遍昭を仁壽殿に襲

して賀を賜はり、

かくしつづ兎にも角にも永らへて

君が八千代に逢ふよしもがな

の御製を賜ひ、時の大臣以下皆其の座に列したと云はれる。而して近江國の廢田百五十三町を特に元慶寺に寄せられた。以て天恩の如何に優渥なりしかを知るべきである。幾もなくして僧正に進み、輦車を以て入宮を許され、寛平二年正月十九日壽七十五歳を以て入寂した。時に朝廷白纒三百屯、調布百五十端を賜ふて諷誦を修せしめられた。遍昭特に和歌に長じ、後世六歌仙の一に數へられ、歌聖と仰がれるに至つた。その著作に華山私記若干卷がある。

◎一 源 禪 師

一源禪師は京都南禪寺の塔中天授庵の住僧にして、宋に赴き、圓照心印の法を傳へ、歸朝後當町大字小山の牛尾山の傍に一草廬を結んで白石庵と號した。其の遺趾並びに墓は尙ほ存在してゐる。

◎圓 智 上 人

當町大字御陵なる阿彌陀寺の中興開山にして、淨土宗鎮西派の學匠である。西阿上人に法を嗣ぎ、京都智恩院の第十一世となり、後ち鳥羽の法傳寺に隱棲し、正平十二年三月二十七日示寂した。

◎正 徹

正徹は京都東福寺栗棘庵の僧である。本姓は紀氏にして字を清嚴と云ふ。和歌を善くするを以て著はる。東福寺に入つて佛照派の下僧となり、其の書記を勤め、徹書記と稱し、東福寺の塔中栗棘庵に住した。人となり詩賦文藻を好まず、常に國書を修め和歌を嗜んだ。其の詠するところ三十六帖、三萬餘首に及んだが、僧侶にとつてはその實益なきものとなし、之れを盡く焚いた。既にして之れを悔い、大いに歌道に精進し、復た詠するところの歌二萬餘首に及んだ。之れを『草根集』と名づけ、序を攝政太政大臣一條兼良が作つた。兼良は博學多聞にして、尤も朝典に熟し、神道に通じ、佛典を明かにし、兼ねて和歌を好み『聯歌新玉集』二十卷を纂輯し、勅撰に擬せられた。以て『草根集』の價値や知るべきである。後ち『草根續集』を著はした。

正徹嘗て其の詠するところの和歌に諷世の意があつたので、天皇の御逆鱗に逢ひ、京外に放たれ山科に謫せられた。よつて四宮徳林庵の後に一草廬を結んで招月庵と號し、和歌を友とし其の日を送つた。翌年七月十三日和歌を詠せしところ其の詠歌頗る寂感にかなひしを以て赦免せられて京に歸つた。時に年七十九歳であつたと傳へられる。

勅勘を蒙むつた歌

散らせ風みぬもろこしの鳥もねす

桐の葉わるく秋の三日月

勅許の歌

なか／＼になき魂ならば故郷に

かへらんものを今日の夕暮

正徹は和歌を權大納言藤原爲尹及び今川了俊に學び、正廣、正般、正周等の門人があつた。當時門閥家ならざる正徹が和歌を善くするを以て、權中納言藤原雅世等の嫉視を受け、その詠歌の『續古今和歌集』に載せられなかつたのはその結果であると云はれてゐる。

◎木 食 上 人

眞言宗高野山興山寺の開山にして、山科日岡嶺上に梅香庵（一に木食寺）を營み、文祿年間日岡峠を鑿きて行人に便せりと云はれてゐる。應其初めの名は日齋、字は順良と云ひ、後ち木食上人と呼び、興山上人と云つた。近江の人にして佐々木氏に仕へ、佐々木氏の歿落後は大和の越智氏に仕へた。越智氏又歿落するに及び、深く人事の變遷を感慨し、天正元年三月三十七歳にして高野山に登り、亡君の靈を弔慰し、十一月五日自ら髪を剃りて山中の穀屋寺に籠居した。天正十三年四月豊臣秀吉大軍を率ゐて雜賀に入り、高野山を攻めんとした。十日應其は宥全、快言の二僧を伴ひて、雜賀の陣中に至つて秀吉に面會し、祈禱の卷數を捧けて一山の他意なきを告げた。十六日良雄、空雄の二僧を伴つて、再び秀吉に面し、請狀を呈し、和議數條を結んだ。秀吉大いに應其を推重し、一々其の言を容れ、遂に一山事なく、禍を免るることを得た。六勅月ありて高野山に領地を賜ふに際し、應其之れを拜して學侶に通達した。七月十六日秀吉の室政所の本願によつて、高野山に金堂を興すに當り、その命を承けて専ら經營に従事した。同十四年七月廿一日大阪城に至り秀吉に謁し、十二月命を受けて大佛殿造營の工事を監した。同十五年九月金堂落成し、秀吉より木食興山上人の號を贈られた。同十六年大和長谷寺の工事を監し、十七年七月十九日法令十七條を作つて學侶に示諭した。同十八年興山寺を興し、九月二十八日落成し、勅額を賜はり、十九年二月六角經藏を修補して功があり、十一月二十二日秀吉より食邑千石を給せられた。文祿元年青巖寺を興し、三年三月三日秀吉高野山に登り青巖寺に入り、應其に食邑を給した。七月二十三日青巖寺落成し、大曼供を修した。蓋し秀吉の政所青巖貞松禪尼の本願によるのである。八月二十三日青巖寺の座儀灌頂を修行し、文祿四年二月丹生明神宮並に別當寺の造營を監す。慶長三年九月秀吉の遺骸を京師阿彌陀峰に葬るに際し、始終の事務を監した。同四年秀吉の廟を興し、土木の事を監し、五年九月伏見の陣中より、近江飯道寺に遁れ、十六年十月一日飯道寺に寂した。壽七十二歳。辭世を

あたし世の廻りはよと行月の

今日の入日の空にまかせん

と詠んだ。門弟等棺を荷うて高野山に登り、興山寺に葬つた。その著はすところ『無言鈔』三卷がある。而して興山寺、青巖寺、高野山金堂、東寺塔、金堂、講堂、醍醐金堂、嵯峨釋迦堂、宇治平等院、清水寺小安堂、安祥寺青龍社、石山觀音堂、豊國大明神社殿等の建立、修繕等枚擧に遑がない。

◎日 勇 上 人

當町大字竹鼻護國寺の開山にして、京都日蓮宗本山妙傳寺の第十四世である。正保年後水尾天皇の中宮東福門院徳川和子には、當寺の日勇上人を召させられて、菊の御紋章の御衣を以て製せられた七條及び五條の袈裟を賜はつた。これ日蓮宗僧侶の菊の御紋章入の袈裟を着することの濫觴とはなつた。

◎寛 海 和 尙

寛海和尙は東野の三宮社の神宮寺たりし妙智院の第六世である。常陸國笠間の人にして、姓を海老原といひ、定譽と號す。始め笠間の勝福寺の歡傳上人に就て學び、戒を受け、秘密の教を肆ひ、機を研くこと二十八年、水戸の寶鏡鍵果僧都に摩耶大戒を受け、兩部の灌頂を授けられ、尋て京都に上り智積院の元壽僧正並に隆長僧正に學び、又醍醐の寛濟大僧正に瑜珈秘法を受け、慶安元年妙智院の住職となり、大いに妙智院を修興し、延寶六年十月朔日六十五歳を以て示寂した。

寛海嘗て越の瀧谷寺に在りし時、法力を以て數多の餓死者を救つたことがあり、又一夜夢に不動尊より慈救咒秘を授かり、觀音菩薩より夢に持戒清淨秘訣を受けた。戊申の秋久しく降雨なく、人多く之れに苦しんだが、寛海降雨の

法を修したところ、忽ちにして験が顯はれ、大雨立ちどころに至つたと云ふことである。以てその高德の一斑を知ることが出来やう。

四二〇

◎道 印 和 尙

山科大宅寺の住僧。(大宅寺は大学大宅にあつた名刹であるが、今は大字御陵の永興寺に併合されて廢寺となつた)道印は曹洞宗の僧にして、字を月坡と云ひ、蔭涼寺の鐵心に參して曹洞の奥儀を究め、近江比良山某庵に住した。特に漢詩に長じた。寛文四年比良山獅子谷に棲住し、山居三十律の作があり、同七年夏關山琵琶苑に住し、十絶句の作がある。その著はすところに語録及び參禪要路、菴居集がある。その琵琶湖を渡る詩に

騎_レ雨_レ跨_レ風片_レ納_レ輕、 琵琶十里信_レ舟行、

布帆掛後知_レ風力、 舳艫搖邊會_レ水情、

江上有_レ山山遠近、 波間無_レ路路縱橫、

普通年外乘_レ蘆客、 堪_レ笑_レ度_レ生_レ心_レ不_レ平、

は最も人口に膾炙してゐる。

第四節 偉人及著名人物

◎藤原鎌足

藤原氏の祖。本姓は中臣氏にして、その先は天孫瓊々杵尊の輔翼の臣たりし天兒屋根命である。父を御食子と云ひ、大和國高市郡の人と云はれる。後ち山階陶原館に居を構へた。人と爲り忠誠にして、天下を救ふの志を懷き、蘇我氏の横暴なるを見て、密かに之を倒さんと企てた。嘗て神祇伯に拜せられたが、病と稱して任に就かず攝津國三島に退

隱した。時に皇弟輕皇子も亦脚を病みたまふて參朝をされなかつた。鎌足は皇子と親密の間柄にあつたので、屢々その宮に出入した。皇子は鎌足の意氣の高逸なるを知りたまふて、深く之を重んぜられ、待遇せられることが殊に篤かつた。鎌足も亦その知遇に感じて密かに翼戴の志を申上げた。皇子も大いに喜ばせられ、斯くて兩人は深く結ぶ所があつた。鎌足は又中大兄皇子の英邁なるを知り、皇子とも交を結びたいと思つたが、その機を得ないで過る中、幸ひ法興寺の打毬の會に皇子と相親しむことが出来て、密かに意中を申上げ、互に計畫するところがあつた。併し世の嫌疑を避けるがために、共に南淵先生の許に通ひ、周、孔の教を學ぶに託して、往來の間に協議し、且つ丈六の廬舍那佛を山階陶原館に安置して、蘇我氏の滅亡を祈つた。また大事を決行するには強族の後援がなくてはならぬと云ふ所から、蘇我氏の一族なる蘇我倉山田石川麻呂を味方に入れ、その女を中大兄皇子の妃となし、以て親を結ばしめ奉つた。既にして鎌足また佐伯子麻呂、葛城稚犬養網田をも與黨となし、皇極天皇の四年六月、三韓より貢物を獻つたので、此の機會において蘇我氏を誅戮しやうと企て、六月十二日、天皇には大極殿に出御あらせられ、古人大兄皇子も侍らせられた。入鹿も亦その席に列し、蘇我倉山田石川麻呂が進んで三輔の表文を読み上げた。中大兄皇子は命じて悉く宮門を閉して往來を止めしめ、衛門の兵には祿をたまふべしとて一ヶ所に召集させ置き、皇子自らは長槍を執らせられて殿側に隠れさせたまひ、鎌足は弓矢を持つて助衛をなし、佐伯子麻呂、葛城稚犬養網田に劍を授けて入鹿を斬らしめ、尊で又入鹿の父蝦夷も自盡し、さしも驕奢を極めた蘇我氏も、その本宗は遂に滅亡するに至つた。かくて天皇には御位を中大兄皇子に譲らせたまはんことを欲せられたが、鎌足は皇子に説きて輕皇子に譲らせ奉つた。これを孝徳天皇と申し奉る。天皇は鎌足を内臣に任ぜられて、大錦冠を授けさせたまふた。而して大化の革新の政は殆んど鎌足が中大兄皇子と計つて畫策せるところにして、白雉五年には紫冠を授けられた。天智天皇の八年、鎌足の

病に罹るや、天皇には親しくその邸に幸せられて、これを問はせられ、優詔を下して慰藉したまふた。また皇太弟大海人皇子を遣はされて、大織冠内大臣の宮を授けさせられ、藤原の姓を賜はつたが、十月遂に薨じ、山階の精舎に葬つた。後ち大和の多武峯に改葬して、その肖像を祀つた。

◎宮道彌益

醍醐天皇の外曾祖父。宇治郡の大領にして、其の先は景行天皇の皇子日本武尊の御子稚武王より出てゐる。類聚國史並に三代實錄に、貞觀十九年正月三日外從五位下漏刻頭宮道朝臣彌益が從五位に叙せられ、元慶六年正月七日主計頭兼越後介宮道朝臣彌益が從五位上に叙せられたことが見て居る。後ち宮内大輔となり從四位下に昇つた。天安元年九月藤原高藤栗栖野に鷹狩をなし雷雨に遇ひて、彌益が家に宿し、その女列子を寵愛し、遂に一女胤子を生ましめた。胤子後ち宮中に入り、宇多天皇の女御となり、醍醐天皇を生み奉り、その薨後皇太后を贈られたまふた。彌益並びに其の室は天曆中勸修寺小字芦尾山の宮道二所明神に合祀せられ、今の村社宮道神社がそれである。而して大字大宅の大宅寺は彌益夫妻追善の爲めに之れ建立したと云ふ説があるが、舊記湮滅して詳かでない。また同寺に彌益夫妻の墓と云ふものがあるが信を置き難い。今勸修寺門跡の侍たりし中村益憲はその三十二世の孫に當ると云はれ、又大字勸修寺の西念寺の住僧中村氏もその遠裔であると云はれてゐる。又足利時代の名家蜷川氏もその末葉であると思はれるが、物部氏を稱してゐる。

◎宮道列子

内大臣藤原高藤の室。父は宇治郡の大領宮道彌益にして、母は大宅氏である。天安元年九月高藤南山科栗栖野の地に鷹狩を催はした。申刻頃となりて、一天俄かに晦冥となり、疾風迅雷の大雨に遭遇し、所在なきままに當座休息の

家を探した。遂に遙か山腹に家あるを認めて漸く尋ね入つた。之れ宇治郡の大領宮彌益が邸宅であつた。暫時が程は馬上の儘に廊下に休らひたりしも、雨なかなか歇まず、早や日没に近づいた。俄かに京都に歸らんとすれど、最早や歸るべきよすがもなかつた。彌益之を見てその顯貴の人なるを知り、頗る款待を極めた。夜に及んで雨益々激しく、遂に此の家に一夜を過した。然るに彌益に一女があつた。年齢は十四五ばかりと見は、容顔恰かも花の如く、頗る艶麗なりければ、旅寢の徒然なるままに、高藤いたく娘を寵愛し、翌朝歸途に際し、腰に帶せる太刀を朽ちせぬ契りにまでと残し置き、再約を期して歸洛した。爾來高藤は怏々として樂します、父内舍人良門は之を質して、已來高藤の狩を禁じて、馬飼の侍者を放逐した。さる程に良門病を得て遂に薨じた。高藤即ち葬儀を濟ませ、一年を経て更に馬飼を召し出し、以前の狩獵の道及び休宿の家を尋ねべく阿彌陀峰の難道より至り、漸くにして宮道家に辿り着いた。列子は嬉しさのあまり几帳の中より頻りに泣くので、高藤怪しみて『如何なる人の何が爲めに泣くぞ』と問へば、彌益が答へて言ふには、『去年の秋半ばに契られたまひしことを違はせられず、御光來の程をうれしく思ひて泣くのであり、且つは之れなる幼女は彼夜以來妊娠して出産し、月日うつろうままにかくは成長いたしたものである』と告げければ、高藤いたく喜びて翌日直ちに迎へ入れて正室となした。幼女は後の贈皇太后胤子（宇多天皇の女御にして、醍醐天皇の御生母）におはする。其の後泉の大將定國、三條右大臣定方を生み、從三位に叙せられた。延喜七年十月十七日薨じ、同月二十六日正二位を贈られ、小野郷に葬つた。これを後小野墓と號す。

◎大石良雄

大石良雄は播州赤穂城主淺野侯の老臣にして、四十七義士の領袖である。その先は藤原秀郷に出で、近江國栗太郡大石はその本據の地にして、曾祖父内藏助良勝始めて淺野長政の男長直に仕へて國老となり、祿千五百石を食んだ。

長重の男長友封を常陸笠間より赤穂に改めらるるに及んで、従つて此の地に移り、祖父良欽襲いで内藏助と稱した。父良昭權内と稱し早世せしを以て、良雄祖父の後を襲いで内藏助と稱した。時に年十五にして長友、長矩の二君に仕へた。元祿十四年三月長矩幕命に依つて勅使接伴の事に當り、十四日江戸城中に於て高家吉良上野介義央を傷つけた。將軍徳川綱吉はその不敬を責め、即日長矩に死を賜ひ、翌十五日には赤穂城を沒收し、播州龍岡城主脇坂淡路守安照に赤穂城の在番を命じた。

時に良雄赤穂に在つたが、此の報が傳はるや良雄は三百餘士を城内に集めて『此の度は事不慮に起つて、主家の滅亡を見るに至つたのは、慨歎の至りである。その上吉良殿が生を得て、主君の志が遂げられなかつたことは、實に残念なことであつて、吉良殿こそ我等に取つて不俱戴天の仇である。公に對しては聊かも恨みは無いのであるが、事茲に至つては如何ともすることが出来ない。此の上はただ城受取の上使を待ち受けて、城を枕に殉死する外は無いと思ふ』と謀つたところ、何れも同意を表した。そこで使を遣はして、其の趣きを長矩の親戚たる戸田采女正氏英に訴へ出つると、氏英は非常に驚いて、その擧の無謀なるを懇々と誡めたので、使者は其の趣を良雄に復命した。時に同盟の大部分は、その決心を離して、大野九郎兵衛を筆頭に城を逃れ、今は僅かに五十五名となつた。良雄は其の形勢を觀て窺かに期するところがあつたので、一方城内に残つて居る者を諭すと共に、幕府へは『長矩の弟大學長廣に遺跡を襲がせられるやうに』と歎願して、一先づ穩かに城地を引渡してしまつた。ところが城を明渡すか明渡さぬに、長廣は閉門を命ぜられた。然るに十九日には梶川與惣兵衛が長矩を組み留めた功に依つて五百石の加増があり、その二十六日には吉良義央は願の通り役儀を免されて、養子の左兵衛督義周が吉良家を嗣ぐことになつた。

斯ふなると城を明渡した良雄の評判は散々であつた。『大石の藏とはかねて聞きつるが、よく／＼見ればきらず藏かな』など、當時得意の狂歌などで、盛んに大石を當てこする。せめて腹でも切れと諷するが、大石は少しも念頭に掛ける様子がなく、其の後悠々と赤穂を立退いて、同藩の鐵炮頭進藤源四郎（良雄の妻の姉の夫）の郷里山科西野山へ邸宅を新築し田畑を求めて引込んだが、何と思つたか間もなく妻を離別した。勿論武藝などは修むるでなく、ただ日夜花街に豪遊し、無頼と豪奢の限りを盡した。それでも始めは賢せ放蕩と思つて居た者も、悉く呆れ果ててしまつた。之れまでは吉良家でも大石の心事を疑つて何よりも不安に思つて居り、盛んに密偵を放つて良雄の心邊を偵察して居たが、今はその密偵さへも全く安心して、其の旨を江戸へ報告したから、吉良方の用心は自然に緩んでしまつた。而して翌元祿十五年七月十八日、先に閉門を命ぜられた長廣は、知行屋敷を共に召上げられて、宗家藝州侯淺野安藝守綱長の封地へ預けらるることとなつた。良雄を始め同盟の士が一縷の頼みとした主家再興の望みも茲に全く絶へ果てて了つた。今は愈々仇討の外は無いと、そこで始めて復讐に一決したのである。

大石は先づ徒目付を勤めて居た神崎與五郎則休、茅野和助常成の兩人を江戸に下らせて、吉良家の近邊に付けて置き、始終敵の動靜を探らせた。續いて堀部彌兵衛、同安兵衛、前原伊助、倉橋傳助なども忍び忍びに江戸へ入つた。孰れも變名し、或は商人、或は劍法家と、それぞれ適した姿に身を窆して、絶えず吉良家の門邊を立ち廻つてゐた。その中にも大石山科を忍び出て、長男の主税良金と共に十一月五日には江戸近くへ出た。直ぐ様江戸入りは危ふいと始めの中は用心の爲めに川崎邊に潜居して居たが、大丈夫らしいので江戸へ入り垣見五郎兵衛と變名して、神田石町三丁目へ借家して住んだ。

元祿十五年十二月の或る日、山田宗遍の茶の弟子たる大高源吾から一封の吉報が齎された。それによれば吉良家では、此の十三日の煤拂ひ後、迎ふる春を改めて待つべき、賀祝の意を表する爲めに、其の十四日に義央自身で茶事を

催ほし、高家大友近江守義孝を招き、その爲めに宗通も招かれると云ふ文意であつた。十四日は亡君長矩の命日であり、その日を逸しては最早や仇を討つべき折はないと、良雄は同志に向つて相談の末、愈々十四日を以て、本所松坂町の吉良邸に打入るべき準備を始めた。かくて當夜に至れば、同盟の士四十六人は堀部彌兵衛の宅に會し、火消役人の體を装ほひ、良雄は柄を黒くした金の采配を携へ、衆を二分して、表裏の兩門より亂入し、遂に義央の首を獲て、泉岳寺に詣で、長矩の墓に向けた。幕府では直ちに四十六士を細川、松平、毛利、水野の四家に預け、翌十六年二月二日に至つて死を賜はつた。時に良雄は四十五歳にして、その子良金は十五歳であつた。

而して四十六士の處分は之で終つたが、この仇討が與へた士氣の振興と、世間の評判とは大變なものであつた。先づ當時の儒者、學者は、彼等の心事に對し、又は執つた處置に對して、賛否の議論は紛々を極めた。それが室鳩巢の『義人録』が出るに至つて、益々批判の絶頂に達したが、それから引續いて明治の中頃になつても、猶ほ赤穂義士論は論客の好問題となつてゐた。しかし一般民間の考へとしては、殆んど皆雙手を舉げて、この敵討を賞賛した。その藝術界に落ちたものが、やがて忠臣藏となり、また無數の小説戯曲となつたのである。

◎進藤源四郎

進藤源四郎は名乗を俊式と云ひ、西野山の豪族である。後ち家産の衰廢するに及んで、去つて播州に赴き、赤穂城主淺野侯に仕へ、鐵炮頭となり、祿四百石を食んだ。其の妻石束氏は淺野侯の老臣大石内藏助良雄の妻の姉である。元祿中淺野家斷絶するに及び、源四郎良雄を伴ひて郷里西野山に歸り、良雄の爲めに邸宅の購求、その他斡旋の勞を取つた。正徳、享保の頃は尙ほ當地に居つたが、後ち田園を家僕に託して安藝に赴き、再び歸らなかつた。源四郎赤穂侯に仕へて鐵炮頭となり、一躍して四百石の祿を食みしは、太平の世としては異數の出世と云ふべく、有用の士で

あつたことは推察に難くない。而して良雄の姻戚なるを以て見れば、その復讐の計畫は知るところならんも、何故に事を共にしなかつたか、又安藝に赴きしは、赤穂侯の宗家たる藝州侯に仕へん爲めであつたか、共に詳かでない。

源四郎が良雄を山科に伴ひ歸つた際、庄屋、年寄に請狀を提出したのである。

◎二松慶隆

二松慶隆は舊勸修寺門跡の坊官にして、實は照高院門跡の坊官進藤法印慶稱の二男である。勸修寺門跡の坊官山田法印長好に養はれ、貞享二年八月六日二松慶隆の養子となり、家名を相續し、坊官となり、家祿十六石五斗を食んだ。同年九月十四日法橋に叙せられ、式部卿と稱し、元祿四年閏八月十三日法眼に進み、同十三年二月十四日法印となり、同十五年八月二十五日年三十九歳を以て卒した。男光隆家を繼ぐ。

◎二松光隆

二松光隆は舊勸修寺門跡の坊官にして、先代慶隆の男である。元祿二年に生れ、同十五年八月二十五日家を繼ぎ、家祿十六石五斗を食み、寶永二年八月九日得度し、同年十月九日法橋に叙せられ、式部卿と稱した。同七年十月十一日法眼に叙せられ、享保十九年二月十一日法印に進み、寶曆七年正月五日年六十九歳を以て卒した。養子榮隆家を繼ぐ。

◎二松榮隆

二松榮隆は舊勸修寺門跡の坊官にして、初名を滿存と云ひ、先代光隆の養子である。實は毘沙門堂門跡の坊官小路法印範邦の二男にして、享保十二年八月七日に生れた。寛保二年三月十四日坊官となり、得度し、同年十一月二十四日法橋に叙せられ、式部卿と稱した。寶曆元年十二月二十二日法眼に叙せられ、同七年正月五日家を繼ぎ、家祿十

六石五斗を食み、明和六年十二月榮隆と改名し、天明五年七月二十日年五十九歳を以て卒した。養子隆賀、隆盛、隆歡があり、隆盛家を繼ぐ。

隆賀は、實は二條家の侍初川壹岐守信愛の男にして、明和二年九月十九日坊官となり、尋で法橋に叙せられ、中務卿と稱し、同八年十二月十八日法眼に進み、安永八年十二月二日年三十歳を以て父に先ちて卒した。

◎二 松 隆 盛

二松隆盛は舊勸修寺門跡の坊官にして、先代榮隆の養子である。實は同寺門跡の坊官山田康保の男にして、安永元年正月十一日に生れ、天明五年七月二十日家を繼ぎ、家祿十六石五斗を食んだ。同六年十一月八日坊官となり、得度し、同年十二月八日法橋に叙せられ、宮内卿と稱し、寛政六年十二月廿一日法眼に進み、同七年九月十八日年二十五歳を以て卒した。養弟隆歡家を繼ぐ。

◎二 松 隆 歡

二松隆歡は舊勸修寺門跡の坊官にして、先代隆盛の養子である。實は大乗院門跡の坊官松井法印實淵の四男にして、天明元年十二月十二日に生れ、先々代榮隆の養子となり、初名を榮豊と云つた。寛政七年九月十八日家を繼ぎ、家祿十六石五斗を食み、同八年十一月二十四日坊官となり、得度し、同年十二月十九日法橋に叙せられ、式部卿と稱した。享保元年七月名を隆歡と改め、文化元年六月八日法眼に進み、同十二年三月廿九日年三十五歳を以て卒した。男富丸家を繼ぐ。

富丸は隆歡の長男にして、文化十二年三月二十八日年四歳を以て家を繼いだ、同年五月二十七日病身の故を以て弟壽丸へ家を譲つた。

壽丸は隆歡の二男にして、文化十二年五月二十七日二歳を以て家を繼ぎ、文政元年十月十八日父隆歡の養子光慶に家を譲つた。同五年十一月故あつて、同門跡の坊官山田法眼長盛の後を繼ぎ、宮内卿長榮と稱し、法眼に叙せられた。

◎二 松 隆 房

二松隆房は舊勸修寺門跡の坊官にして、先々代隆歡の養子である。實は毘沙門堂門跡の坊官今小路法印範光の二男にして、寛政六年七月二十四日に生れ、初名を光慶と云ひ文政元年十月十八日先代壽丸の後を承け、家祿十六石五斗二人扶持を食んだ。文政二年四月十八日坊官となり、得度し、五月十日法橋に叙せられ、式部卿と稱した。同十年十月十日法眼に叙せられ、天保四年十月六日法印に進んだ。同九年正月一日名を隆房と改め、同年十二月十七日隠居し、家を養子光輝に譲つた。同十二年十二月十七日命に依つて再勤し、安政五年七月二十一日その勤勞を賞せられ、永宣旨を以て廳務に補せられ、同年九月二日再び隠居し、家を光輝に譲つた。文久四年正月十一日命に依つて三度勤務し、家祿十七石二人扶持を賜はつた。慶應四年四月十四日勸修寺門跡を山階宮家へ賜はりしを以て、法印を辭したが、明治元年八月晦日永宣旨を以て、法印に復叙し、明治三年八月六日家を男惟忠に譲つた。

惟忠は天保十五年七月二十五日に生れ、元治二年閏五月侍となり、從六位下甲斐介に叙任し、慶應三年六月諸太夫に進み、正六位下大和守に叙任した。明治三年八月六日家を繼ぎ、同四年二月十五日病に依つて隠居し、家を男公忠に譲つた。

公忠は家を繼ぎ、家祿十七石二人扶持を食み、明治五年正月京都府貫屬士族を仰付られた。當家の畧系を示せば次の如くである。

使と稱し、同月十七日卒した。

康明は、實は伏見宮家士森田主膳の男にして、寛政十年二月晦日侍となり、從六位下伊豆守に叙任し、文化二年八月二十七日得度し、坊官となり、法橋に叙せられ法名を康定といひ、民部卿と稱し、同十一年九月十三日事に依つて退身した。

◎山田長盛

山田長盛は舊勸修寺門跡の坊官にして、初名を長保といひ、先代長康の養子である。實は丹波國山國郡塔村の郷土草木庄右衛門國郷の二男にして、寛政四年三月十八日に生れ、文化十三年正月十九日得度し、法橋に叙せられ、刑部卿と稱した。文政五年十月二十三日長盛と改名し、同七年二月二十五日法眼に進み、同八年八月十四日家を繼ぎ、家祿十三石五斗二人扶持を食んだ。同十三年十一月三日年三十九歳を以て卒し、養子長榮家を繼いだ。

◎山田長榮

山田長榮は舊勸修寺門跡の坊官にして、先代長盛の養子である。實は勸修寺門跡の坊官二松法眼隆勸の二男にして文化六年三月十九日に生れ、文政六年三月得度し、同年六月七日法橋に叙せられ、宮内卿と稱し、文政十三年十一月三日家を繼ぎ、家祿十三石五斗二人扶持を食んだ。天保二年十月二十一日法眼に叙せられ、同十三年四月十三日年三十四歳を以て卒した。養子爲康家を繼ぐ。

◎山田爲康

山田長盛は舊勸修寺門跡の坊官にして、先代長榮の養子である。實は公家冷泉三位爲則卿の末男にして、文政十一年十二月二十八日に生れ、天保十二年七月二十九日得度し、同年八月二十九日法橋に叙せられ、中務卿と稱した、同

十三年四月十三日家を繼ぎ、家祿十三石五斗二人扶持を食み、嘉永四年三月二十三日法眼に叙せられ、安政五年七月三日病に依つて法眼を辭した。慶應三年十二月二十五日永宣旨を以て法印に叙せられ、大藏卿と改稱し、同四年正月二十日もと勸修寺長吏におはした山階宮晃親王の御命に依つて復飾し、馬背路と稱した。養弟爲康家を繼ぐ。康泰は先々代長榮の養子にして、實は勸修寺門跡の坊官二松廳務法印隆房の二男である。安政五年七月家を繼ぎ、同年九月十九日法橋に叙せられ、宮内卿と稱し、文久二年十二月家祿五斗を加賜せられ、都て十四石二人扶持を食んだ。元治元年十二月晦日命に依つて復飾し、實家へ歸つた。養弟爲德家を繼ぐ。

爲德は先々代長榮の養子にして、實は先々代爲康の男である。嘉永六年正月二十日に生れ、元治元年十二月晦日家を繼ぎ、家祿十四石二人扶持を食んだ。同二年二月二十五日得度し、同年三月十日法橋に叙せられ、中將と稱し、慶應四年正月二十日山階宮晃親王の御命に依つて、父爲康と共に復飾し、明治四年五月京都府貫屬士族を命ぜられ、同年八月三日禁中より警固方を仰付られた。當家の畧系は左の如くである。

◎康長大藏卿 法印 伴康大藏卿 法眼 長康大藏卿 法印 長盛刑部卿 法眼 長榮宮内卿 法眼 爲康大藏卿 法印 康泰大藏卿 法橋 爲德中將 法橋

◎山口春房

山口春房は舊勸修寺門跡の諸大夫にして、照高院門跡の坊官杉本法印玄快の男である。元祿元年十一月十五日勸修寺の長吏濟深法親王の命に依つて重臣に取立てられ、同八年十二月二十四日諸大夫となり、正六位下志摩守に叙任し同十五平十二月二十七日從五位下に進み、寶永六年十一月二日年七十四歳を以て卒した。男一暉家を繼ぐ。

◎山口一暉

山口一暉は舊勸修寺門跡の諸大夫にして、先代春房の男である。寶永六年十一月二日家を継ぎ、元祿十五年八月一日侍となり、從六位下美濃守に叙任した。享保二年十二月九日諸大夫となり、正六位下に進み、同月廿七日日向守に轉じ、享保十五年十一月二十六日年六十八歳を以て卒した。男一長家を継ぐ。

◎山口一長

山口一長は舊勸修寺門跡の諸大夫にして、先代一暉の男である。寶永四年十月四日に生れ、享保十三年十一月三日家を継ぎ、家祿十三石一人扶持を食んだ。同十五年十一月二十六日侍となり、從六位下志摩守に叙任し、同十九年二月十一日諸大夫に進み、正六位下に叙せられ、元文五年三月二十三日には從五位下となり、延享三年十月二十九日從五位上に進み、右兵衛少尉を兼ねた。寛延三年八月二十八日病に依つて官を辭し、位記を返上し、明和七年九月二年六十四歳を以て卒した。子一慶家を継ぐ。

一慶は延享三年十月に生れ、寛延三年八月家を継ぎ、明和元年三月侍となり、從六位下左京少進に叙任し、同三年十二月諸大夫に進み、正六位下志摩守に叙任し、明和七年閏六月六日年二十五歳を以て卒した。養子成裕家を継ぐ。

◎山口成裕

山口成裕は舊勸修寺門跡の諸大夫にして、先代一慶の養子である。實は隨心院門跡の坊官本間法印祐良の男にして、寶曆八年七月四日に生れ、明和七年閏六月六日家を継ぎ、家祿十三石五斗を食んだ。安永三年二月十九日侍となり、從六位下内匠大允に叙任し、同七年五月一日諸大夫に進み、正六位下相摸守に叙任した。天明五年十二月從五位下に叙し、寛政三年十二月從五位上となり、同九年四月には正五位下に昇叙した。享保三年八月病に依つて官位を辭し、文化十三年十二月二十二日年五十九歳を以て卒した。子敬徳家を継ぐ。

◎山口敬徳

山口敬徳は舊勸修寺門跡の諸大夫にして、先代の成裕の男である。天明五年十月二十五日に生れ、享和三年八月二十八日家を継ぎ、家祿十三石二人扶持を食み、文化八年閏二月侍となり、從六位下三河介に叙任し、文化十四年十二月諸大夫となり、正六位下近江守に叙任し、文政六年十月從五位下に叙せられ、同十二年十二月從五位上となり、天保七年正月には更に進んで正五位下に叙せられ、同十三年七月故あつて、官位止められ、退身した。養子益彰家を継ぐ。

益彰は、實は勸修寺門跡の家士中村主税益彰の男にして、文政六年十一月四日に生れ、安政五年七月二十五日命に依つて山口家を相續し、家祿十四石二人扶持を食んだ。同六年二月侍となり、從六位下播磨介に叙任し、元治元年三月諸大夫となり、正六位下和泉守に叙任し、明治二年七月官位を廢せられ、同四年五月京都府貫屬土族を仰付られた。その畧系は左の如くである。

◎春房從五位下志摩守——一暉正六位下日向守——一長志摩守正五位上——一慶志摩守正六位下——成裕相摸守正五位下——敬徳近江守正五位下——益彰和泉守正六位下

◎杉山秀滿

杉山秀滿は舊勸修寺門跡の家士にして、其の先右衛門尉秀政より出てゐる。秀政は公家庭田家（宇多源氏）の庶流である手向家より入りて家を継ぎ、天正三年從四位下に叙し、右衛門尉に任ぜられ、元和二年三月十三日年七十八歳を以て卒した。その男左京亮秀信家を継ぎ、寛文十二年七月十九日年七十二歳を以て歿したので、秀信の男右近秀冬家を継いで、元祿十四年八月二十日年七十三歳を以て歿した。

秀滿は秀冬の男にして、寛文六年に生れ、元祿十四年八月十三日家を繼ぎ、家祿十二石を食んだ。同五年十二月十三日正六位下に叙せられ、縫殿助に任ぜられ、同十六年十二月四日從五位下に進み、隼人正に任ぜられ、延享三年八月十日年八十一歳を以て歿した。養子秀延家を繼ぐ。

◎杉山秀延

杉山秀延は舊勸修寺門跡の家士にして、先代秀滿の養子である。實は西本願寺の臣岡田多仲守俊の男にして、享保十年三月八日に生れ、延享三年八月七日家を繼ぎ、家祿十二石を食んだ。寶曆十一年十二月二十四日從五位下に叙せられ、同十二年五月十五日攝津守に任ぜられ、天明六年九月二十五日年六十二歳を以て卒した。男秀富家を繼ぐ。

◎杉山秀富

杉山秀富は舊勸修寺門跡の家士にして、先代秀延の男である。寛延元年八月十四日に生れ、天明六年九月二十三日家を繼ぎ、家祿十二石を食んだ。寛政十一年正月二十七日從五位下に叙し、出雲守に任ぜられ、文化四年十一月九日年六十歳を以て卒した。養子秀建家を繼ぐ。

◎杉山秀建

杉山秀建は舊勸修寺家の家士にして、先代秀建の養子である。實は伏見稻荷神社の社司從三位大西親業の二男にして、寛政二年十月十五日に生れ、文化四年十一月五日家を繼ぎ、家祿十二石を食んだ。文政十年十月十日從五位下に叙し、加賀守に任ぜられ、萬延元年十二月二十二日年七十一歳を以て卒した。男秀雄家を繼ぐ。

秀雄は天保元年二月八日に生れ、嘉永三年三月二十三日從五位下に叙し、出雲守に任ぜられ、萬延元年家を繼ぎ、家祿十二石を食んだ。明治二年七月舊官を廢せられたので、位記並に官位を返上し、明治四年五月京都府貫屬士族を

仰せ付けられた。當家の畧系を掲ぐれば次の如くである。

◎秀政從四位下 右衛門尉 — 秀信左京亮 — 秀冬右近 — 秀滿從五位下 隼人正 — 秀延從五位下 攝津守 — 秀富從五位下 出雲守 — 秀建從五位下 加賀守
— 秀雄從五位下 出雲守

◎朝井有壽

朝井有壽は舊勸修寺門跡の坊官にして、近江國神崎郡在野村の郷士淺井傳兵衛清貞の男である。貞享元年十一月十六日に生れ、初名を新七郎影長といひ、元祿十三年奥田新七と改名し、尋で又姓を朝井と改めた。正徳元年十月東山天皇の中宮承秋門院幸子女王に奉仕し、寶曆四年十二月十四日勸修寺の長吏尊孝法親王の坊官となり、同月十六日得度し、二十六日法橋に叙せられ、同十二年五月十五日法眼に進み、治部卿と稱した。明和五年十一月七日壽八十五歳を以て卒した。子景福家を繼ぐ。

◎朝井景福

朝井景福は舊勸修寺門跡の家士にして、坊官朝井法眼有壽の男である。享保十九年五月十九日に生れ、寶曆十一年二月二十八日從六位下に叙し、右兵衛大尉に任ぜられ、同年五月十六日正六位下に進み、土佐守に任ぜられ、諸太夫となつた。天明六年十二月十九日從五位下に叙せられ、寛政四年十二月十九日從五位上に進み、修理權亮に任ぜられ、土佐守は元の如くである。文化十年四月十四日卒した。子景命家を繼ぐ。

◎朝井景命

朝井景命は舊勸修寺門跡の家士にして、修理權亮景福の男である。天明八年九月二十六日に生れ、文化十年四月十日家を繼ぎ、侍となり、文政元年十二月十九日從六位下に叙し、右兵衛大尉に任ぜられた。尋で諸太夫となり、同七年二月十三日正六位下に叙し、陸奥守に任ぜられ、天保元年十二月十九日從五位下に進み、同八年十二月晦日隱居し、同十四年七月十日壽五十六歳を以て卒した。子景逸家を繼ぐ。

◎朝井景逸

朝井景逸は舊勸修寺門跡の家士にして、奥陸守景逸の男である。天保元年九月十六日に生れ、天保八年十二月晦日家を繼ぎ、十二石二人扶持の家祿を食んだ。尋で侍となり、嘉永二年五月三十日從六位下に叙し、遠江介に任ぜられ、同四年八月二十八日正六位下となり、陸奥守に任ぜられ、諸太夫となつた。安政五年九月十九日從五位下に進み、同年十月十八日名を範彜と改め、明治二年九月七日隱居した。養子景治家を繼いだ。景治は實は曾我如陸の男にして、明治四年五月京都府貫屬士族を命ぜられた。當家の畧系は左の如くである。

◎有壽治部守法眼——景福修理權亮兼土佐守——景命陸奥守——景逸陸奥守——景治
仕初勸修寺門跡——從五位上——從五位下

◎大音豐義

大昔豐義は舊勸修寺門跡の家士にして、明和元年十一月朔日に生れた。先代數馬豐壽の養子にして、實は近江國伊香郡大音村の郷士大音傳兵衛の三男である。

當家は始祖を彦兵衛厚虎といひ、近江國伊香郡大音村の郷士柏原彦右衛門の男に生れた。元祿十五年勸修寺の長吏尊孝法親王に取立てられ、近習席出仕を仰付られ、享保十二年五月三日年八十二歳を以て歿した。

厚虎の養子厚義は安之進と云ひ、大音村の郷士馬場傳右衛門の二男にして、近習席勘定役を勤め、安永三年十月二日八十四歳を以て歿した。

厚義の子數馬豐壽は、實曆四年十月父の致仕後を承けて家を繼ぎ、同九年五月十五日出身村の名を取つて姓を大音と改め、安永三年五月二十八日年三十二歳を以て歿した。

豐義は幼名を友三郎と云ひ、安永六年六月十日家督を繼ぎ、近習席出仕を仰付られ、名を勘解由と改め、家祿六石を食んだ。文政十年十月二十八日長年間の勤勞に依つて特に侍に取立てられ、從六位下に叙せられ、出羽介に任ぜられた。天保十年十二月十一日從六位上に昇り、家祿八石五斗二人扶持となり、嘉永二年七月二十九日年八十六歳を以て歿した。實子なく、左膳義忠、左馬少允豐厚の二人を養つて子とした。

◎大音豐厚

大音豐厚は舊勸修寺門跡の家士にして、初名を正良といひ、文化四年正月二十三日に生れた。先々代出羽介豐義の養子となり、先代彈正義忠（豐義の養子にして、近江國高島郡川上庄宗ノ神社神主荻野出羽の三男である）の致仕の後を承け、安政五年七月十二日相續し、八石五斗二人扶持の家祿を食み、用人席出仕となつた。父は同じく勸修寺門跡の家士田中雅樂正則と云ふ。同年十一月侍に取り立てられ、從六位下に叙せられ、出羽介に任ぜられ、名を豐厚と改めた。元治元年三月四日從六位上に昇り、左馬少允に任ぜられ、家祿十石二人扶持となり、家司職を仰付られた。明治二年七月舊官を廢せられ、位記を返上し、同四年五月京都府貫屬士族となり、同七年八月二十四日隱居し、同二十一年一月七日歿した。

男を豐光といひ、明治七年家を繼ぎ、同十七年舊姓柏原に復した。その家系を示せば次の如くである。

◎厚虎 柏原彦兵衛 — 厚義 柏原安之進 — 豐壽 大音敷馬 — 豐義 大音出羽介從 六位下 — 義忠 大音彈正 — 豐厚 大音左馬少允 從六位下 — 豐光 復舊姓柏原

◎永田 重舊

永田重舊は勸修寺門跡の家士にして、その先徳川中納言秀康の重臣永見志摩守より出づ。志摩守は初め毛受忠左衛門と云ひ、毛受彌兵衛の男にして、母は秀康の實母長勝院の姉に當り、その縁故を以て徳川家康の命によつて永見氏と改めた。後ち秀康の子忠直國除せらるるや、永見氏また浪々の身となり、美濃國に移り式部に至る。重舊は即ち式部の男にして、同國不破郡平尾村願證寺の家來となり、片桐主殿と稱せしが、後ち故ありて上洛し、勸修寺の待永田大學の養子となり、名を帶刀と改めた。元治元年四月從六位下越後介に叙任し、明治三年十月十日卒した。子重威家を繼ぐ。

重舊は、明治維新の際山階宮晃親王の御附人として京都に在り、常に薩藩の土西郷吉之助(隆盛)、高崎左京(清風)、高崎左太郎(五六)等と交り、王事に盡力した。今に晃親王の御直朝は當家の寶物として傳へられてゐる。また書を能くし、嘗て一條關白家の寫本の整理を依頼された。

後誌

地名に「しな」を負ふ著名の地、京に山科あり東に信濃あり、信濃は原こ科野こ書き、國中に埴科・仁科・藁科・水品・蓼科・保科あり、今繹ぬれば尙ほ多かるべし、科聚りて科野を爲す、科は階又は級を意味し、科野は野の層々階を爲せる地勢を表するならん

山科を包める四圍の丘陵、傾斜徐かにして、山脚の延ぶる所、層々遠近、花紅に麥青く、朝靄夕霞之を裹みて、或は淡く或は濃く、其の景趣の妙殆ど言ふべからず、嗚呼此秀麗の相、山に科あるに非ざれば如何ぞ之れ有らん大を平野と言ひ亞くを盆地と言ふ、信濃は關境十州に亘る大國、佐久平・松本平・善光寺平等の目ありて、野に階を見る、而して茲には階を山に見る、直感する所唯だ斯の如し

直感夫れ斯の如く、平野の茫々たる、行き行きて只だ階有るのみ、山階は則ち晴好雨奇、春秋の節は復た言はず、夏は綠蔭に都塵を避けて松籟を聽くべ

く、冬は音羽の雪簾を掲げて俗腸を浣ふべし、然かも今や天然の美に人文の華を加へ、郊外の雅趣と都門の便を具備するもの、之を山科の大観と爲す也

昭和五年七月

編 者 識

昭和五年九月十五日印刷
昭和五年九月二十日發行

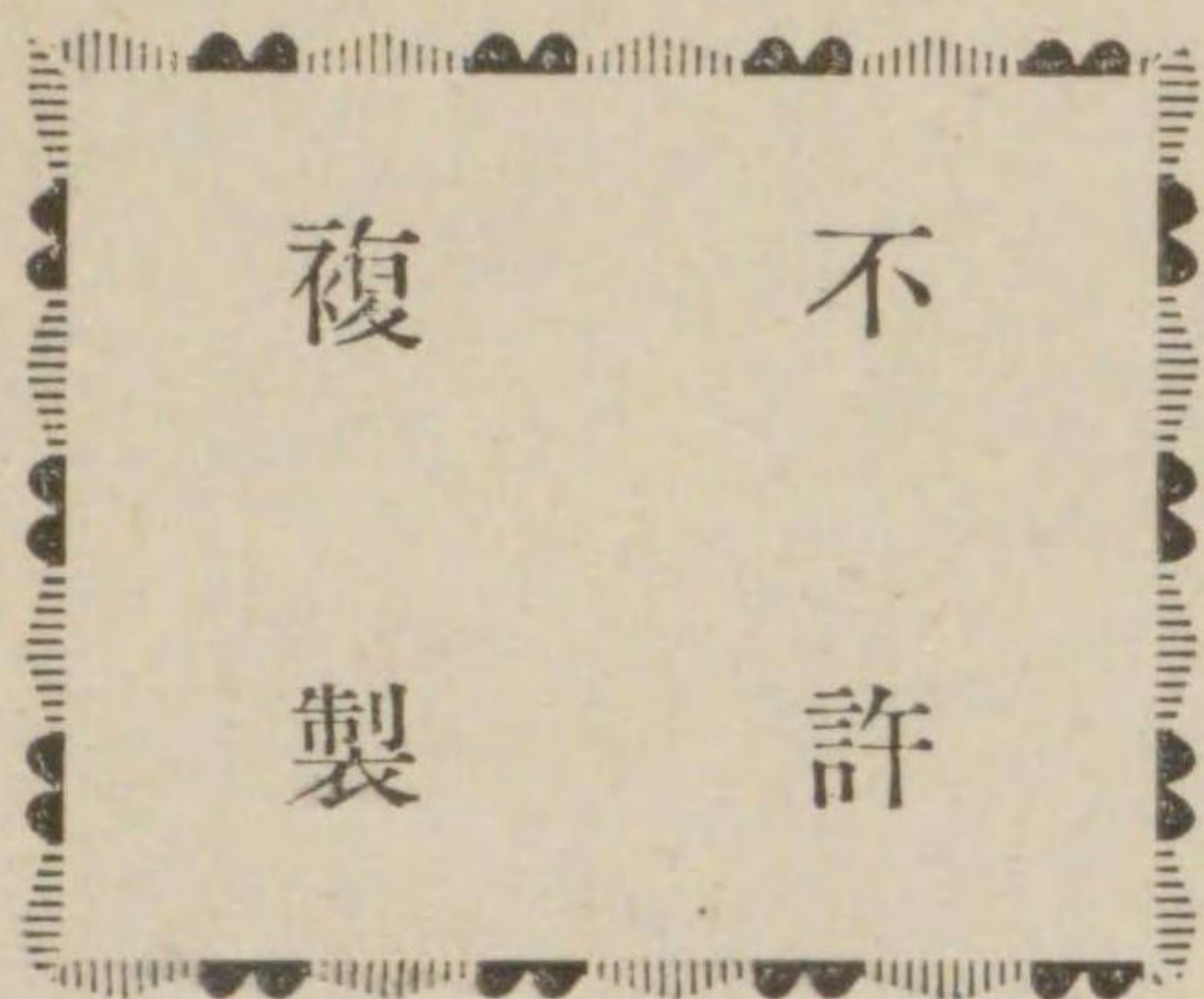
【非賣品】

編纂者 石 川 松 衛

發行所 京都府山科町役場

印刷所 京都市下京區大宮通花屋町下ル
杉本正文堂印刷所

電話下⑤三九二二番



11.40

